

鹿児島大学司法政策教育研究センター
開設記念：公開シンポジウム

入場無料

地域の法律系人材の充実の取組み

鹿児島大学の新しい社会貢献を目指して

平成 27 年

6 月 6 日 (土)

13 時 30 分から 17 時 30 分

会 場：鹿児島大学郡元キャンパス

法文学部 3 号館 203 講義室

入場無料

第 1 部 講 演

「九州における法学教育の意義と展望」

九州大学法科大学院 院長 田淵浩二教授

「地域における法律系人材の充実の取組」

島根大学法実務教育研究センター長 朝田良作教授

ほか

第 2 部 パネル・ディスカッション

『法律系人材養成における鹿児島大学の役割』

○司法政策教育研究センター事業計画(案)を素材に○

司 会：米田 憲市 司法政策教育研究センター長

コメンテータ：山田八千子教授(中央大学)

草鹿晋一教授(京都産業大学)ほか

懇親会(事前申込・会費制、裏面参照)

主 催：鹿児島大学司法政策教育研究センター

共 催：鹿児島大学大学院司法政策研究科

後 援：鹿児島県弁護士会

鹿児島県社会保険労務士会 鹿児島県土地家屋調査士会

鹿児島大学法学会

鹿児島大学司法政策教育研究センター

開設記念 シンポジウムプログラム

地域の法律系人材の充実の取組み

鹿児島大学の新しい地域貢献を目指して

主催：鹿児島大学司法政策教育研究センター

共催：鹿児島大学大学院司法政策研究科

後援：鹿児島県弁護士会

鹿児島県社会保険労務士会・鹿児島県土地家屋調査士会

鹿児島大学法学会

日時：平成27年6月6日（土） 午後1時30分から午後5時30分

会場：鹿児島大学郡元キャンパス法文学部棟3号館203号教室

（参加費無料／一般公開イベントです）

1. 開会の挨拶

主催者挨拶 鹿児島大学学長

前田 芳實

来賓挨拶

文部科学省高等教育局専門教育課課長

北山 浩士

鹿児島県弁護士会 会長

大脇 通孝

2. 企画趣旨

司法政策教育研究センター長

米田 憲市

3. 講演

(1) 九州における法学教育研究機関の意義

：法科大学院後の鹿児島大学の役割

九州大学法科大学院院長

田淵 浩二 教授

(2) 地域における法律系人材の充実の取組：

島根大学法実務教育研究センター長

朝田 良作 教授

(3) 法曹養成過程におけるリカレント教育の必要性

九州弁護士会連合会・リカレント研究会

宇加治 恭子 弁護士

4. パネル・ディスカッション

司会：米田 憲市

報告 鹿児島大学司法政策教育研究センター事業計画（案）

コメント：地域における法律系人材養成の可能性と展望

中央大学 山田八千子 教授

京都産業大学 草鹿 晋一 教授 ほか

5. 閉会の挨拶

鹿児島大学 理事

高松 英夫

目 次

【第1部】

1. 挨拶の部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-1
2. 企画趣旨の部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-1
3. 講演の部
 - (1) 九州における法学教育研究機関の意義－法科大学院との連携の可能性－・・・1-3-1-1
九州大学法科大学院院長 田淵 浩二 教授
 - (2) 地域における法律系人材の充実の取組・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-2-1
島根大学法実務教育研究センター長 朝田 良作 教授
 - (3) 法曹養成過程におけるリカレント教育の必要性・・・・・・・・・・・・1-3-3-1
九州弁護士会連合会・リカレント研究会 宇加治 恭子 弁護士

【第2部】

1. ディスカッションの部
 - (1) 事業計画（案）関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-1
 - (2) 学修支援関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-1
 - (3) ロイヤリング実践セミナー関係資料・・・・・・・・・・・・2-3-1
 - (4) 法律相談実習関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-1
 - (5) 社会保険労務士履修実績関係資料・・・・・・・・・・・・2-5-1
 - (6) 法教育資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-6-1
 - (7) ICT関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-7-1

【資料】

- (1) 四国グローバルリーガルセンター・・・・・・・・・・・・・・・・3-1-1
- (2) 鹿児島大学法科大学院 KULS ニューズレター

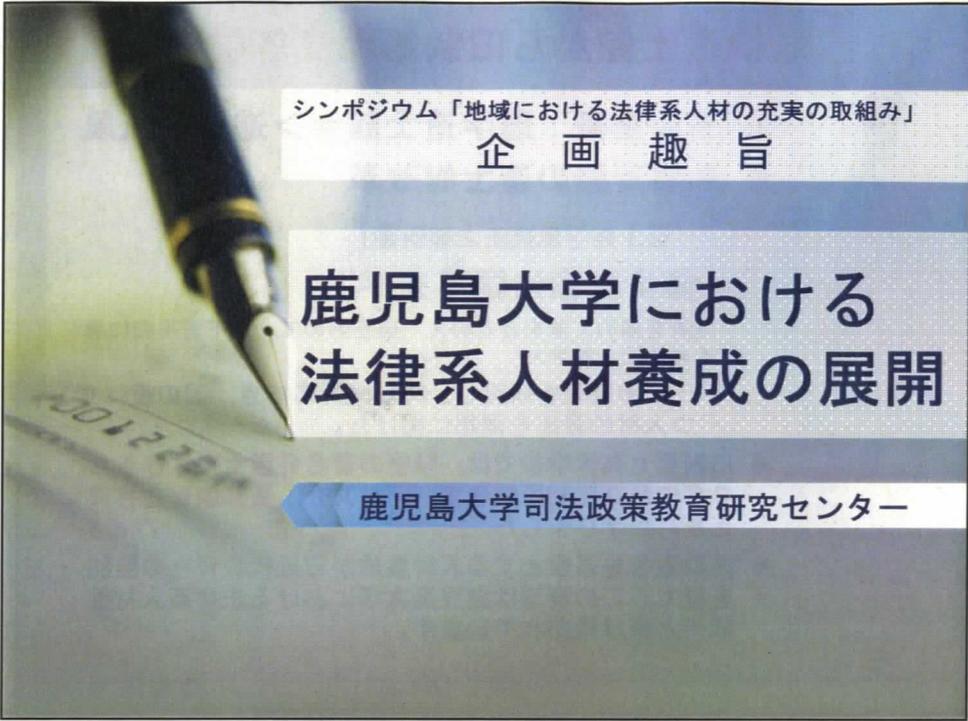


企画趣旨

企 画 趣 旨

鹿児島大学司法政策教育研究センター

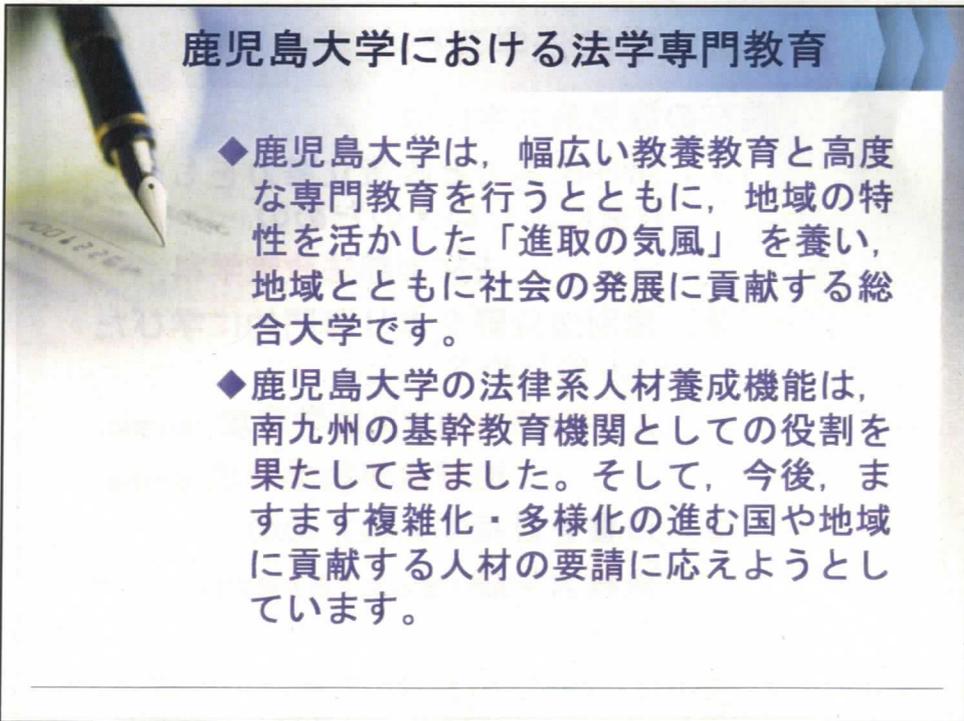
センター長 米田 憲市



シンポジウム「地域における法律系人材の充実の取組み」
企 画 趣 旨

鹿児島大学における 法律系人材養成の展開

鹿児島大学司法政策教育研究センター



鹿児島大学における法学専門教育

- ◆鹿児島大学は、幅広い教養教育と高度な専門教育を行うとともに、地域の特性を活かした「進取の気風」を養い、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学です。
- ◆鹿児島大学の法律系人材養成機能は、南九州の基幹教育機関としての役割を果たしてきました。そして、今後、ますます複雑化・多様化の進む国や地域に貢献する人材の要請に応えようとしています。

藩校造士館から旧制第七高等学校

- ◆ 島津重豪：藩学造士館＝>進取の気風
- ◆ 島津斉彬の造士館改革

「造士館学風矯正之御親書」

修身齐家治国平天下

(身を修めて家をととのえ、国を治めて、天下を平和に導く<礼記・大学>)

この道理を研究し、時局に対応でき、国の役に立つ人材の育成を理想に掲げた。

- ◆ 旧制第七高等学校では、戦後の著名弁護士正木ひろし、3名の最高裁判所裁判官（河村又介、長部謹吾、谷口正孝）が学びました。
- ◆ 儒教道徳を基盤とする人材養成から近代教育への展開を経て、この理想は鹿児島大学における法律系人材養成へと受け継がれています。

鹿児島大学の法学専門教育の取組み

現在の鹿児島大学には、

- (1) 法的思考力と政策立案力をもって、社会に出たい人のための

法文学部**法政策学科**、

- (2) 個別法分野をより専門的に学びたい人のための

人文社会科学部**法学専攻** (修士課程)

地域政策科学専攻 (博士課程)

- (3) 法曹を目指す人のための

法科大学院である**司法政策研究科**

鹿児島大学法科大学院の特色

- 「地域に学び、地域に貢献する」
 - 法曹養成教育と地域貢献の両立
 - 離島等司法過疎地における法律相談実習
 - 屋久島、種子島、徳之島
 - 地域を支える活力のある法曹養成
 - ICTを活用した弁護士活動教育
 - 教育連携による大学の枠を超えた環境
 - 九州・沖縄4大学法科大学院教育連携
 - 九大への留学制度

司法政策研究科（法科大学院）の成果

- ◆ 司法試験合格者数 17名（平成26年度現在）
 - 鹿児島県弁護士会 8名
 - 宮崎県弁護士会 1名 ※ひまわり基金
 - 旭川弁護士会 1名
 - 長崎県弁護士会 1名
 - 大阪弁護士会 1名
 - 法テラス秩父 1名
 - 司法修習生 4名

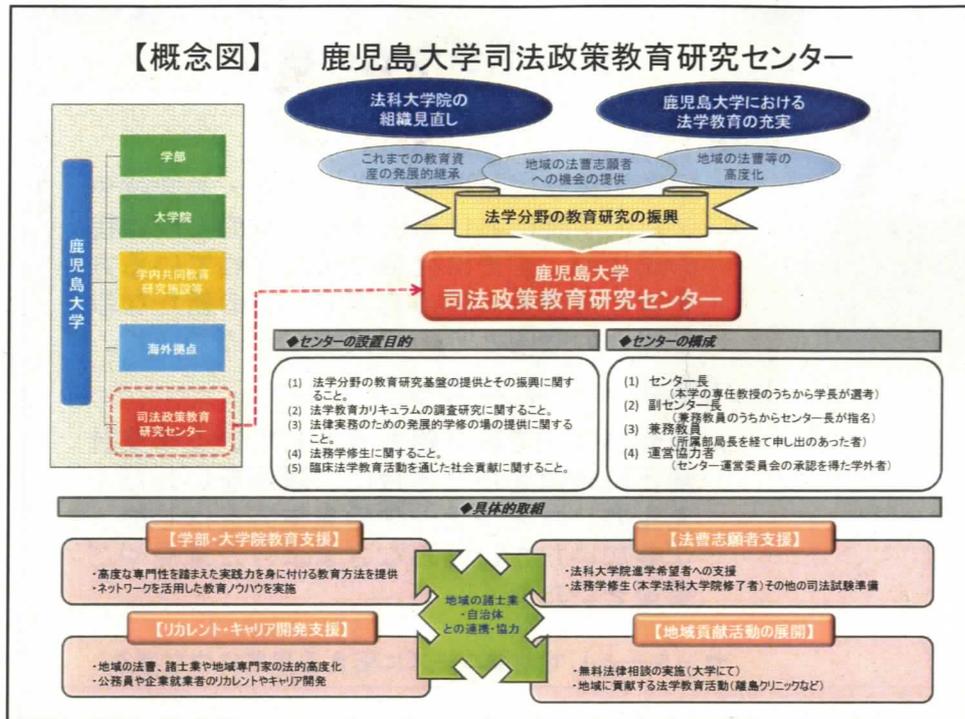
これからの法学教育の展開

- ◆ 法学系研究教育基盤の確保
 - 司法政策教育研究センターの設置（2015年3月1日）

- ◆ 新文系教育体制の構築の取組み

これからの鹿児島大学が取組む 法律系人材の充実の体制

	学士課程 (18歳人口中心)	修士課程 (専門分野)	博士課程 (専門分野)	法曹養成への支援 法律系人材のリカレント・高度化・地域貢献
現在まで	法文学部 法政策学科	人文社会科学 研究科 法学専攻	人文社会科学 研究科 地域政策科学 専攻	法科大学院 (法曹養成・地域貢献)
これから	法文学部 法政策学科	人文社会科学 研究科 法学専攻	人文社会科学 研究科 地域政策科学 専攻	司法政策教育研究センター ・法学分野の教育研究基盤の提供とその振興。 ・法学教育カリキュラムの調査研究 ・法律実務のための発展的学修場の提供 ・法務学修生に関すること。 ・臨床法学教育活動を通じた社会貢献
				地域の高度専門職・法律系業務従事者との連携 法科大学院の法曹養成の経験 教育資産・教育ノウハウ・研究力の導入 法律系情報交換を核とする ハブ機能の強化
学生定員	95(380)人	5(10)人	n/a人	15(45)人=>人数の拡大
修学年限	4年制	2年制	3年制	多様なニーズへの対応



司法政策教育研究センターの目的

- 法科大学院での法曹養成の経験とノウハウを継承
- 大学としての法学系教員の教育研究の力を結集し、地域の法律実務家との連携を推進
- 充実した法学教育課程を提供する基盤を確保
- 法科大学院修了後の司法試験受験のサポートを含む法曹志願者の支援
- 地域で活躍されている法律系人材や各種専門職のニーズに応えるリカレントや職能高度化の場の提供
- 地域貢献活動の一層の充実



シンポジウムの構成

▶ 講演

- ・現在の大学における法学系学部・大学院や法科大学院における法律系人材の養成課程の現状や、すでに社会で活躍されている方を含む法律系人材の充実のための新たな取り組みの動向とその必要性などについて。

▶ パネル・ディスカッション

- ・当センターで取り組もうとしている事業計画と将来像をたたき台に、講演をいただく先生方、コメンテータの先生方をはじめ、ご参加いただいたみなさまよりご意見やご要望をいただく。

センターとして地域ニーズに応える事業につなげる



講演

講演

九州大学法科大学院

院長 田淵 浩二 教授

鹿児島大学司法政策教育研究センター開設記念シンポジウム

「九州における法学教育研究機関の意義—法科大学院との連携の可能性—」

九州大学法科大学院長 田淵浩二

1. 地域における法曹養成機関の役割

①地域の法文化を踏まえた実践的な法曹養成教育

②地域に定着して活動する法曹の養成

→①②の理念実現のためには地域密着型教育が不可欠

2. 地域における法曹養成教育の基盤

(1) 法科大学院の地域適正配置

☆新司法試験以降地方で学びながら司法試験に合格する者の数は増加 (別紙資料参照)

(2) 地域の司法機関との連携

①実務家教員の確保

②教育プログラムにおける連携

- ・エクスターンシップ、リーガル・クリニック
- ・法曹リカレント・プログラム

3. 九州における法曹養成教育の実践

(1) これまでの実践

①各法科大学における教育実践

②法科大学院間の教育連携

- ・九州・沖縄国立四法科大学院教育連携
科目の共同開講、相互提供 (全国唯一の ICT を用いた教育モデルだった。)
- ・福岡県内四法科大学院教育連携
- ・九州リカレント教育研究会
- ・九弁連サマーセミナー

(2) 今後の教育連携のあり方

①法曹志望者の掘り起しや進学指導における連携

法科大学院からも九州各地の学部「出前講義」

②法科大学院修了者に対する教育サービス

法科大学院を修了し地元に戻って司法試験を準備中の者に対する支援

③法曹に対するリカレント教育

大学院レベルのリカレント教育プログラムを通じた法曹養成教育への関与の継続

④地域の法文化研究における連携

4. 九州大学法科大学院の課題

①全国水準以上の教育力の確保

- ・多分野にわたる優秀な教員の確保 (中小規模のデメリットの克服)

②入試における競争性の確保

- ・近隣地域からいかに受験生を集めるか。

旧司法試験大学別累計合格者数(2000～2010)

順位	大学名	累計合格者数	占有率
1	東京大	1,497	17.89%
2	早稲田大	1,292	15.44%
3	慶應義塾大	852	10.18%
4	京都大	778	9.30%
5	中央大	719	8.59%
6	一橋大	311	3.72%
7	大阪大	254	3.04%
8	同志社大	213	2.55%
9	明治大	209	2.50%
10	上智大	164	1.96%
11	東北大	155	1.85%
12	神戸大	154	1.84%
13	北海道大	148	1.78%
14	名古屋大	131	1.57%
15	立命館大	116	1.39%
16	九州大	114	1.36%
17	関西大	105	1.25%
18	立教大	80	0.96%
19	日本大	78	0.93%
19	法政大	77	0.92%
21	関西学院大	70	0.84%
22	青山学院大	58	0.69%
23	東京都立大	53	0.63%
24	大阪市立大	51	0.61%
25	学習院大	44	0.53%
26	広島大	38	0.45%
27	専修大	37	0.44%
27	千葉大	36	0.43%
29	創価大	29	0.35%
30	筑波大	26	0.31%
	その他・一次合	479	5.72%
	合計	8,369	100.00%

新司法試験法科大学院別累計合格者数(2006～2014)

順位	法科大学院名	累計合格者数	占有率
1	東京大学	1,674	9.81%
2	中央大学	1,550	9.08%
3	慶應義塾大学	1,469	8.61%
4	京都大学	1,185	6.94%
5	早稲田大学	1,160	6.80%
6	明治大学	688	4.03%
7	一橋大学	625	3.66%
8	神戸大学	497	2.91%
9	大阪大学	442	2.59%
10	同志社大学	428	2.51%
11	北海道大学	425	2.49%
12	立命館大学	411	2.41%
13	東北大学	387	2.27%
14	九州大学	337	1.97%
15	名古屋大学	336	1.97%
16	上智大学	334	1.96%
17	関西学院大学	293	1.72%
18	首都大学東京	287	1.68%
19	関西大学	250	1.46%
20	千葉大学	243	1.42%
21	大阪市立大学	239	1.40%
22	法政大学	227	1.33%
23	立教大学	165	0.97%
24	日本大学	153	0.90%
25	学習院大学	147	0.86%
26	横浜国立大学	135	0.79%
27	創価大学	135	0.79%
28	専修大学	129	0.76%
29	広島大学	129	0.76%
30	成蹊大学	122	0.71%
	その他・予備	2464	14.44%
	合計	17,066	100.00%

講演

島根大学法実務教育研究センター
センター長 朝田 良作 教授



鹿児島大学司法政策教育研究センター開設記念シンポジウム
 講演「地域における法律系人材の充実の取組」

島根大学山陰法実務教育研究センター長 藤岡健作

I 山陰法科大学院が歩んできた道から分かってきたこと

1. 山陰法科大学院ができた背景

大学の大綱化等による大学改革の波と司法制度改革の議論

2. 山陰法科大学院の設置とその後の経緯・状況

(1) 山陰法科大学院設置(2004年(平成16年)4月1日)

(2) 法科大学院制度をめぐる問題状況

- ①「3000人」枠の問題・撤廃(現在は「1500人以上」案)
- ②法科大学院の評価軸の問題
- ③首都圏への志願者・入学者の集中
- ④弁護士過剰論の浮上・職域開拓問題
- ⑤予備試験による法科大学院制度の崩壊

山陰法科大学院募集停止発表
 (平成25年6月17日)

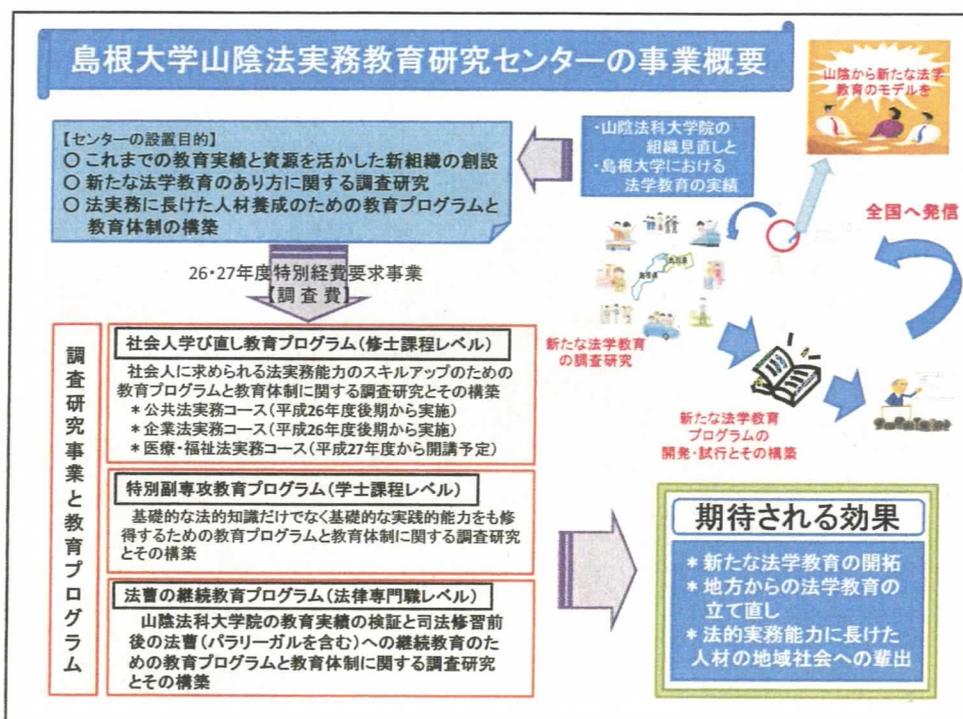
新たな法学教育の構築への取組と必要性

* 法科大学院の教育資産と実績を継承する形で、公正で公平な視点と思考をもった法律系人材を地方で養成するための新たな法学教育の構築

* 課題: そのために何をしなければならぬか。新たな法学教育のあり方の模索 → 何を、誰にたいして、どのように

法科大学院志願者・入学者の激減だけでなく、法学系学部・学科への志願者の減少傾向

山陰法実務教育研究センターの設置



II 山陰法実務教育研究センターの取組状況と課題

1. 社会人学び直し教育プログラム

(1) 目的: 社会人に求められる法実務能力のスキルアップのための教育プログラム

(2) 取組状況

- ① 公共法実務コースと企業法実務コースの昨秋からの試行
- ② 需要に基づく教育メニューと多くの需要(受講生の職場で問題になりうる実務に引きつけた内容)
- ③ 受講生数等: 公共法実務コース7人(出席率82.5%)、企業法実務コース10人(同88.8%)
- ④ 受講生による評価: 良好(受講生の80%が「満足」と回答)

(3) 課題

- ① 履修証明制度の枠組みの問題(1年間で120時間以上)→選択型の採用
- ② 開講時間帯等の問題
- ③ 遠隔地の受講希望者への対応 → 遠隔授業システムの開発へ
- ④ 受講生の学修基礎力の状況と教育メニューとの調整の問題

2. 特別副専攻教育プログラム

(1) 目的: 基礎的な法的知識だけでなく基礎的な実践的能力をも身につけた法律系人材養成のための教育プログラム

(2) 取組状況

- ① 現行の特別副専攻教育プログラムの状況分析
- ② 全学改組構想を見据えた特別副専攻教育プログラムの検討

(3) 課題

- ① 現行の特別副専攻教育プログラムの問題点(受講生の減少)
- ② 全学改組構想の議論状況による制約



(平成27年度)法実務スキルアップのための'特別教育プログラム'

社会人が必要とする法律の高度な専門的知識と実践的な技能とは何か・・・？

対象者：現職の社会人(大学を卒業している方又は個別の履修資格審査のうえ受講可能と判断した方)
履修期間と授業時間帯：春季募集は4月～翌3月、秋季募集は10月～翌9月の基本的な履修期間とし、授業は定期講義については原則18時30分～20時までの時間帯で行い(具体的には受講生と相談のうえ決める)、集中講義形式の授業などは土日祝祭日に開講する。
受講料：48,000円(エレクトティブ型の受講料は検討中)

公共法実務コース

行政事件訴訟、住民訴訟、行政不服審査等に適切に対応できる力及び住民との紛争を未然に防ぐための法的知識と運用能力の修得

1. 自治体職員のための行政法の学び直し (75時間)
 - ①自治体職員のための憲法
 - ②行政組織法
 - ③行政作用法
 - ④行政救済法
 - ⑤行政手続法
2. 公共法実務演習(30時間)
 - 憲法訴訟論と法実務
 - 行政組織法と法実務
 - 行政作用法と法実務
 - 地方自治制度の現状と法実務
 - 自治立法権に係る法実務
 - 争訟法務に関する法的知識と法的対応能力
 - 情報公開と個人情報保護に関する法知識と法実務
 - 公共政策と自治体法務
3. 公共法実務特講(15時間)
 - 合計 120時間(履修証明制度型の受講)
 - *ただし、エレクトティブ(選択)型の場合は120時間未満の履修も可能である。

企業法実務コース

中小企業の社員が担当する業務に関して必要な法的知識と実践的な法運用能力の修得

1. 企業のための法実務 (75時間)
 - ①ビジネスパーソンのための民法
 - ②ビジネスパーソンのための商法・会社法
 - ③ビジネスパーソンのための労働法
 - ④ビジネスパーソンのための民事手続法
2. 企業法実務演習 (30時間)
 - 契約と契約書の基礎知識
 - 契約書作成の実務と注意点
 - 債権管理と債権回収の法実務
 - 会社経営の法実務
 - 労働・労務管理に関する法実務
 - 知的財産権と企業の法実務
 - 個人情報保護に関する法知識と法実務
 - 取引上及び取引外のトラブルと法実務
 - 紛争対応のための法実務
3. 企業法実務特講(アジアの企業法実務) (15時間)
 - 合計 120時間(履修証明制度型の受講)
 - *ただし、エレクトティブ(選択)型の場合は120時間未満の履修も可能である。

医療・福祉法実務コース

医療過誤、患者への説明責任等の問題や高齢者、障がいを持つ方々の財産管理をはじめとする医療、福祉に関する法律問題を解決する能力の修得

- ※医療法実務講座
1. 医療法実務(80時間)
 - 医療と法が交錯する場面の話から始めて、医療過誤、患者への説明責任、患者の同意などさまざまな法的問題を解決・予防するためのスキルアップを目的として授業を行う。
 2. 医療法実務演習(40時間)
 - 上記の授業を踏まえ、より深く学修する分野・テーマを選び、演習形式で学修する。
- ※福祉法実務講座
1. 福祉法実務(80時間)
 - 高齢者、障がいを持つ方々の財産管理をはじめとする法的問題を解決する能力や成年後見制度に関する実践的能力を身につけ、そのスキルアップを目的として授業を行う。
 2. 福祉法実務演習(40時間)
 - 上記の授業を踏まえ、より深く学修する分野・テーマを選び、演習形式で学修する。
- 合計 120時間(履修証明制度型の受講)
*ただし、エレクトティブ(選択)型の場合は120時間未満の履修も可能である。

履修証明書の授与

3. 法曹の継続教育プログラム

(1)目的:司法修習前後の法曹(パライーガルを含む)への継続教育のための教育プログラム

(2)取組状況

- ①弁護士会等との協議と需要調査
- ②民法改正についての研修会等の企画

(3)課題

- ①各士業で行われる研修内容との調整等の問題



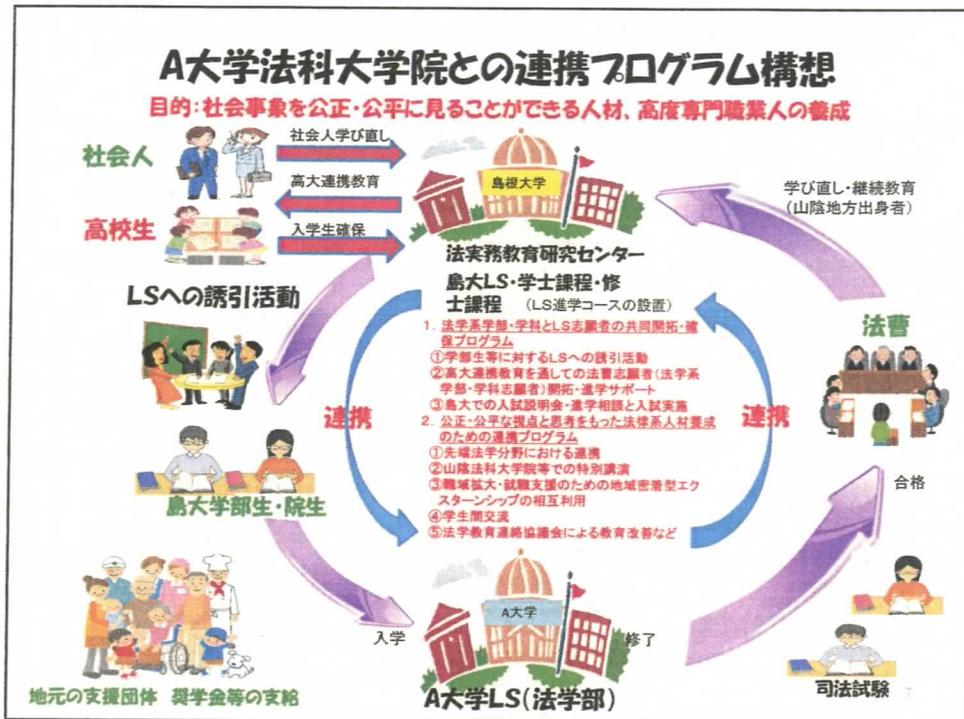
4. その他の取組

(1)他大学法科大学院との教育連携による法律系人材養成の充実強化

- ①他大学法科大学院との教育連携による社会人学び直し教育プログラムの実施
- ②遠隔授業システムによる社会人学び直し教育プログラムの試行
- ③他大学法科大学院からのエクスターンシップの受け入れ企画中
- ④他大学法科大学院と島根大学法科大学院の学生間交流

(2)高大連携教育プログラムによる法学系学部・学科志願者の掘り出し

- ①他大学法科大学院との進学校での法教育の実施
- ②進学校における総合学習(キャリア教育)への教員派遣と協力



Ⅲ まとめ—大学を取り巻く状況と地域での法律系人材養成の重要性—

1. 大学を取り巻く状況

- (1) 18歳人口の減少と大学のユニバーサル化の進行
- (2) 社会構造の変化と大学の役割
- (3) 教育再生実行会議での議論と国立大学改革プランの動き
 - ①「国立大学の人文系学部・大学院、規模縮小へ転換

文科省が素案提示」(産経新聞 2015年5月28日)

- ②「大学を『職業教育学校』に・・・19年度実施方針」(YOMIURI ONLINE 2015年6月4日)

(4) 地方創生の動き

2. 地域での法律系人材養成の重要性と取組の必要性

今の時代ほど、公正で公平に物事を見て考え行動ができる人材が求められている時代はない。国際社会との関係においても、今の日本社会は多くの問題を抱えているが、社会の多様な局面でこれらの問題を公正で公平に見て考え行動のできる法律系人材が強く求められており、大学を取り巻く状況は極めて厳しいが、法律系人材を各地域で養成することが地方国立大学の使命であり、地域社会への貢献につながると思う。

そのための取組は緒に就いたばかりであるが、他大学と連携をはかり、より充実強化していきたい。

ご清聴、
ありがとうございました。



講演

九州弁護士会連合会

法科大学院の運営協力に関する連絡協議会
リカレント教育研究会 発起人

弁護士 宇加治 恭子 様

法曹養成過程におけるリカレント教育の必要性～弁護士の立場から

平成27年6月6日

九州弁護士会連合会

法科大学院の運営協力に関する連絡協議会 委員長

九州リカレント教育研究会 発起人

福岡県弁護士会所属 弁護士 宇加治 恭子

1 九州リカレント教育研究会について

(1) 発足の経緯【資料①】

きっかけ

リカレント教育研究会（仮称）の準備

九弁連管内各LSへの声掛けと反応

九州リカレント教育研究会の発足

九弁連法科大学院の運営協力に関する連絡協議会の賛同

(2) 発足後の活動状況

①研究会の開催

(日程)

H26年度 8月、10月、12月、H27年1月、3月

H27年度 4月、5月、6月（予定）

(参加者)

九弁連管内各LSの研究者教員・実務家教員、弁護士

(会議の方法)

国立4LSの遠隔授業システムを使ったテレビ会議を活用

②法科大学院連携継続学修セミナーの実施【資料②③】

第1回 H27年3月21日実施

「法律相談の仕方・工夫～法律相談のレベルアップのために」

法科大学院において臨床科目として開講されている「ローヤリング」を、弁護

士の法律相談スキルのトレーニング研修としたもの

第2回 H27年7月実施に向けて準備中

(3) 今後の活動予定

① 研究会の定期的な開催

② 年数回の継続学修セミナーの実施

③ 各地における個別の研究会等の情報収集と弁護士への提供等

2 弁護士にとっての継続学修の必要性

(1) 弁護士に必要な継続学修の一分類

① 法改正・新法・制度変更等への対応するため（基本知識習得）

② 判例研究等（法理論深化）

③ 現場における法知識の実践、法知識以外の技術の修得（トレーニング）

(2) LSが弁護士の継続学修にかかわる（リカレント教育を行う）意義

① 法曹養成の基礎的教育機関としての実績と蓄積

② 実務家の職人芸（？）とされていたスキル等の可視化及び理論づけ（再現可能性・教育可能）、実務臨床教育の実践経験

③ 実務家教員と研究者教員の協働による法律実務の変化への期待

資料 ① 「九州リカレント教育研究会」の趣旨

② ローヤリングセミナー案内チラシ

③ 福岡県弁護士会月報記事

2014年8月11日

「九州リカレント教育研究会」の趣旨

弁護士は、しばしば自分自身に取り組む事件に関連して自分だけでは解決できない課題や悩みを抱える。また、時代と社会の変化の中で、自己の実務上のスキルアップ、さらには、新しい専門分野を取り扱うことができるため、自己の再教育を求めている。

しかし、上記のようなニーズを持つ弁護士が、大学の門を叩くことはこれまで必ずしも多かつたとはいえ、むしろ先輩弁護士から教示を求めたり、単位弁護士会や日弁連等が提供する研修を利用する機会が多かつたのではないか。

他方、法科大学院は、法律基本科目だけでなく基礎法学・隣接科目、展開・先端科目等幅の広い理論教育を行ない、さらに、実務教育の基礎、臨床教育等も提供する法曹養成機関であり、修了者が法曹資格を取得した後の継続教育・再教育に対しても、今後大きな役割を果たすことを社会からよりいっそう求められていくものと思われる。

そこで、「九州リカレント教育研究会」（以下では「本研究会」）は、福岡県弁護士会の法科大学院運営協力委員会と研修委員会の賛同を得て、九州沖縄地区の弁護士会有志と、法科大学院関係者がタイアップして、弁護士の側に継続教育・再教育に対しどのようなニーズが存するのか（その際、たとえば、新人弁護士か、中堅・ベテランの弁護士かでニーズは異なる）、また、弁護士会の提供する研修等とは異なる法科大学院独自のどのような貢献・寄与が可能か、等につき、論議を深めることを通じ、九州沖縄の地域における法曹養成の課題に即した、法科大学院と弁護士会との連携による弁護士の継続教育・再教育のあり方を追求することを目的とする。

なお、本研究会においては、2014年度8月頃から検討を開始し、同年度末頃までには、いくつかの継続教育・再教育のためのプログラム・企画案について試行と検証を行ない、実施可能なプログラムの2015年度からの本格実施を目指す。

以上

平成27年3月11日

会員各位

法科大学院連携継続学修セミナー

「法律相談の仕方・工夫～法律相談のレベルアップのために」のご案内

九州弁護士会連合会

理事長 森 雅 美

法科大学院の運営協力に関する連絡協議会

委員長 宇加治 恭子

弁護士は様々な場所で種々の法律相談をしておりますが、この度、九弁連管内の7法科大学院と連携して「法律相談の仕方・工夫」を考えるセミナーを開催いたします。

法律相談の仕方については、実務修習や新人研修等で先輩のやり方を見て学び、各自がOJTでよかれと思うやり方を工夫していると思いますが、現在、法科大学教育の成果の一つとして他の学問領域の知見も踏まえた法律相談に関するコミュニケーションスキルに関する研究も進んでおり、このようなリーガル・コミュニケーションスキルを学ぶことで、各自が日頃の法律相談の仕方をレベルアップさせるヒントを得ることができると思われ、今回のセミナーを企画した次第です。

今回のセミナーは、九州大学法科大学院で「ローヤリング・法交渉」という講義をペアで担当されている研究者の米田憲市教授と実務家の松井仁弁護士を講師として、その場で模擬法律相談を行い、これを録画したビデオで振り返りながら法律相談を分析し、「法律相談の仕方・工夫」について検討するものであり、大変分かり易く、且つ、参考になると思います。若手の先生方はリーガル・コミュニケーションスキルの基礎を知るために、ベテランの先生方は自分のやり方を見直すために、是非、参加してください。

参加される方は3月18日(水)までに弁護士会事務局 谷山宛、FAX(092-715-3207)にてお申し込みください。なお、長崎県弁護士会館では開催いたしませんので、ご注意ください。

記

敬具

日 時	平成27年3月21日午後1時～5時(当日参加も可、無料)
会 場	九弁連各単位会弁護士会館 (メイン会場の福岡県弁護士会館と各単位会の弁護士会館をTV会議で繋ぎます)
講 師	米田憲市教授(鹿児島大学法科大学院)、松井仁弁護士(福岡県弁護士会)
内 容	1 セミナーの趣旨説明 2 専門職の理念と法律相談の理論 3 弁護士による模擬法律相談実践とビデオ収録(2ケース) 4 ビデオ即時分析ワークショップ ・実践者による反省的分析・コミュニケーション的・相談技術的論点の検討 ・法律面・紛争把握面の論点の検討 5 今後の弁護士の継続学修についての意見交換

福岡県弁護士会事務局(担当:谷山) FAX:092-715-3207

参加申込み 氏名 _____ (_____ 期) (_____ 弁護士会)

参加する会場 _____ 弁護士会館

継続学修セミナー体験記

会 員
河 野 哲 志 (67期)



はじめに

67期の河野哲志と申します。3月21日に、法科大学院連携継続学修セミナー「法律相談の仕方・工夫～法律相談のレベルアップのために」が開催されました。模擬法律相談を通じて、法律相談の技術を勉強しようというものです。

法律相談技術の継続学修

今回の講師は、米田憲市教授(鹿児島大学法科大学院研究科長・九州大学法科大学院兼任講師)と松井仁弁護士(九州大学法科大学院実務家教授)です。二人は、九州大学法科大学院で、「ローヤリング・法交渉」という実務系科目を担当されています。

法律相談の技術は、従来、先輩からの助言を受けつつも、自分の経験で磨いていくしかないものとされてきました。そうだとすると、基礎となる技術論をある程度体系的・言語的に学修することにより、より早期により良い形で相談能力を伸ばすことが期待できます。現在、法科大学院を中心に、こうした技術論について、心理学等の様々なアプローチによる分析的な研究が盛んに行われています。

これら研究の成果は、法科大学院教育において、「ローヤリング」「リーガル・クリニック」等の実務系科目で実践されています。

これらの成果を弁護士だって利用しない手はない、ということで法科大学院と連携した法律相談の技術についての継続学修セミナーが企画されたわけです。

法律相談の実演

さて、いよいよ今回の目玉である模擬法律相談の実演です。これを肴に参加者で分析することで、法律相談の技術について議論・検討するというものです。

誰を人柱にするのかということで、あさかぜに所属する66期の西村幸太郎弁護士と67期の私に白羽の矢が立ちました。西村弁護士と私は、覚悟を決めると、挑戦の舞台に登りました。もっとも、私たちは、司法過疎地への赴任を目指し、多くの法律相談を受ける必要があるため、とても良い試練になりました。

題材は、ペットの売買をめぐるトラブルで、客側、店側のそれぞれからの初回相談という場面設定です。

まず、西村弁護士が、猫大好きのお客さん(演：宇加治恭子弁護士)からの相談に臨みました。西村弁護士は、名演技に圧倒されペースを乱す場面もありましたが、1年目の私からすると、しっかり事情を聞き取り、法律構成・法律用語を平易に説明し、解決法を提示していると思いました。

続いて、私が、ペットショップの店長(演：牟田哲朗弁護士)からの相談に臨みました。修習生時代や新人研修と異なり、自分で相談をマネジメントするというのは、とても難しかったです。また、相手方の相談内容を事前に聞いてしまったこともあって、事実関係の聴取がおざなりになってしまい、契約条項の解釈に終始してしまったのは、反省したいところです。

実演後の議論・検討

今回のセミナーは、九弁連主催で映像が各地に配信されたため、九州各地からたくさんの意見やアドバイスをいただきました。

たとえば、相談者が熱くなり、まくし立てるような場面では、声のトーンを低く抑える、会話のペースを変える、あえて弁護士側が黙る、などといった技法が紹介されました。

また、弁護士が如何に相談者の話を理解し、共感しているかを示すために、言語的追跡を的確に使う、要約をする、対象物への興味を示す(今回だと“猫”)といった技法の重要性が説かれました。

さらには、参加者全体で、相談者への具体的な提案方法に踏み込んだ議論・検討をすることができました。

たとえば、法律構成・用語の説明に関して、難解な法律用語を使うことが問題ではなくて、その後平易な表現で説明ができるかが重要ではないかという意見、相談者と一緒に六法を引くといった共同作業も有効ではないかという意見などが出されました。

また、解決法や見通し・方針、そして報酬をどのように説明し、提案するか、という点に関して、相

談者の「自分は結局何をしたらいいのか」という疑問にストレートに答えることが必要ではないかという意見、わからないことは素直に次回までに調査するなど約束し継続相談に繋げることでもよいのではないかという意見、見積書の作成・活用といった意見などが出されました。

自分としても、契約条項の解釈をする前に、しっかり六法で消費者契約法の条文をみせればよかったとか、ペットショップの社内で報告すべき点をきちんとまとめるなどの工夫ができたはずであるといった反省が、体験として強く印象に残りました。

おわりに

今回のセミナーを通じ、講師陣や参加者の皆さんの意見やアドバイスを糧に、今後より一層、法律相

談の技術を磨いていきたいと思います。特に、自分が共感していることをもっと相談者に示せるようアピールすべきである、分からないことは素直に分からないとしつつも、相談者の疑問にストレートに答える姿勢を持つべきである、との指摘は常に肝に銘じておきたいと思います。

実務に出て、圧倒される日々ですが、法律相談の技術に限らず、大学や法科大学院の研究成果を積極的に取り入れ、継続的に学修していくことで、弁護士としての能力を高めていく必要があるのだと強く実感しました。

最後に米田教授からは、7年後、再び相談を録画して、見比べることを薦められました。7年後の目標が一つできました。

報告者の略歴 ～法科大学院との関わりについて

- H11年4月 弁護士登録（司法修習51期、福岡県弁護士会）
- H19年4月 福岡大学法科大学院実務家教員（～平成26年3月）
福岡県弁護士会法科大学院運営協力委員会委員
- H20年2月 九州弁護士会連合法科大学院の運営協力に関する連絡協議会委員
- H22年4月 福岡県弁護士会法科大学院運営協力委員会委員長
九州弁護士会連合法科大学院の運営協力に関する連絡協議会委員長
- H26年4月 福岡大学法科大学院非常勤講師
- H26年6月 日本弁護士会連合法科大学院センター副委員長



ディスカッションの部



司法政策教育研究センター

事業計画(案)

事業計画の構想

鹿児島大学
司法政策教育研究センター

規則上なすべき事業

- 法学分野の教育研究基盤の提供とその振興に関すること。
- 法学教育カリキュラムの調査研究に関すること。
- 法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること。
- 法務学修生に関すること。
- 臨床法学教育活動を通じた社会貢献に関すること。

1、法学分野の教育研究基盤の提供とその振興に関すること。

- ▶ 教育基盤の提供
 - ▶ 法律系総合情報データベースの提供
 - ▶ **Lexis.com**
 - ▶ **TKC**ローライブラリーの提供
 - ▶ **LICIEOC** 判例秘書アカデミック版の提供
 - ▶ **D-1Law**の提供
 - ▶ シュタウディングー、ユリス、ベックオンラインの提供
 - ▶ 遠隔講義システムの保守・営繕
 - ▶ 教育研究用図書提供
- ▶ 法学分野の振興

2、法学教育カリキュラムの調査研究に関すること

- ▶ 学部・大学院における法学教育カリキュラムの調査研究
 - ▶ 例) アクティブ・ラーニングを用いたカリキュラムや授業方法の調査研究やFD活動
- ▶ リカレント教育のための教育方法の調査研究
 - ▶ 例) 試験をしない社会人向けセミナーなどでの教育効果の確保のための研究
- ▶ 初等・中等教育、高等学校での「法教育」のためのカリキュラムや教育方法の調査研究
 - ▶ 例) 「人権教育」「消費者教育」「キャリア意識の形成」など

3、法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること(1)

- ▶ ここに言う、「発展的学修」とは学部教育を超える高度であったり、実務的な意味で実践的な内容を持つ学修のこと。
- ▶ 法曹などの専門職を目指したり、すでに社会人として活動している方、高度専門職業人として活動している方などのための、リカレント、学び直しを含む。

3、法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること(2)

- ▶ 専門職養成・若手キャリア開発
 - ▶ 地元法曹志願者への、若手弁護士によるチューター、起案指導、司法試験問題分析検討会の開催など
 - ▶ 法科大学院との連携による若手対象のリカレント教育
 - ▶ 九州弁護士会連合会、九州7大学法科大学院共同のリカレント教育についての研究会との連携

3、法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること(3)

- ▶ 専門職としての職能高度化事業
 - ▶ 授業の開放: 科目等履修生
 - ▶ 履修証明プログラムの展開
 - ▶ 個別テーマのセミナーの開講
 - ▶ テーマの候補
 - ▶ ロイヤリング／労働法関係／倒産法関係／税法関係／法医学・医療関係／専門職倫理／民法改正／離島等司法過疎地における法律相談実習
 - ▶ 実施方法の工夫によるシナジーにより、地域の専門職間、ユーザーとの距離を近づける活動。

3、法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること(4)

- ▶ 全国レベルの学会の誘致
 - ▶ 例) 日本労働法学会、日本社会保障法学会
- ▶ ロイヤリング実践セミナー
 - ▶ 平成27年8月28日(金)から8月31日(月)の4日間
 - ▶ 司法修習生、若手弁護士を対象とする法律相談・交渉に関するセミナー(司法修習の選択型修習自己開拓プログラムとして認定見込み)

4、法務学修生に関すること

- ▶ 法務学修生
 - ▶ 鹿児島大学法科大学院を修了し、司法試験の受験資格を有する期間、一定の施設利用料を払うことで大学の施設を利用して学修できる身分。
- ▶ 司法試験に向けたチューター・起案指導など
- ▶ 司法試験問題分析検討会

5、臨床法学教育活動を通じた社会貢献に関すること(1)

- ▶ 無料法律相談事業
 - ▶ ロイヤリング実践セミナーなどの研修を経た若手に門戸を広げる
- ▶ 弁護士以外の専門職との連携を通じて個別分野の相談の実施の可能性
 - ▶ 専門分野の相談：税務・破産・労働・税務など
 - ▶ 司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、行政書士、その他

5、臨床法学教育活動を通じた 社会貢献に関すること(2)

- 離島等司法過疎地における法律相談実習
 - 平成28年2月12日（金）から14日（月）
 - 離島等司法過疎地における法律相談事業
 - 屋久島での実施を予定。
 - （司法政策研究科と共同実施）

事業構想実現のための課題(1)

- 地元法律専門職団体との協力協定を結び組織的な協力をいただくこと。
 - 実績
 - 鹿児島県弁護士会
 - 宮崎県弁護士会
 - 鹿児島県社会保険労務士会
 - 奨学寄付金によるセミナーや授業の支援
 - 鹿児島県社会保険労務士会
 - 鹿児島県土地家屋調査士会

事業構想実現のための課題(2)

- ▶ 内容/目的に応じたメリハリをつけた受益者負担方式への理解の獲得
- ▶ 付加価値のある企画を展開するために、的確なニーズを把握するため、みなさんからの意見/要望をいただくこと
- ▶ 実施した個別事業の質的管理を徹底する
。

鹿児島大学司法政策教育研究センター セミナー企画について

1. セミナーの目的と全体の概要

(1) センター業務としての位置付けと目的

法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること。

- ・地域の法曹、諸士業や地域専門家の法的高度化
- ・公務員や企業就業者のリカレントやキャリア開発

(2) セミナーの対象

①法曹（弁護士・検察警察関係・裁判所関係）

②地域法律専門職（a 司法書士、b 行政書士、c 社会保険労務士、d 土地家屋調査士など）

③一般（行政・企業などの従業者、学校教員）

⇒センターとしては、①②地域高度専門職を主対象としつつ、③を対象とするセミナーで広く地域貢献を実現したい。

(3) セミナーのレベルと方式

【レベル】

A 学修啓発レベル

B 専門基礎知識涵養レベル

C 演習/実習型専門能力涵養レベル

【方式】

①オープンタイプセミナー（人数制限無し）

②クローズドタイプセミナー（人数限定）

※いずれも、セミナーの最後に、必ず到達度確認作業か到達度調査（Small Exam）を行うようにしたい。

(4) 学位や履修証明との関係

①学位取得とは別ものとして、履修者本意に設定する。

②履修証明プログラム（120時間）設定をして、部分受講を可能にすることを検討する。

③修士課程の授業の一部とできるように検討する。

⇒独自の修了証を発行する予定。

2. 実施方式の検討

(1) 対象（セミナーごとに受講資格制限をかける）

①一般公開型

②単一専門職対象型

法曹（弁護士、検察関係、裁判所関係）

専門法律職（司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士）

③複合専門職共同受講型

複数専門職共同受講型

=>鹿児島限定型/九州圏対象/全国対象

(2) 開講時間

①日中

②夕方（18時00分～19時30分）は可能か。

(3) 開講時期

①学期中

②休暇中 =>1日2コマなど集中講義形式の可能性

③土曜開講の可能性

(4) 開催回数

①3回コース

②5回コース

③その他

・年間：月1回定例型セミナー

・集中講義形式

例えば、月1回/3回コースを年1～2回 毎年テーマを変えながら開講

連続3週：3回コース

集中講義形式 1日3コマ

(5) セミナーの運営方式

①講義形式

・レクチャー方式（予習無し）

・双方向方式（予習あり）

②ゼミ方式

・特定課題の調査結果を参加者が報告し、講師指導の下で討論など

③ワークショップ方式

・特定課題についての臨床型トレーニングとその自己反省的検討など

④①と②③の組み合わせ

(6) ネットワークを通じての受講の可否

・法科大学院が保有するテレビ会議システム

・弁護士会間テレビ会議ネットワーク

テーマ	
担当講師	
対象	
レベル	啓 発 / 専門基礎 / 専門応用
方式	講演 / 演習 / ワークショップ / その他
開講時期	前期 / 夏期休暇 / 後期 / 春期休暇
コマ数 開講日	単 発 / 3コマ / 5コマ / 継続 / その他 平日 / 平日夕方 / 土曜・日曜・休日 / 集中
到達 目標	
講 義 計 画	
その他	

鹿児島大学司法政策教育研究センター 法医学分野：セミナー企画について

0. はじめに

6月6日(土) センターの開設記念シンポジウム

1. セミナーの目的と全体の概要

(1) センター業務としての位置付けと目的

法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること。

- ・地域の法曹、諸士業や地域専門家の法的高度化
- ・公務員や企業就業者のリカレントやキャリア開発

(2) セミナーの対象

- ①法曹（弁護士・検察警察関係・裁判所関係）
- ②地域法律専門職（司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など）
- ③一般（行政・企業などの従業者、学校教員）
=>センターとしては、①②地域高度専門職を主対象にしたい。

(3) セミナーのレベルと方式

【レベル】

- ①学修啓発レベル
- ②専門基礎知識涵養レベル
- ③演習/実習型専門能力涵養レベル

【方式】

- ①特定専門職を対象にする、クローズドタイプセミナー（人数限定）／オープンタイプ（人数制限無し）のセミナー
- ②複数専門職共同受講を想定した、クローズドタイプセミナーとオープンタイプのセミナー
- ③一般公開型の講演会型セミナー
※いずれも、セミナーの最後に、必ず到達度確認作業か到達度調査（SmallExam）を行うようにしたい。

(4) 学位や履修証明との関係

- ①学位取得とは別ものとして、履修者本意に設定する。
- ②履修証明プログラム（120時間）設定をして、部分受講を可能にすることを検討する。
- ③修士課程の授業の一部とできるように検討する。
=>独自の修了証を発行する予定。

(5) 医学部や法医学講座との共催などの名義

2, 実施方式の検討

(1) 対象 (セミナーごとに受講資格制限をかける)

①一般公開型

②単一専門職対象型

法曹 (弁護士、検察関係、裁判所関係)

専門法律職 (司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士)

③複合専門職共同受講型

複数専門職共同受講型

=> 鹿児島限定型 / 九州圏対象 / 全国対象

(2) 開講時間

①日中

②夕方 (18時00分~19時30分) は可能か。

(3) 開講時期

①学期中

②休暇中 => 1日2コマなど集中講義形式の可能性

③土曜開講の可能性

(4) 開催回数

①法科大学院の授業レベル: 90分×15回<=非現実的

②5回コース

③3回コース

④その他

例えば、月1回 / 3回コースを年1~2回 毎年テーマを変えながら開講

連続3週: 3回コース

集中講義形式 1日3コマ

(5) セミナーの運営方式

①講義形式

・レクチャー方式 (予習無し)

・双方向方式 (予習あり)

②ゼミ方式

・特定課題の調査結果を参加者が報告し、講師指導の下で討論など

③ワークショップ方式

・特定課題についての臨床型トレーニングとその自己反省的検討など

④①と②③の組み合わせ

(6) ネットワークを通じての受講の可否

・法科大学院が保有するテレビ会議システム

・弁護士会間テレビ会議ネットワーク

3. セミナーのテーマについて

(1) 法科大学院での開講内容からセレクト

(2) 時事的に関心を集めている内容

(3) 弁護士からの要望（知り合いからの聴き取り）

- ・認知症の程度と意思能力の関係
- ・精神疾患と後遺障害や心神喪失・耗弱の関係
- ・アルコール・薬物中毒の治療
- ・後遺障害における症状固定の判断の実際
- ・発達障害関係

4. 検討のお願い

平成 27 年度 一般公開啓発型講演会 1 コマ（後期か春期休暇：土曜）
タナトロジー／虐待／中毒など
法曹向け集中講義 1 日 3 コマを 1 回は可能か

平成 28 年度 一般公開啓発型講演会 1 コマ 土曜
タナトロジー／虐待／中毒など
法曹向け 3 コマか 5 コマコースを 1 回
※法曹向け集中講義 1 日 3 コマの余裕があれば。

平成 29 年度 一般公開啓発型講演会 1 コマ 土曜
タナトロジー／虐待／中毒など
法曹向け 3 コマか 5 コマコースを 1 回
※法曹向け集中講義 1 日 3 コマの余裕があれば

課題となること：

5. その他

(1) セミナーの事業化の構想

(2) ゲスト・スピーカー招聘の可能性

- ・旅費をセミナー費用で負担、セミナー後、医学部等での研究会や懇談の機会に。

(3) 法曹と法医学教員・医師・学生との相互学習型ジョイント・セミナーの可能性。

	テーマ	概要／目的	対象	レベル	コマを増やせるか
1	法医学総論, タナトロジー(死生学)	法医学の定義について理解する。さらに「タナトロジー(死生学)」, すなわち生から死に至る過程を学び, 脳死の概念, 臓器移植との関係, 安楽死・尊厳死など死にまつわる諸問題について検討し, 現状と課題を理解する。	一般	基礎・啓発	
2	医療と法	医療行為の法的根拠となる医師法, 歯科医師法, 医療法について理解する。併せて, わが国における死体の取り扱いについて理解し, 系統・病理・法医解剖の別, 各々の解剖を行う法的根拠についても学習する。	法曹	基礎	
3	損傷1(生体反応, 損傷と死因)	損傷が生前形成されたか死後形成されたかの鑑別, さらに生前形成されたものであってもその損傷が人体に重度の障害を与えたのか否かについての判定が公判の場においてしばしば問題となる。この時間は, 損傷の生前・死後の別, 損傷と死因との関係についての基礎的知識を学ぶ。	法曹	専門	
4	損傷2(機械的損傷)	損傷を形成した凶器の形状も実際の裁判においてしばしば問題となる。この時間は, 鋭器による損傷(切創, 刺創, 割創), 鈍器による損傷(表皮剥脱, 皮下出血, 挫創, 裂創), 銃器による損傷について各々の特徴とその鑑別点について学習する。	法曹	専門	
5	損傷3(交通事故に基づく損傷)	近年, 交通事故の刑事責任, 賠償問題が社会的にも問題になっている。交通事故に基づく損傷は, 他の損傷と異なる特徴をいくつか有している。この時間は, 交通事故損傷の特徴を理解し, さらに実際の轢き逃げ事例における車両特定, 複数車両轢過における死因特定について学ぶ。	法曹	専門	
6	高温障害, 低温障害	火災に伴う焼死と殺人の隠蔽行為としての死後焼却を鑑別することは法医学において極めて重要な問題である。一方, 近年, 凍傷や凍死が放置された児童あるいは高齢者の死因となる例が増加しているといわれている。この時間は, 高温障害, 低温障害のうち, 特に高度焼損死体における生前・死後の鑑別点と, 凍死における死体所見を中心として理解を深める。	法曹	専門	
7	窒息	窒息死か否かについて実際の裁判においてしばしば論点となっている。この時間は, 窒息のメカニズム, 各種窒息(縊死, 絞死, 扼死)の定義, 溺死体と水中死体の違いについてその概要を理解する。	法曹	専門	
8	中毒1(中毒概論)	近年, 薬毒物中毒による殺人など中毒に関する社会問題が多発している。この時間は, 中毒の一般的知識を理解し, 数千以上あるといわれる薬毒物のうち, 頻度の高い中毒について分析方法や得られた結果の判定法について学習する。	法曹・関係職	一般	

9	中毒2(乱用薬物, アルコール)	<p>中毒に関する社会問題には、覚せい剤などの乱用薬物の流行、アルコール依存症の増加も挙げられる。この時間は、乱用薬物とその現状、法的規制とその問題点、アルコールに関する法的問題点について学習する。</p>	法曹・関係職	一般	
10	DNA多型	<p>DNA多型検査は今日では犯罪捜査のためには不可欠のものとなった。血液型検査からDNA多型検査への変遷の歴史について学習し、現在運用されている犯罪捜査のためのDNAデータベースシステムについての理解を深める。DNA多型の基礎理論、検査法の詳細を学び、DNA多型検査の限界を知る。</p>	法曹	専門	
11	血液型	<p>法医学的検査においてはその役割がDNA多型にとってかわられたが、臨床医学とりわけ輸血医療においては重要である。輸血事故もときに発生することから、血液型の基礎理論、検査法の詳細を学び、輸血事故の背景について理解を深める。</p>	法曹	専門	
12	親子鑑定	<p>親子鑑定もまた今日では血液型検査に代わりDNA多型検査が主流になっている。DNA多型検査による親子鑑定の優れているところや利用する上で注意しなければならない点、また、血液型検査が必要となる場合についても学ぶ。親子鑑定の基礎理論を理解することにより、鑑定結果の正しい解釈が行えるようになる。</p>	法曹	専門	
13	個人識別, 物体検査	<p>犯罪捜査において身元の特定は重要な事項である。個人識別(身元確認)の基礎理論について学ぶ。白骨死体の性別判定、年齢推定、身長推定などについての手法を理解する。物体検査は犯罪現場など残された人体由来の物体についての検査で、証拠材料の検査ともいわれる。血液、精液、唾液などの付着した斑痕がその対象になることが多いことから、これらについての検査法についての理解を深める。</p>	法曹	専門	
14	医療行為, 医療事故	<p>医師のする行為が医療行為として認められる条件を理解する。さらに、個々の事例を提示し、議論することによって、医療事故が医療過誤であるか否かの法的判断について理解を深める。</p>	法曹	専門	
15	虐待(児童・配偶者・高齢者に対する虐待)	<p>この時間は、児童虐待防止法、いわゆるDV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の概要と問題点を理解する。併せて、虐待の早期発見のために、実例を通して虐待を示唆する所見について学ぶ。</p>	法曹	専門	



学修支援関係資料

【修了生に対するフォロー】

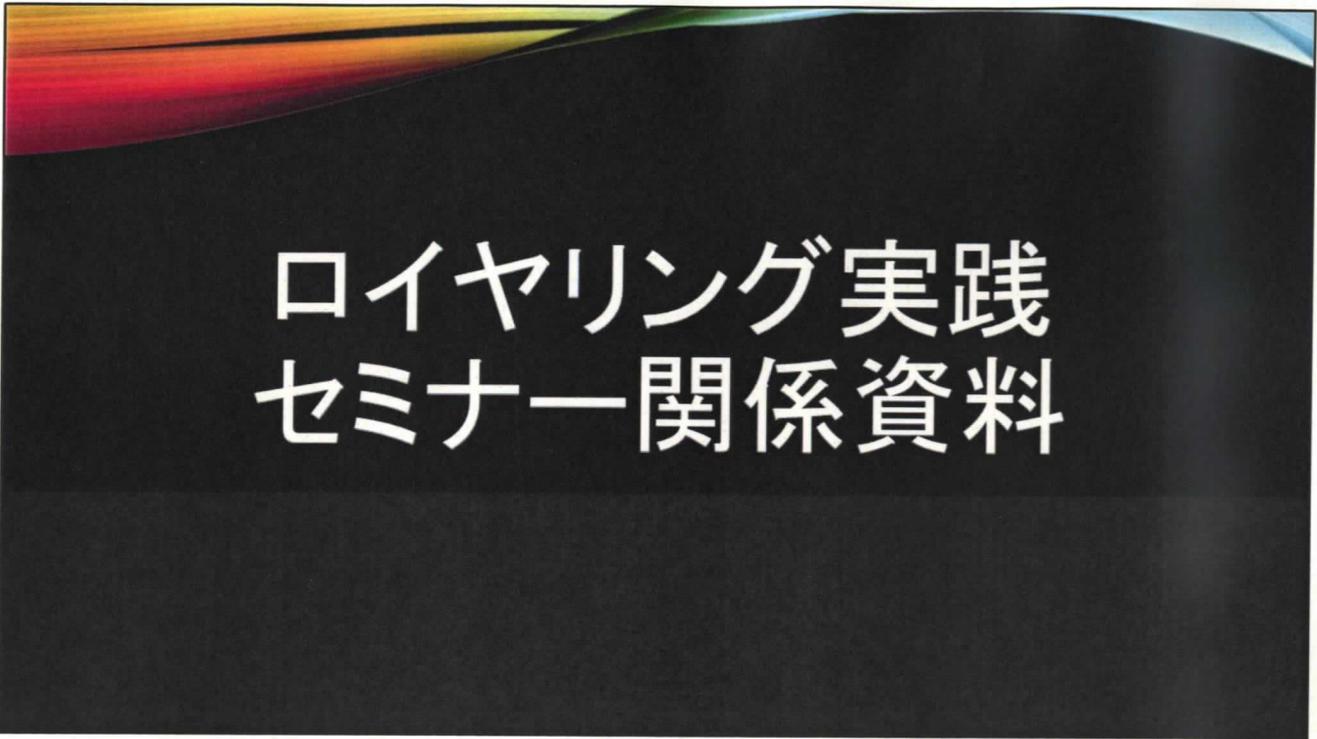
- ・若手弁護士（総数4名）によるチューター指導（週1）
- ・各学年を個別に学修支援（週1）
- ・司法試験過去問を題材にした起案指導（週1）
- ・九州弁護士会連合会が主催する模擬試験の実施

起案指導 実績表

年度	起案日	講評日	実施回数合計	担当弁護士数
平成22年度 ※10月スタート	週2日	週2日	46	26名
平成23年度	週1日	週1日	30	25名
平成24年度	週1日	週1日	38	27名
平成25年度	週1日	週1日	29	14名
平成26年度	週1日	週1日	35	11名
平成27年度 ※予定	週1日	週1日	29	
合 計			207	

チューター指導 実績表

年度	指導日	実施回数合計	担当弁護士数
平成23年度	月平均:5.5回	66	4名
平成24年度	月平均:7.4回	89	6名
平成25年度	月平均:7回	88	6名
平成26年度	月平均:11回	131	5名
平成27年度 ※予定	月平均:11回	132	5名
合 計		506	



ロイヤリング実践
セミナー関係資料

鹿児島大学司法政策研究センター

平成26年度 ロイヤリング実践セミナー プログラム (予定)

1 スケジュール

(1) 平成26年8月29日 (金)

午前の部

- 1, プログラムの説明等 (午前9時30分から)
- 2, 法律家の役割理念と法律相談のあり方 (午前9時45分から)
- 3, 心理測定尺度からみた自己分析 (午前10時45分から)
- 4, 法律相談における相談技法 (午前11時15分から)
- 5, 相談報告書の作成について (午前11時45分から)

午後の部

- 1, 模擬法律相談の収録 (2件) 午後1時から
- 2, 模擬交渉戦略の検討 午後3時頃から

(2) 平成26年8月30日 (土)

- 1, 模擬法律相談ビデオワークショップ① 午前9時30分から
- 2, 模擬法律相談ビデオワークショップ② 午前10時30分から
- 3, リアル法律相談収録・視聴① 午後1時から
- 4, リアル法律相談収録・視聴② 午後2時から
- 5, 模擬交渉第1回ビデオ収録 午後3時から

(3) 平成26年8月31日 (日)

- 1, リアル法律相談ワークショップ① 午前9時30分から
- 2, リアル法律相談ワークショップ② 午前10時30分から
- 3, 模擬交渉第2回ビデオ収録① 午後1時から
- 4, 模擬交渉ビデオワークショップ② 午後3時から

(4) 平成26年9月1日 (月)

- 1, 模擬法律相談ビデオワークショップ② 午前9時30分から
- 2, 研究発表ワークショップ① 午前10時30分から
- 3, 研究発表ワークショップ② 午前10時30分から
- 4, 振り返りワークショップ 午後1時から

平成 26年 6月 6日

司法修習生指導連絡係委員会 御中

承 諾 書

鹿児島大学大学院司法政策研究科
研究科長 米田 憲市

第67期司法修習生_____氏が、当研究科司法政策研究センターにおいて、下記のとおり選択型実務修習を行うことを承諾します。

記

1 修習期間

平成 26年 8月 29日～ 9月 1日 4日間

2 修習場所

住所 〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30
名称 鹿児島大学大学院司法政策研究科司法政策研究センター
電話番号 099-285-7569 (代)
担当者の役職及び氏名
研究科長/教授 米田 憲市

3 修習内容

司法政策研究センターは別紙紹介の趣旨で鹿児島大学法科大学院に設置されているものであり、例年通り、8月29日から9月1日に、弁護士の相談・交渉場面のスキルを主題とするロイヤリング臨床実践セミナーを開催する。

本実践セミナーは、米田教授の共同研究者であるビデオ分析の専門家、神戸市看護大学の榎田美雄准教授を代表とする研究グループを招き、実際の法律相談やシミュレーテッド・クライアントを用いた模擬相談場面のビデオ分析により、臨床実践の客観的理解と自己反省力を向上させるためのプログラムを実施することを予定するものである。

すでに、医師の養成・訓練課程では、シミュレーテッド・クライアントを用いた面談/問診場面をビデオ撮影し、指導実務家を交えて参加者全体で共同分析を行い、臨床場面の客観的理解と自らの実践を反省的に把握する能力を高めることが行われている。また、アメリカ合衆国では、弁護士を対象としての同様の実践が、National Institute for Trial Advocacy (NITA) のリカレント・プログラムなどで、幅広く展開されている。

このセミナーは、上記米田教授と榎田准教授のグループの取り組みに、本学実務家教員ほか鹿児島県内外の弁護士等の協力を得て実施されるものであるが、分野別実務修習の深化と補完となるものであり、分野別実務修習の過程では体験できない領域における実務修習となると判断されるので、修習生の参加を受け入れることとしたもので、すでに6年の実績を有している。

鹿児島大学司法政策教育研究センター

ロイヤリング 実践セミナー2015

平成27年

8月28日(金)～31日(月)

会場：鹿児島大学郡元キャンパス
総合教育研究棟7階
司法政策教育研究センター

プログラム

【8月28日(金)】

午前 ガイダンス・法律相談の技術についての講義

午後 模擬法律相談・模擬交渉(映像収録)

【8月29日(土)】

午前 模擬相談・模擬交渉映像を素材とするワーク
ショップ①

午後 実際の法律相談の映像収録

【8月30日(日)】

午前 実際の法律相談映像を素材とするワーク
ショップ

午後 模擬相談・模擬交渉映像を素材とするワーク
ショップ②

【8月31日(月)】

午前 修習生による自己データの分析報告ワーク
ショップ

司法修習生の方は、平日にかかる分については、自己開拓型プログラムの受入先として承諾いたしますので、お申し出下さい。

※昨年は4名の修習生を受け入れました。

(*) このセミナーは、櫻田美雄神戸市立看護大学准教授が主宰する「高等教育におけるビデオエスノグラフィー」研究会との共同で実施しています。

【問合せ先】

鹿児島大学

司法政策教育研究センター

担当：米田 憲市

TEL：099-285-7569/ 3905

E-Mail kenylene@leh.kagoshima-u.ac.jp

*この事業は、鹿児島県土地家屋調査士会よりの支援と運営協力によって実施されます。

申込先：鹿児島大学司法政策教育研究センター FAX 099-285-7600
電子メールの場合、下記の情報を記載し、ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp

鹿児島大学司法政策教育研究センター
【ロイヤリング実践セミナー】 参加申込書

事務所名：

氏 名：

電話番号：

FAX 番号：

電子メールアドレス：

鹿児島大学司法政策研究センター「ロイヤリング実践セミナー」への参加申込みをいたします。

該当欄 に を入れて下さい。）

弁護士 司法修習生

(修習生の方には、自己開拓型プログラム受入承諾書を返送します。)

全日程の参加を希望

8月28日(金)から30日(日)まで
【法律相談と交渉】

8月29日(土)と30日(日)
【法律相談のみ】

その他ご要望など

KULS ニューズレター No. 41

INDEX

- 民法の学習方法について(1) 要件事実論 (資料編)
- 「ロイヤリング実践セミナー2012」を開催
一鹿児島大学法科大学院の「法曹のキャリア開発」への取組
- 民法の学習方法について (1)
要件事実論(資料編)

法科大学院教育が始まって、民法の学習方法はより実践的な法適用能力の涵養へと大きく舵をきった(学校で、法の文化・歴史・哲学を学ぶという点では大きな代償を払った。)。第1回の新司(平成18年)では直截に、やや生硬な形で要件事実の理解が問われた。その後、問いはややスマートになった。たとえば平成22年は、事実を「主要事実」「間接事実」「評価根拠事実」「評価障害事実」として位置づける能力が問われている。司法試験で、要件事実についての理解度を問う場として、これまで選択されているのは、譲渡担保(債権譲渡)、債務不履行(履行遅滞)、質貸借、即時取得、代理・表見代理、時効取得である。実務家の思考方法〔訴訟物→請求原因・抗弁・再抗弁〕を修得していないと、「事実の拾い出し」、「事実の法的意味づけ」は無理であろう。法科大学院が実務家養成の「学校」であることを今一度かみしめて学習してほしい(学校であれば、10年、20年先に花開く「時代を切り開く」勉強をすべきだろうが。)

(学習基本教材)『新問題研究』、『改訂・紛争類型別の要件事実』のほか、司法研修所

編『民事訴訟法における事実認定』(法曹会、平成19)2、571頁

【平成18年新司】

出題趣旨では、「設問1は、要件事実論についての理解の程度を試すものであり、これまで議論があまりされていない将来債権譲渡担保を巡る要件事実の問題をあげて取り上げることにより、単なる知識だけでなく、証明責任の分配についての基本的理論と民事実体法の理論とを結合させつつ要件事実を思考する能力を備えているかを試したものである。したがって、本問の事例における将来債権譲渡担保の法的構成をどのように考えたか、また、(1)から(4)までの各事実を請求原因事実と解したか否かという結論よりも、むしろ、当該各結論を導いた理由を論理的に分かりやすく精緻に展開しているかを重視している。上述べられていた。

【平成19年新司】(債務不履行)

平成19年度新司の出題趣旨では、「設問1は、要件事実そのものを問うているのではないが、要件事実を意識していれば、必要不可欠な事実の拾い出しは、実は容易だったはずである。法科大学院では要件事実の基礎的教育が行われるべきものとなっているが、その点、やはり十分できていないように思われる。

今回の問題は、要件事実そのものを問うているものではないが、要件事実の的確な整理や分析を行っている答案には、ブラッスアルファとして高い評価を与えられた。しかし、残念ながらそのような答案が非常に少なかった。これが原因の一端となって、読み取りと当てはめのための力が足りないように思われたのである。』との記述がある。

【平成20年新司】(質貸借)

平成20年新司の「採点実感」には、「設問1について…小問(1)で、問われていることに答えず、要件事実論を長々と記述する答案が目についた。それらの答案は、概して要件事実論としても不正確であり、しかも、要件事実的思考が発揮されるはずの小問(2)の後半で誤っているものが目立った。実体法の理解が不十分なまま、中途半端な要件事実論を振り回そうとする答案であり、少数とはいえ、懸念される。』との記述がある。

【平成21年新司】

「(1)②は、「Y社が引渡しを受け、A社がX社に代金全額を弁済していない事実を知らなかったこと」という事実をY社が主張立証する必要があるかどうかを問う。ここでは、即時取得の要件である「善意」又は「無過失」に関する一般的な論述よりも、上記事実が即時取得の要件である「善意」とは異なるものであることを正確に指摘した上、その評価をすることが求められる。(2)③及び④は、即時取得における過失の評価に関する問題であるが、それぞれの性格は異なる。(2)③は、具体的事実が過失の認定判断に動くかどうか、その理由は何かの説明を求めたものであり、事実の分析及び評価に係るものである。他方、(2)④は、過失の有無の判断が占有取得時にされるべきであるという理論的性格を持つものである。以上のように、設問2は、要件事実の基本的知識を確認するだけでなく、実体法上の理論的問題の検討及び具体的事実の慎重な分析と評価を求めるといふ、多面的な性格を持つ問題である。」

【平成22年新司】

「設問1は、第1に、Fが第1訴訟において選択的にする二つの主張の法的構成が、有権代理構成と権限外の行為の表見代理構成(民法第110条)であることを理解した上で、二つの法的構成を区別することができるかどうか、第2に、各法的構成において、事実①及び事実②の性質を的確に

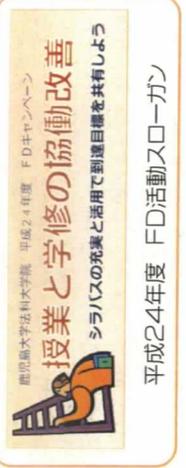
把握することができるかどうかを問うものである。まず、有権代理構成において、事実①はAがCに代理権を授与したことを推認させる間接事実である意義を有すると考えられ、これに対し、事実②は特段の意義を有しない。次に、権限外の行為の表見代理構成においては、事実①は2000万円の融資についてCに代理権があるものとする正当な理由があるとして、事実②はAがCに1500万円の限度における代理権を授与したことを推認させる間接事実である意義を有するとも考えられる。

また、事実②はCに2000万円の借入れの権限があるかどうかをFが調査しようとしたことを意味するものであるから、他の事情とあいまって、正当理由を根拠付ける一つの事実である意義を有するものとも考えられる。反対に、事実②のうち携帯電話がつかないことは、Cの不審な挙動を示唆するものと見ることができないものでないから、それにもかかわらずA本人との接触に成功しないまま融資を致行したこととあいまって、正当理由の評価障害事実になるとする性質把握も一定の説得力を持つ。そこで、適切な理由が付けられて解されているかが問われることになる。」

【平成23年新司】

「まず、基本的な知識についての正確な理解に基づけば、高い評価を得る答案は可能であり、低い評価しか得られない答案には、知識不足がうかがわれた。問われている問題を解くために適切な法律構成を探し出すことができないう答案は、知識不足が原因だろうと思われる。

また、法律の規定に沿って要件を明らかにし、問



題文の【事実】の中から要件に当てはまる具体的な事実を拾い上げることができると高い評価が得られ、これに対して、要件について論述するもの、それに具体的な事実を関係付けすることをしない答案に対しての評価は、低くならざるを得なかった。また、具体的な事実が要件を充足するかどうかの論述があるもの、丁寧に欠ける答案は、低い評価となり、反対に、この点を丁寧にかつ的確に論述するものには、高い評価が与えられた。問われている問題を解くために適切な法律構成を把握しながら、要件について、又は、具体的な事実が要件を充足するかどうかについて、必要な論述をしていないものは、低い評価となった。

これらからは、法律の規定に則し、【事実】に基づき、要件に充足するかどうかを検討し判断するという基本的な作業を習得できているかどうか、又どの程度習得できているかによって評価が分かれることになったと考えられる。

さらに、【事実】を正確に読み、設問で何が問われているかを正確に理解している答案には高い評価が得られ、そうでない答案は低い評価となることも全体的な傾向として指摘することができる。(採点実感から)

【平成24年司法】

「設問1は、Fが甲土地の所有権を売買契約により取得した場合と、20年の取得時効により取得した場合について、Fの主張が依拠する民法の実体法規範とそれを支える実体法の考え方を正しく理解していること、そして、この理解を各小問で問われている内容に即して規範適用の要件、要件事実及び効果へと結び付けることができているかどうかを問うものである。

言い換えれば、設問1では、要件事実とその主張立証責任について平板に述べただけでは足りず、要件事実理解の前提となる民法の実体法理論について丁寧に分析と検討をし、これを踏まえて要件・効果面へと展開することが求められる。したがって、設問1は、要件事実の理解のみを問うものではなく、実体法の理解を前提とする要件事

実の理解を試すものである。(出題趣旨から)
(参考)「民事訴訟実務の基礎」コアカリキュラム
【6】典型的な訴訟物及びこれに関する攻撃防御方法についての具体的な設例(例えば、売買契約や消費貸借契約、質借契約上の権利、所有権などをめぐる紛争設例を素材とすることが考えられる。)において、攻撃防御方法を把握し、主張の分析・整理をすることができ。

【9】事実認定の対象事実(主要事実・間接事実・補助事実)を具体例に即して説明することができる。

【10】簡易な具体的設例において、事実認定の対象事実の構造(法的関係構造)の概略を説明し、推認させる具体的事実の関係を説明することができる。

(参考)規範的要件の図(ブロックダイアグラム)
『新問題研究』108頁(短期時効取得)、141頁(即時取得)、146頁(即時取得)、『改訂類型別』15頁(取戻担保)、98頁(一時使用)、100頁(正当事由)、106頁(信賴関係不破産)、107頁(一時使用、正当事由、信賴関係不破産)、117頁(即時取得)、131頁(債権譲渡)、140頁(債権譲渡)

采女博文(民法)

●「ロイヤリング実践セミナー2012」を開催 一鹿児島大学法科大学院の「法曹のキャリア開発」への取組

鹿児島大学法科大学院の司法政策研究センターでは、平成24年9月7日から10日まで、司法修習生や若手弁護士を対象とした「ロイヤリング実践セミナー」を開催しました。このプログラムは、平成20年から実施していますが、今年は7名の修習生(一部参加3名を含む)と1名の若手弁護士が受講しました。司法修習生は、司法修習の選択型修習である自己開拓型プログラムとして公式にこのセミナーの受講を認められており、鹿児島大学法科大学院は司法修習の一部を担当することを認められた、日本で最初の法科大学院です。

ロイヤリングとは定訳がないのですが、相談や交渉、尋問などの相談者や依頼者、相手方とのコミュニケーションを中心として、法廷活動、法情報調査、それを踏まえた事務所運営や経営を幅広く法実践を指す言葉です。セミナーは、模範法律相談、模範交渉、実

「先生、謝らせたいんです!!」—「ロイヤリング実践セミナー2012」に参加して—

初めまして。新65期司法修習生の定山景と申します。此度、鹿児島大学法科大学院で行われたロイヤリング実践セミナーに参加させていただきました。その時に私が感じたことについてお話ししたいと思います。ロイヤリング実践セミナーでは、参加した修習生が2つのグループに分かれ、対立当事者役の二人それぞれ、模範法律相談・模範交渉を行い、紛争の解決を目指しました。今回の題材は、ペットの売買に関する紛争です。私は、買主側の弁護士として、模範法律相談及び模範交渉をさせていただきました。

ここで話して、上記タイトルに戻るわけですが、私の依頼者は、ペットショップを譲らせたいと伝えてきました。このように言われた時、ロースクール生の方々はどのよう考えるのでしょうか?ある程度法律を勉強してきた者であれば、法律上謝罪を要求する手段がないということが分かるはずですし、損害賠償の可能性など金銭による解決を考へるはずですが、しかしながら、この依頼者はお金を求めるのではなく、謝罪をさせるよう弁護士をお願いしているのです(なお、このお金を要求していないというのが、大いなる誤りであることが後になって判明するのですが…)。



セミナーの模様。(センター相談室での実際の法律相談を、ライブでマルチメディア教室にて視聴中。)

際の法律相談の実践とそのビデオ映像を活用したワークショップを内容として構成されており、司法政策研究センターと徳島大学の櫻田美雄准教授を中心とする高等教育における臨床教育の在り方についての研究グループとの共同プロジェクトとして、社会学、医療、看護、都市計画、教育学、法学などの分野で実務家(高度専門職業人)養成に直接関係する立場にいる研究者が参加する、ダイ

私を含め、買主側の弁護士役を担当した修習生は、依頼者に満足していただくために、どのように相談に応じるか非常に悩まされてしまいました。我々弁護士は、30分の相談で、依頼者から5000円程度のお金をいただきます。依頼者からすれば高額です。それにも拘わらず、「法律上謝罪をさせることはできません」ということを伝えるだけで依頼者は納得するのでしょうか?案の上、依頼者にそのようなことをお伝えするよ!」「なんで法律が無いんですか?」「お店が悪いんですよ!」「色々なことを言うてきました。私たちが、法律上謝らせたいんです。伝えても、決して納得をすることはできません。このような相談者が相対した場合は、どのように対応すべきでしょうか?ロースクール生の皆さん考えてみてください。

私が、司法修習を行う過程で、弁護士の法律相談に立ち会わせていただく時、法律上の手段を講じて、依頼者の要求を満足させることができないうような案件を見ることが少なくありません。しかしながら、弁護士としては、このような依頼者に対して満足してもらえらるサービスを提供することができ、弁護士には法を尽くす必要があり、この意味で、弁護士には法律の知識だけでなく、依頼者の話をきちんと聞くことや、依頼者を納得する技術など必要になってきます。

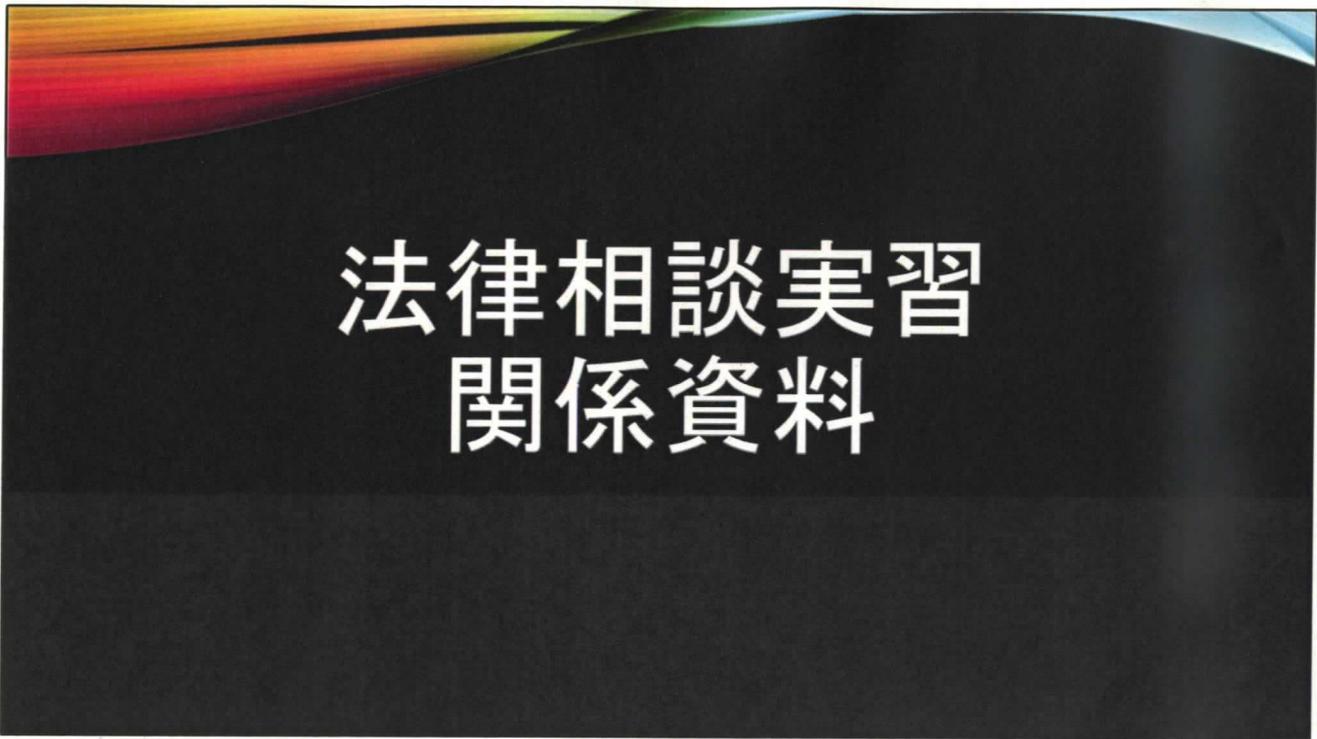
今回、このロイヤリング実践セミナーに参加させていただき、実際に自ら模範法律相談・模範交渉に携わり、そのことの大切さ・難しさを肌で実感することができました。また、間違ったことを伝え、とてできない怖さを同時に実感することができました。司法修習では、法律相談に立会わせていただくことしかできませんので、このように主体的に模範法律相談・模範交渉を行わせていただく非常に勉強になりました。ロースクール生の皆さんも、機会があればこのような模範法律相談・模範交渉を行っているだけでいい、日頃法律の勉強をしているだけでいい、知ることでできない新しい発見があるはずです。

(新65期司法修習生 定山 景)

バーシティ・プロジェクトになっています。鹿児島大学法科大学院は、司法試験の合格はもちろん、法曹の生涯キャリアを視野に入れて、司法試験合格後のキャリア(職能)開発にも貢献できる法科大学院を目指しています。

米田憲市(法社会学・研究科長)

(制作:鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター 編集:同センターコンポーザー 久木野大輔)



法律相談実習
関係資料

リーガルクリニックA(離島相談実習)実績表

年度	会場	日数	相談件数
平成16年度	屋久島	2	11
平成17年度	屋久島	4	37
平成18年度	種子島・屋久島	6	65
平成19年度	種子島・屋久島	6	70
平成20年度	種子島・屋久島	6	79
平成21年度	種子島・屋久島	4	38
平成22年度	種子島	2	24
平成23年度	徳之島	2	23
平成24年度	徳之島	2	44
平成25年度	徳之島	2	23
平成26年度	種子島	2	27
合 計		38	441

リーガルクリニックB(地方中核都市部)実績表

年度	会場	日数	相談件数
平成18年度	鹿児島市 (鹿児島大学 郡元キャンパス)	2	5
平成19年度		2	11
平成20年度		2	15
平成21年度		4	21
平成22年度		2	11
平成23年度		2	10
平成24年度		2	9
平成25年度		2	3
平成26年度		2	4
合 計		20	89

司法政策研究センター—無料法律相談実績表

年度	会場	相談件数
平成21年度	鹿児島大学 司法政策研究センター	26
平成22年度		68
平成23年度		40
平成24年度		25
平成25年度		37
平成26年度		30
平成27年度		2
相談件数合計		228

※2015/06/06現在

2014年度 離島等司法過疎地における法律相談実習 実施要項

◆科目の趣旨

この科目は、鹿児島大学法科大学院では「リーガルクリニックA」、九州大学法科大学院では「リーガルクリニックII」として開講される、離島等司法過疎地における法律相談実習を内容とする科目です。

法律相談の実施のプロセス、現地での運営、相談への臨席ほかを通じて、法実務の最前線から、司法制度のあるべき姿までの幅広いテーマについて学修します。

◆受講に際しての注意事項

下記をご理解いただいた上、受講・参加するようお願いします。

○受講に関する諸費用等について

受講にかかる費用は、自己負担になります。下記①～④の合計額が想定されます。これらには、運営の事情により、それぞれで支払ってもらう分と、同行する事務担当者に支払ってもらう分があります。

- ①現地までの旅費
- ②現地での宿泊費（朝、夕食代込み）
- ③現地での朝夕を除く食費、懇親会費など
- ④現地での移動のレンタカー・ガソリン代

○その他

- (1) 今回は、鹿児島大学5名、九州大学7名の受講が確定しています。他の大学の学生や、他大学の教員、実務家と合同のプロジェクトですので、不自由があると思いますがご協力下さい。
- (2) 宿泊は、自習時間における打合せが学修時間に計上されていることと、守秘義務の管理等の事情から指定宿泊先となり、こちらで手配します。
- (3) 宿泊室は男女別・数名以上(場合によっては10名以上)の相部屋ですが、フェリーなどでは、男女別でない場合もあります。個室や部屋割りなどの希望は受けることができません。集団行動になることをご理解下さい。
- (4) 集合場所までの旅程は自己手配です。
- (5) 相談担当の会場の希望は受けることができません。
- (6) (2) から (6) については、今後の連絡に十分注意を払ってください。
- (7) 法科大学院生教育研究賠償責任保険(Lコース)の費用を支払っていることと、後日用意される守秘義務等に関する「誓約書」への署名捺印とその提出が求められます。

◆カリキュラムの概要

カリキュラムの基本的な流れは、1月20日現在、下記の通りとなります。

○事前指導

1月20日(水) 各大学遠隔講義教室 マルチメディア教室

担当：米田教授

- ・種子島の地勢的事情(屋久島/徳之島の地勢的事情との比較)
- ・種子島の司法制度の事情：裁判所，法律家(屋久島/徳野島との比較)
- ・日程説明と現地調査について
- ・守秘義務等に関する問題
- ・リーガルクリニックAの実現までの諸作業：事前準備，広報，予約体制など
- ・リーガルクリニックAにおける授業の狙いと成績評価方法
- ・予約事案の情報提供と検討
- ・法律相談の受け方：会場の設営の考え方，相談技法
- ・事件報告書の記載方法
- ・検討会の実施方法
- ・現場での移動，実施体制の確認

○現地実習概要

前日朝第1便夕方方のジェットfoilで出発します

1日目：午前9時頃 現地着

相談会場下見/裁判所見学/現地視察/検討会準備

夕方 事前検討会(午後7時00分から21時00分)

2日目：朝9時ごろから午後3時ごろまで 相談会 1相談室 4～5件

午後4時より7時00分 事案検討会

3日目：朝9時ごろから午後3時ごろまで 相談会 1相談室 4～5件

午後4時より7時00分 事案検討会

午後7時から 事後検討会

4日目：現地フィールドリサーチ ジェットfoil 最終便帰路

○報告書・レポートの提出

現地実習の次の月曜日を締切として、検討会を経て清書した報告書と出された課題についてのレポートの提出があります。

◆成績評価

成績の評価は、(1)実習の評価と(2)レポートの評価によって行われます。

(1) 実習の評価(70%)

実習の評価については、①事前学修の程度、②現場でのパフォーマンス、③検討会でのプレゼンテーション、④報告書の出来映えの4項目に注目して、事件ごとに担当の弁護士が総合的に評価します。複数の事件を担当した場合は、その平均を取ります。

(2) レポートとエッセイの評価(30%)

指定された課題についてのレポート(25%)とエッセイ(5%)を評価します。レポート課題の内容は、本科目の趣旨のもとでの事前学修や実習の成果を踏まえて設定されるものであり、実習後に明らかにされます。

◆実施スケジュール

【種子島】2月13日（金）から2月16日（月）

○参加者

教 員／弁護士：松下教授（鹿児島大学）、白鳥教授（鹿児島大学）、本木准教授（鹿児島大学）、坂元准教授（鹿児島大学）、村山弁護士（鹿児島大学）、宮路弁護士（鹿児島大学）、米田教授（鹿児島大学）、南准教授（鹿児島大学）、七戸教授（九州大学）、飯准教授（専修大学）、小佐井准教授（愛媛大学）、草鹿教授（京都産業大学）、大山准教授（香川大学）、溝渕准教授（香川大学）、鮫島弁護士（白鳥法律事務所）、西村弁護士（あさかぜ法律事務所）小久保修習生、島田修習生ほか

学 生：鹿児島大学法科大学院（5名）

九州大学法科大学院（7名）

○集合場所：鹿児島本港南埠頭 種屋久高速旅客ターミナル
<https://www.tykousoku.jp/dock/kagoshima.html>

	学生番号	氏名		運転 の可	宿所	部屋 割り	13日	到着 時間	夕食	14日	会場	夕食	15日	会場	懇親会	16日	出発 時間	
2	鹿児島大学		学生	F	×	珊瑚礁	3	トッピー	9:00	○	1	西之表	○	1	南種子	○	トッピー	16:45
5	鹿児島大学		学生	M	×	珊瑚礁	1	トッピー	9:00	○	1	西之表	○	1	南種子	○	トッピー	16:45
7	九州大学		学生	F	×	珊瑚礁	3	トッピー	9:00	○	1	西之表	○	1	南種子	○	トッピー	16:45
10	九州大学		学生	M	○	珊瑚礁	2	トッピー	9:00	○	1	西之表	○	1	南種子	○	トッピー	16:45
3	鹿児島大学		学生	M	×	珊瑚礁	2	トッピー	9:00	○	2	中種子	○	2	西之表	○	トッピー	16:45
4	鹿児島大学		学生	F	×	珊瑚礁	3	トッピー	9:00	○	2	中種子	○	2	西之表	○	トッピー	16:45
8	九州大学		学生	M	○	珊瑚礁	2	トッピー	9:00	○	2	中種子	○	2	西之表	○	トッピー	16:45
12	九州大学		学生	M	×	珊瑚礁	2	トッピー	9:00	○	2	中種子	○	2	西之表	○	トッピー	16:45
1	鹿児島大学		学生	M	×	珊瑚礁	1	トッピー	9:00	○	3	南種子	○	3	中種子	○	トッピー	16:45
6	九州大学		学生	F	×	珊瑚礁	3	トッピー	9:00	○	3	南種子	○	3	中種子	○	トッピー	16:45
9	九州大学		学生	M	×	珊瑚礁	1	トッピー	9:00	○	3	南種子	○	3	中種子	○	トッピー	16:45
11	九州大学		学生	M	○	珊瑚礁	1	トッピー	9:00	○	3	南種子	○	3	中種子	○	トッピー	16:45

※ 運転者などの事情で、班編制が事前指導時より変更されています。

○日 程（予 定）

◇2月13日（金）

7時集合

7時半出発 111便

9時10分 西之表港 着 レンタカー確保

10時00分 中種子町会場（中種子町コミュニティ防災センター）視察
 ：会場設営確認

10時45分 南種子町役場（南種子町研修センター）

12時00分～13時15分 昼食（ホテルニュー種子島）

13時30分～14時00分 種子島簡易裁判所見学

14時15分 西之表会場（青少年ホーム）：会場設営確認

15時00分 種子島総合開発センター（鉄砲館）

17時00分 宿舎着 入浴・食事・検討会準備

19時00分～21時00分 事前検討会（青少年ホーム）

◇2月14日(土) / 2月15日(日)
 ・相談スケジュール

		9:30	10:30	12:30	13:30	14:30	15:30	
2月14日	西之表	白鳥	本木	白鳥	本木	白鳥	(本木)	1
	中種子	鮫島	松下	村山	鮫島	松下	(村山)	2
	南種子	坂本	宮路	坂本	宮路	(坂本)	(宮路)	3
2月15日	西之表	坂本	宮路	坂本	宮路	坂本	(宮路)	2
	中種子	白鳥	本木	白鳥	本木	白鳥	(本木)	3
	南種子	鮫島	松下	村山	鮫島	(松下)	(村山)	1

- ・16時00分から青少年ホームで検討会
- ・18時30分から夕食(珊瑚礁)
- ・20時00分から事前検討会
- ・15日夜は20時から懇親会

◇2月16日(月)

- ・16時00分 集合確認
 (ドライバーは、メンバー、荷物を下ろした後、給油し車を返還の上、集合。) 給油時の領収証を提出して下さい。
- 125便 16時45分 西之表港発 18時40分 鹿児島本港南埠頭着
- ・解散



◆班編制と担当

○班編制：上記の表参照(仮)

※場合によっては、変更され1日目と2日目と異なるので今後の情報に注意
 1日単位で別な弁護士の先生の担当になるよう、相談順を決めて下さい。

○相談時の形

担当については、弁護士に臨席する主担当と、後ろでメモを作成する助手を決めて下さい。交互に担当するとよいと思います。残り的人や待ち時間は報告書を作成しながら、受付・報告書作成作業を行います。

○移動について

弁護士・他大学の先生方の送迎は学生のみなさんをお願いします。それを考慮して移動計画を立ててください。

◆当日への準備

○荷物の運搬とお願い(主として鹿児島大学の学生)

ノートPCは、必須です。絶対忘れないように。

①鹿大の学生は、プロジェクタとプリンタを持っていてもらいます。前日渡しますので、現地での扱い、持ち帰りなど、担当を決めて、責任を持って管理して下さい。

②宿泊先は、寝間着や洗面関係のサービスはないと思って下さい(少しありますけど)。よって、寝間着、歯ブラシやタオル、ドライヤーなどは持参して下さい。ただ、同時に使うと電源が心配です(苦笑)。

- ③全員がPCを使うには、どの場所もコンセントが足りません。ついては、たこ足コードを各自で持参してください。
- ④宿舎では、ネット環境があるのは一部です。他の客がいた場合、公共の場所になりうるので、礼儀正しく、協力し合って行動しましょう。
- ⑤他の班との連絡を取りやすいよう、携帯電話の番号など、事前に情報交換をしておいて下さい。
- ⑥宿舎では、入浴設備が小規模です。協力して順次使う工夫をして下さい。

○費用の支払いについて

費用については、事務担当者が随行し、その担当が一括で集めますので指示に従って下さい。事後に精算して返金します。

概算	高速船	1万5千 (往復)
	宿	8千×3 (含・朝夕)
	初日昼食	1千
	懇親会費	3千
	博物館入場料	5百円 など

高速船は学割になるので、学割証明書2通を持参。

2日目、3日目の昼食は各自負担です。

○担当事件の予約状況

予約状況は、現在いろいろ工夫しています。情報管理上、ある分については、前日17時以降に、残りは出発当日15時に予約票を提供します。

○割振りと下調べ

・事件について

予約票を下に、前日夕方に担当割りを決めて、初日の事前報告会に向けて下調べをしてください。

・簡易裁判所での質問事項

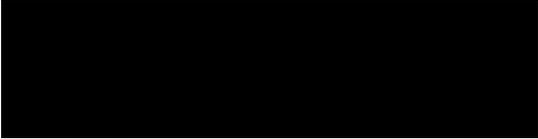
簡易裁判所での質問事項を必ず各自用意してください。特に、簡易裁判所が徳之島で果たしている役割・機能や司法アクセスの観点からの状況を浮き彫りにしてください。そのため鹿児島における裁判所や裁判官の配置、簡易裁判所の役割や意義や、他の土業の状況、徳之島の交通事情やその他の社会・経済事情を、十分な下調べをしてください。最終レポートの課題として重要な作業になります。

○参考文献

- ・司法過疎についての一般的概況については、シラバス・システムの資料を参照。
上田國廣ほか「特集：ポスト「ゼロ・ワン」における司法政策に学ぶ」法学セミナー1月号の各論文
米田憲市「離島等司法過疎地における法律相談実習－鹿児島大学法科大学院の取り組みから（特集 臨床法学の課題と展開）」自由と正義 723号 pp.63-65 (2009)
小佐井良太「司法過疎地における法律相談：鹿児島県島嶼の事例より」法社会学第76号 (2012)
- ・法曹倫理、法律相談の技法については、前田教授の授業資料のほか、「法情報論」で配布した参考資料、その他関係文献を探して、それぞれに準備すること。ロイヤリング、法律相談などの技法を扱っている書物に注意を払うこと。
それ以外に、下記のようなものが資料室にあるはずです。
中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』（法律文化社・2006）
名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義－弁護士法律相談/調査/交渉・ADR活用等の基礎的技能』民事法研究 (2004)
菅原郁夫・岡田悦典・日弁連法律相談センター面接技術研究会編著『法律相談のための面接技法－相談者とのよりよいコミュニケーションのために－』商事法務

(2004)
加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』弘文堂 (2002)
飯島澄雄ほか『実践 民事弁護の基礎－訴え提起までにすべきこと』レクシス・ネ
クシス社 (2008)

◆問い合わせ先
鹿児島大学法科大学院 教授 米田 憲市



鹿児島大学法科大学院と鹿児島県弁護士会所属弁護士による

無料

法律相談



(無 料・予 約 優 先)

困りごとや心配ごと、弁護士に相談しませんか。

貸したお金や売掛金、離婚や相続・扶養・親権など家族のこと、借りている土地や家・貸した土地や家のこと、土地の境界のこと、悪質商法の被害、商売上の契約やトラブル、職場でのめごとや雇用の問題、事故後の処理や紛争、裁判や弁護士の費用のことなど、この機会に是非ご相談下さい。

【2月14日・15日 会場など裏面参照】

予約連絡先：鹿児島大学法科大学院（担当：牟田部・牛鼻）

099-285-7569

099-285-3905

（土日・祭日を除く午前9時から午後5時まで）



ご理解・ご協力をお願い：この法律相談会は鹿児島大学法科大学院の学生の実習授業をかねて実施されるものです。相談に際しては弁護士のほか、大学の教員や学生が臨席させていただきます。また、ご相談いただいた内容については、匿名化など個人情報や事案の固有性への対応をした上で、事例として教育上の検討の素材とさせていただきます。ご相談いただいた件については、弁護士が責任を持って回答いたしますので、趣旨をご理解の上ご協力いただきますようお願いいたします。

法科大学院とは……平成16（2004）年に設立された弁護士、検察官、裁判官といった法律の専門家（法曹）を育てるための専門大学院です。

種子島 無料法律相談

◆会場と日程◆

	14日(土)	15日(日)
【西之表市】 西之表市 勤労青少年ホーム	○	○
【中種子町】 中種子町 防災センター	○	○
【南種子町】 南種子町 研修センター 2F会議室	○	○

(※居住地以外の会場を選択することもできます。)

◆予約の方法◆

裏面の【ご理解・ご協力のお願い】をご了解いただいた上で、(1)～(3)いずれかの方法でお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：鹿児島大学法科大学院
法律相談予約担当（牟田部・牛鼻）

(1) 電話による予約

099-285-7569
099-285-3905

休日を除く月曜から金曜、午前9時より午後5時まで対応いたします。

(2) FAXによる予約申込

下記の事項を記入の上、

099-285-7600

に送信してください。24時間受付。

- ・ 氏名（相談に来る本人）
- ・ 連絡先電話番号
- ・ 相談希望会場
- ・ 相談希望日時（午前9時から午後2時台）
- ・ 相談の概要（省略可）

※折り返し(1)の時間帯に、当方よりお電話させていただきます、確認の上で予約を確定します。

(3) 電子メールによる予約申込

下記の事項を記入の上、

< ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp >
(※メールアドレスの頭文字“1”は、アルファベットの“エル”
(半角・小文字)です。)

に送信してください。24時間受付。

- ・ 氏名（相談に来る本人）
- ・ 連絡先電話番号
- ・ 相談希望会場
- ・ 相談希望日時（午前9時から午後2時台）
- ・ 相談の概要（省略可）

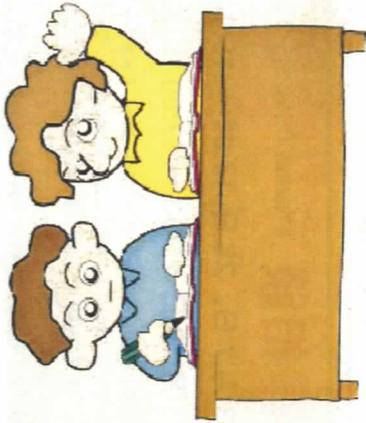
※折り返し(1)の時間帯に、当方よりお電話させていただきます、確認の上で予約を確定します。

※電子メールやFAXのみでの相談や予約は※
※お受けできません。※
※あしからず、ご了解下さい。※

鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター

法律相談

無料



困りごとや心配ごとに弁護士が助言いたします。

貸したお金や売掛金、離婚や相続、扶養、親権など家族のこと、借りている土地や家賃した土地や家のこと、土地の境界のこと、悪質商法の被害や取引や契約のこと、事故後の処理や紛争、裁判や弁護士の費用のことなど、この機会に是非ご相談下さい。

平成26年11月15日(土)・16日(日)
午前10時00分～午後3時00分
(無料・予約優先：先着10件を予定)

【場所】鹿児島大学郡元キャンパス総合教育研究棟

【予約連絡先】鹿児島大学法科大学院

099-285-7569

099-285-3905

担当：牟田部/牛鼻 (土日・祭日を除く午前10時から午後4時まで)
ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp

予約優先です。事前にご連絡下さい。



ご理解・ご協力をお願い
この法律相談は、学生の実習をかねて実施されるものです。相談に際しては弁護士のほか、大学の教員や学生が随席についていただきます。また、相談いただいた内容につきは、匿名化など個人情報や事案の固有性による特定の素材をいさぐたいこととさせていただきます。ご相談いただいた件については、弁護士が責任を持って回答し、守秘義務も遵守いたしますので、趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。



KULS ニュースレター No.5

INDEX

- 新司法試験とリーガルクリニックとの架け橋
- 平成21年度新司法試験論文式試験 ～公法系科目憲法分野
- “連載” 裁判員裁判傍聴記 -第3回(上)-

● 新司法試験とリーガルクリニックとの架け橋 ●

屋久島に続いて、平成22年2月26日から3月1日にかけて、種子島でもリーガルクリニックが行われました。私は、弁護士2年目とまだまだ未熟者ですが、27日28日の両日、3つの会場のうち西之表会場での法律相談（合計9件）を担当させて頂きました。法律相談、事前検討会、事後検討会のみならず、学生の皆さんと同じ宿に泊まり、折に触れているとお話もさせて頂きました。

その中で、私は、今回リーガルクリニックを受講された学生の皆さんが来年5月の新司法試験を受験され、将来、実務家となって活躍されていく（今回のリーガルクリニックを受講して、種子島のような弁護士のない司法過疎地で活躍したいと考えた方も少なからずいらっしゃると思います。）という道程を歩まれていくことを考えたと、私はこのリーガルクリニックから学生の皆さんに何を学んでもらえばよかつたのだろうか、どんなことを総括として申し上げれば学生の皆さんの今後の役に立つのだろうか、と考えるようになりました。その一つの答えとして、理論と実務の架け橋ならぬ、新司法

に頼るよりは条文にあたってはほうが確実だと思えます。）, その法的効果を導くための要件が何なのか、事実を聞き出すにあたって文書を解釈しておく必要はないか、などと思考を進めていくことで、法的解決ないし法的判断に必要な事実として何を聞き出さなければならぬかは自ずと見えてくるように思います。

2 リーガルクリニックと新司法試験の違い

リーガルクリニックの法律相談と新司法試験は、いずれも一定の時間内に法的問題解決ないし法的判断を回答しなければならぬという点では同じです。

逆に何が違うかといえば、事実が確定しているかどうかの違いです。当事者の言い分だけを聞いて、しかも、それほどしっかりとした証拠書類もない中で、ある程度の回答を求められるのが法律相談だと思います。これに対して、新司法試験の論文の問題では、問題文の中で確定した事実が与えられており、これを前提に、法的解決ないし法的判断及びそこに至る法的思考過程を示すことが求められています。すなわち、法律要件のあてはめにして使う事実が問題文によって与えられ確定しているのが新司法試験、あてはめにして使う事実が相談者から必ずしも与えられとは限らず、これを自分で聞き出す必要がある、かつ、その聞き出した事実もある程度不確定であるのが法律相談といえるのではないのでしょうか。

3 リーガルクリニックの活かし方

リーガルクリニックでは、市民の皆さんが抱える様々な法的問題が様々な法律・条文の対象となって現れていると思えますが、現時点で学生の皆さんが押さえおかなければならないのは基本7法+選択科目です。ですから、今、試験科目以外の科目について掘り下げて勉強する必要はないと思えます。他方で、基本7法+選択科目に絡んだ相談については、今一度、自分の思考順序は当を得ていたのか、法的知識・法的理解は充分だったのかという点を振り返って検討してみてください。

連載

● 裁判員裁判傍聴記 ●

— 第3回(上) —

第3日目 (2009年11月26日 午後3時30分開始 602号法廷)

儀式から語る場へ

真価、問題点これから

3日目。評議が長引いたため、30分遅れで開始した。どんな議論をしたのだろうか。2日目までよりもフォーマルな服装を選んだ裁判員の姿から、救くことの重みが伝わる。裁判長は、文案を読み上げるのではなく、話し言葉で語り聞かせるように、判決を言い渡した。判決理由は、量刑のポイントだけを簡潔に示しており、そこから評議の苦心はうかがえなかつた。こうして、鹿兒島地裁の一番長い日が終わった。

この事件では、共犯者から犯行を命じられた被告人が、それを断ることができなかつたかどうか争点となつた。合理的な物の考え方をすれば、警察に駆け込むなり、逃げ出すなりして犯行を避けることは容易だ。しかし、人は常に合理的な判断をしながら生きていくわけではなく、では、人はどんな状況があるときに、そのような不合理な行動をとってしまうのだろうか。まさに、市井に暮らす「普通の人たち」の経験と想像力を駆使して判断するのにはささいなテーマだつた。

刑事裁判の風景は、見事なまでに一変した。もちろん、法廷を取り囲むIT機器、被告人のネクタイ、奇妙なスリッパ、裁判員の入廷前に外される手錠…といった外形形だけではない。検察官と弁護人の訴訟活動そのものが、大きく様変わりしたのである。液晶モニターを用いて現実に訴えながら、要点を絞って簡潔に行われる冒頭陳述や弁論が象徴的だ。単に法律知識がない人に理解してもらうためのテクニクが導入されただけでは、ない。検察官や弁護人は、紙の上ではなく、法廷というリアルな空間の中で、人に向かって語りかけ、人の理解や共感を求めて活動することになった。つまり、法廷は、かつてのような儀式の場ではなく、豊かなコミュニケーションの場へと、その本質を大きく変ぼうとしたのである。

(下につづく)

中島 宏 (刑事訴訟法)

(南日本新聞 平成21年11月27日朝刊)

そして、実務を体感された今だからこそ、多くの皆さんが将来なるであろう法律実務家がおこなっている作業のうち、法科大学院生に求められているのがどの部分までなのか、法科大学院を卒業して、新司法試験に合格して、司法修習を経て、実務家になるという一連の法曹養成システムの流れの中で、今、自分に求められている能力がどこまでなのかを俯瞰的にもしくは逆向きから見てみることで、逆転させることができるのではないのでしょうか。

その上で、新司法試験の過去の問題を解いてみると（ヒアリングもちゃんと読んで下さいね。）、また新たな発見があるかもしれませんよ。

4 雑感

その他、今回のリーガルクリニックを通して、感じたことを雑感として最後に述べておきます。

(1) 学生の皆さんが作成された事後検討会の文章ですが、もう少し読み手を意識して、どうしたら読みやすくなるかを工夫されたほうが良いように思います。5W1Hを意識しつつ、時系列に沿って書く、法的思考過程の流れに沿って書くなど、一貫した流れを示すことで読みやすい文章になると思います。自分が頭の中で考えたことを相手に的確に伝えられる表現力・文章力は、新司法試験においても、その先にある実務においても重要な能力だと思います。この能力を磨くためには、自分の書いた文章を人に読んでもらい、批判してもらったほうが一番良いと思います。

(2) 法律相談も新司法試験も相手との対話です。法律相談は、相談者から相談を受けてその相談に答えるためのものであり、学生が質問するのためのものではなく（もちろん課題との関係はありますが）、学生が法律論を振りかざすためのものでもありません。ケースによっても思いますが、相談者が望んでいないこと、相談していないことに関連する事実まで根掘り葉掘り聞いたり、相談していないことまで余計に回答する必要性は少ないように思います。同じく新

司法試験も、出題者の出題に回答するためのものであって、出題者が求めていることまで回答したり、受験生が勝手に事実を付け足したり差し引いたりしてよいものではなく、また受験生が法律論を振りかざすための場でもありません。法律相談でも、新司法試験でも、相手が何を望んでいるのかを汲み取り、これに的確に答えることが大事だと思います。問題解決・法的判断のために、何をどこまで考え述べるのか、事実をどこまで拾うのかをしっかりと考える必要があるという点も、法律相談と新司法試験で共通していると思います。

(3) 学生の皆さんとお話をしていて、まだまだ法律知識が曖昧な点が多く、基本科目といえど、有機的な理解が成されていないように思われました（人のことは言えませんが…）。択一レベルの問題については、即座に回答できるように理解を深め、繰返し訓練しておく必要があるのではないのでしょうか。

(4) いろいろと偉そうに書きまわりますが、学生の皆さんが一生懸命に頑張っているのがわかりましたので、あえて厳しく書かせて頂きました。正しい方向に適切に努力すればきつと道は開けると思っています。来年の9月に、学生の皆さんと一緒においしいお酒が飲めるのを楽しみにしています。

村山大輔（弁護士・非常勤講師）

●平成21年度新司法試験論文式試験 一司法系科目・憲法分野について

■複雑な権利の対立を扱った問題がでる傾向
この問題は、最先端科学研究に関連して学問の自由の限界を問うたもので、遺伝子治療に関して研究中止の処分等ができるかどうか設問1の争点です。設問2では、家族への個人情報提供が規則違反にあたるかどうか、違反を理由とする停職処分が無効かどうか争点になります。いずれも最近、実際に論議になっている憲法問題です。しかもどちらにもそれぞれ憲法上の言い分がある複雑な権利の対立関係となつて

いることが特徴です。ここ4回の新司法試験論文式問題（憲法）をみると、昨年のインターネットのフィッシングの問題、一昨年の煙草の煙草の巻を伝える広告の掲示をタバコ会社に義務づけるとの憲法上の是非についての問題など同じような問題が出されています。

そういう点では、試験問題そのものをどう解くかという問題以前に、こうした実際に起きている最近の複雑な憲法問題としてのどのような問題・憲法上の争点があるのか、日頃から新聞などにも目を通して、社会的観察力・問題関心を養っておくことが必要です。

■X教授の主張・Y大学の主張をしっかりとらひ・かつ簡潔に

答案作成上のアドバイスについて、詳しくは『別冊法学セミナー 新司法試験の問題と解説 2009』（日本評論社）や『受験新報』（2010年1月号）の特集「新司法論文式対策 憲法合格答案の書き方」をよく読んでみてください。ここでは、簡単なアドバイスのみを示します。

設問1は、Xに対する研究中止命令の根拠となつているY県立大学医学部審査委員会規則8条の合憲性が争点です。こういう規制の場合は（i）法令違憲と（ii）適用違憲（規則そのものは違憲とはいえないけれど、Xの事例に適用する範囲で違憲）の主張をXとしては考える構成にしたほうがよい。

Y大学側の主張としては、学問の自由といえども、個人の生命・身体等を害する内容であるときは内在的制約を受け、大学は研究を管理する責任主体として中止命令等を行うことは許されるので、中止命令は学問の自由には違反しない、という構成がいいでしょう。またY大学は予備的主張としては、この中止命令は、大学内の自主的な規律として行うものであり、大学の自治にまかされているので、司法権の対象とはならないという主張もできるでしょう。

「あなたの自身の結論及び理由」では、自分の結論が規則8条を違憲と考えるのか、合憲と考えるのか、そのどちらの結論をとるか、最初

に大体決めて、その理由を構成してみるのが書きやすいのではないかと。

その争点を把握した上で違憲審査標準をたてて、本件への「あてはめ」していく。「あてはめ」は、問題文の中から重要だと自分が思った事実を最大限動員して説明しましょう。高得点を狙うには、ここでいかに「法的思考」を展開できているか（「法的思考」をしたかを採点者に印象づけることができるか）です。

■憲法上の論点を明確にできるかが重要

設問2は、遺伝子保護規則6条違反でXは停職処分を受けたが、研究・治療の過程でCに依頼されてC及びその家族の個人情報を提供したことが憲法上許されるかどうか問題になっていきます。憲法上の論点をどれだけ明確に把握できているかが得点に影響します。

Xの主張：Xに対する停職処分はなんら規則に反する行為を伴っておらず、Xの憲法23条を侵害している。

Y大学の主張：Xの措置は、家族からは同意を得ていない以上、保護規則に違反し、家族の自己情報コントロール権を侵害している。Cに対する提供も規則では「疾病の原因となる遺伝子情報」に限定しているにもかかわらず「すべての遺伝子情報」を提供したことは、Cの自己情報コントロール権を侵害している。

また予備的主張になりますが、第三者所有物没収事件最高裁判例が示しているところであるがY大学は第三者であるCの家族の権利侵害を理由に争うことができると主張も述べておくと印象がいいでしょう。

「あなたの自身の結論及び理由」では、Cおよび家族の自己情報コントロール権をXの研究・治療が侵害したかについて、設問1と同様に審査標準をたてて、「あてはめ」を詳しくして、論じるといいでしょう。

小栗 實（憲法）



KULS ニュースレター 第6号

INDEX	
【リーガルクリニック 特集】	
● 離島等司法過疎地における法律相談実習 —平成21年度実習の概要—	● 屋久島の司法事情とクリニックの意義
	● 気付いたり、予想と異なった点
	● 司法サービス供給体制の検討

● 離島等司法過疎地における法律相談実習 平成21年度実習の概要

鹿兒島大学法科大学院の必修科目「リーガルクリニックA」は、弁護士過疎地と呼ばれる地域に向いて合形式で開講し、弁護士と共同して市民が抱える法律相談への第一的な対処方法についての助言をおこない、これを通じて、法律問題に解する感受性を涵養し、法律実務が必要とされる相互行為のリテラシーをはぐくむことを目的としている。本年度は平成22年2月9日に事前指導を行い、2月19日から22日に7名の学生で、屋久島(尾之間、安房、宮之浦、一湊)で15件、2月26日から3月1



種子島西之表市の相談実務の風景：相談者席には、野田九州大
学教授に座っていた。いた。

日まで9名の学生で、種子島(西之表市、中種子町、南種子町)で24件の相談を受けた。

実習には、実務家教員である前田益教授、松下良成教授、日鳥努教授の他、鹿兒島県弁護士会から木山弁護士(元教授)、若手の村山大輔弁護士、正込健一朗弁護士に指導弁護士としての支援を受けた。また、九州大学の山田國廣教授、野田進教授、高平奇恵助教授、同志社大学の川島四郎教授、静岡大学の藤本亮教授、愛媛大学の小佐井准教授、弘前大学の飯孝行准教授、愛媛大学の小佐井良木准教授、弁護修習中の司法修習生1名が指導弁護士の理解のもと、司法過疎地の法律相談事情の視察として参加され、検討会での議論にも参加いただいた。

本号では、提出された報告書や法サービス供給体制を主題とするレポートと、同時に提出を求めたニューズレター一用の感想文の中から、相談者のプライバシー保護のために、一部学生の記載を変更した上で、いくつかを紹介する。
(授業担当教員：米田 憲市教授)

屋久島の司法事情とクリニックの意義

(1) 今回リーガルクリニックAを履修して、最も印象深かった事は、①離島の司法事情と、その中で生活する住民の生活実態を肌で感じる事が出来た事、②法律相談を受ける弁護士の方の、まさに職人芸ともいえる仕事を目の当たりにできた事、である。

(2) もともと鹿兒島県出身の私にとつて、屋久島はかつて1度家訪れた事のある観光地としての印象しかなかった。ところが、今回、屋久島の司法事情及び、法律相談のためにこの地を訪れた今回では、屋久島はまるで違った側面を見る事が出来た。

初日の簡易裁判所を見学した際には、あまり使われておらず、やけに真新しい設備が、住民と裁判所との距離がいかに遠いものであるかを痛感させられたし、相談者の相談後の大変満足した表情を見て、かえっていかにかこの土地の法サービスの供給体制が貧弱なものであるかを反映していたように思えた。

(3) 一方で、相談者の相談を受ける弁護士の先生方の事実の引き出し方や、相談者の疑問にわかりやすく丁寧に、しかも無駄なく答えている姿は今後の学習のうえでも大変参考になったし、感動すら覚えた。まさに相談者との真剣勝負といった様相で、私は、前もって用意していた自分の質問を行うのがやっとなった状況だった。

4 今回の経験を通じて、法サービス供給体制は、弁護士などの専門職によって行われるものが全てではなく、私たちが法科大学院生が行う今回のような実習での報告が、屋久島のような離島の法サービス供給体制を、的確に伝える構架として役割を担っている事も忘れてはならないと感じた。
(院生 村山耕次郎)

課題レポートから 新たに気付いたり、予想と異なった点

(1) 新たに気づいた問題について
屋久島に行き、気づいたことは、屋久島という周りを海に囲まれた閉鎖的な地理から生まれる人的ネットワークの強さである。象徴的だったのが屋久島とは関係のない人だから、相談に来た。島内の人だと情報が漏れる可能性がある。という、今回法律相談に来られた相談者からの言葉である。ある程度は想像していたが、情報が漏れることに対し、神経質なまでに気を使っている様子であった。特に、屋久島では集落ごとに住んでいるため、情報が伝播しやすいのかもしれない。

リーガルクリニックという科目では、法律相談を行なうところまでしかすることができないが、もし、屋久島で弁護士事務所を構えたとすると、この情報漏洩という問題は非常に大きな問題となる。なぜなら、弁護士が直接的に情報を漏らすことは考えられないが、弁護士事務所に入るところを人に見られ、その人が情報(〇〇さんが法律事務所に行った等)を話すという、間接的な情報漏洩の危険があるからである。つまり、屋久島の住人にとつて、法律事務所があったとしても、そもそも法律相談に行くこと自体が1つのハードルなのである。そしてそれは、どこに弁護士事務所を構えるかという問題に直結する。

ここで、同じ島である佐渡島にある法律事務所(法テラス佐渡法律事務所)を見てみると、佐渡島も屋久島同様、法律事務所に入るところを人に見られるのを極端に嫌う傾向にあるところ、佐渡島市役所支所の中に構えることにより、住民が来やすい環境を作っていることである。なるほど、屋久島でも役場等の公的機関の一室を借り、



そこに事務所を構えることで間接的な情報漏洩のリスクを軽減することができそうである。もっとも、事務所数が増えれば、そのときは別の方法を考える必要があるだろう。

(2) 常設の事務所を置くべきとする考えの修正部分について

次に、先ほど紹介した佐渡島と屋久島の違うところは、佐渡島の人口が約6万5000人であるのに対し、屋久島は約1万4000人と4分の1以下であった、より強い人的なネットワークが想像されること、弁護士が島内の住人と言っただけで選ばれる法律問題があるおそれがあるということである。つまり、常設型の事務所であれば、プライバシーに深く立ち入った問題を相談しにこないのではないかという危険がある。「屋久島とは関係のない人だから、相談に来た。」という言葉が象徴的である。

この問題をカバーするためには、弁護士法人の常駐型の事務所他に、定期的に法律相談を行いに来るような弁護士法人の非常駐の事務所が必要なのではないかかと思つた。つまり、常駐型と非常駐型の2つの事務所が存在することが、屋久島には必要なのではないだろうかかと思えるようになったのである。非常駐型を併存させるメリットは他にもある。それは、利益相反問題が生じないこと、相談者に相談に行くことと決意させることがあげられる。これらの事務所を中心に町役場や専門家等と連携を取りながら解決していくのが屋久島における法供給体制として理想ではないかかと思う。

(院生 小嶋真仁)



司法サービス供給体制の検討

1. 種子島の司法事情

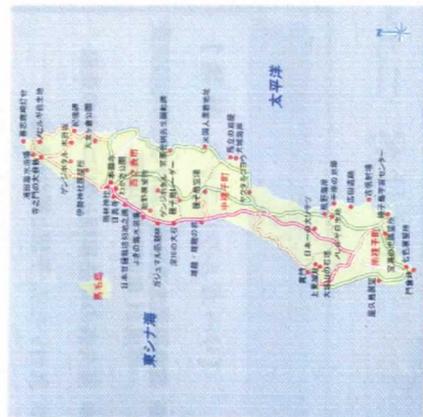
(1) まず、初日に種子島簡易裁判所を訪問して率直に感じたことは、裁判所が利用されている感じがなかったことである。道路標識も合同庁舎の看板に対して道路わきに小さく裁判所とあるだけで、注意して見ておかないと見過してしまっている感じがした。

書記官の方に話を伺ったところ1日3名くらいは裁判所に来る、1年間の民事の申立ては約280件とのことであつたが、私の印象としては、仮に種子島に弁護士として来たところで、種子島における法サービスははたして向上するのかが、そして、弁護活動の前提として事務所経営はできるのか不安を感じた。

(2) 以下、実際の法律相談を通して感じた法律相談で求められる質と、離島における法サービスの現状について感じたことを述べる。

まず、法律相談で求められることは、要件事実の聞き取り、法律構成を相談者に説明することに終わっておらず、先生方は法律問題に加え現実問題としてどうすべきかという点まで配慮した助言をされていた。

私は、司法書士がおらず法サービスが十分に行き届いていないというイメージを持っていたため、法律構成以前に法制度の説明を丁寧にすることも念頭において助言したが、法テラスや調停について相談者も知っており、人によっては強制執行の費用負担についてまで知っている



Copyright (C) 2010 www.funaiso-taneigashima.net 梅蔵賢祐

場合もあり、自分の困っている問題については十分に調べてきていた。

以上の経験から、法律相談だからといって法律問題についての説明に終始しては、事実として相談者の満足を得ることができない。問題になるのは、当該案件について、相談者がどのような行動をとるべきかを具体的に示唆することで、その際には相談者の家庭的、経済的状況等を考慮したうえでその妥当な解決策を示すことである。

種子島という地域に根差した当該問題の解決方法を相談者とともに探っていく姿勢が必要であり、離島における法サービスの向上を考える上でこの点に留意した法律相談を行う必要がある。

(3) 離島の法サービスの供給の在り方を考えるにあたっては、法律相談において要求される質を前提として、種子島という地域に根差した解決方法を探索する必要がある。

その際まず、離島において問題となるのはいかなる案件かを考える必要があるが、この点については、裁判所で聞いたところによると消費貸借契約に関する不当利得の問題が6〜7割を占めるとのことであったが、現在ピークを過ぎた減少傾向にあるとのことだった。

実際の法律相談においては、私としては、土地や相続に関する問題が多いという印象を受けた。親の代の土地の売買契約や消費貸借契約について子どもと一緒に相談に来るケースが複数見られた。

このようなケースは部落や身内の結束が固く、なるべく争いごとは避けようとする人間関係が密接な離島においては多くみられるのではないかとと思われる。

離島における土地の権利関係については、登記がされていない場合が多いように見受けられ、その場合には法律問題はより複雑になる。

離島の文化を理解した上でその地域に根差した解決を



図る弁護士がいれば、種子島においてもこの種の問題に解決するのではないかと感じた。少なくとも実務家になつてからは、種子島での経験を生かして島の生活に根差した解決を図るための法律相談が可能になるはずである。

2. 1をふまえての法サービスの在り方についての考察
(1) いわゆる司法過疎地での弁護活動を行う場合には、前述のように事務所経営の問題があると思われるが、この点について、自分が担当したアンケートによれば、チラシによる宣伝を見ても依頼したというのがほとんどで、島民への周知徹底はある程度図れるのではないかとこの印象を持った。

また、種子島に弁護士がいる場合、有料であっても法律相談に行かぬとの問いに対しては私が担当した相談者全員が「利用します」とのことだったので、紛争解決の力になることができるのではないかと感じた。

(2) しかし、現状では弁護士がいらないため、司法書士のところに相談に行くとの声も聞かれ、弁護士がいけない現状においての法サービスの在り方について考えることが重要である。

島に弁護士がいけない現段階では、島内では司法書士に相談することが島で受けられる法サービスの限界であり、弁護士に相談しようとするれば、交通上の不便と経済的な負担を覚悟して鹿児島市内の弁護士に依頼しなければならず、よりよい法サービスを受けられるためには相談者にそれなりの覚悟が必要になると考えられる。

私が担当した離島の案件のように、司法書士に相談したが、鹿児島市内に行つて弁護士に相談するかどうか、ふんざりがつかない状況にある場合は、司法書士への相談で法サービスの供給が終わっている可能性がある。

(3) その場合には、司法書士と鹿児島市内の弁護士の連携が取れないければ、相談者が市内に向かない限り、そこで法的サービスは限界を迎えることになる。

そこで、法的サービスは離島の島民に十分に供給されるには、司法書士だけでなく弁護士が離島に常駐するこ

とが理想であるが、そのような状態になるまでは種子島における法サービスの供給には司法書士との連携が必要である。

今回の法律相談において、司法書士や行政書士に相談したうえで、「今度無料法律相談で弁護士さんが来るから、相談してみなさい」と言われたので来られたと言う相談者が複数人見られた。

この状況からは、弁護士と司法書士等の連携が十分に必要とされていないのではないかと感じた。特に急を要する場合やすぐに弁護士とコンタクトが取れない離島の場合同等は連携が要求される。

司法過疎地に弁護士がいる場合でも、このような連携を密にすることにより法サービスの供給は向上すると考えられる。

(4) 私が今回一ガールクリニックで種子島に行つて強く思ったことは、弁護士に求められる仕事は、目の前にいる相談者のための法律構成を考え、その上で現実問題としての解決策を探ることだけにとどまらず、よりよい法サービスの供給のために弁護士、司法書士、行政書士(時には警察等)との連携も率先して行っていくべきであるという点である。そして、離島における法サービスの向上を考える際には特にこのことに留意する必要がある。

(院生 角田直隆)

法律相談

(無料・予約優先)
種子島に司法書士がいないため、鹿児島市内の司法書士に依頼する必要があるが、交通の不便と経済的な負担を覚悟して鹿児島市内の弁護士に依頼しなければならず、よりよい法サービスを受けられるためには相談者にそれなりの覚悟が必要になると考えられる。

【2月27日・28日 会場など要面参照】
予約連絡先：鹿児島大学法科大学院 (担当: 次木野・永山)
099-285-7569

種子島無料法律相談

◆開催日時◆
2月27日(土) 10:00-12:00
2月28日(日) 10:00-12:00

◆開催場所◆
鹿児島大学法科大学院 鹿児島県庁舎5階505号室
鹿児島県庁舎5階505号室 (鹿児島県庁舎5階505号室)

◆参加費◆
無料

◆お問い合わせ先◆
鹿児島大学法科大学院 次木野 永山
TEL: 099-285-7569

KULS ニュースレター No. 28

INDEX

- 応用行政法としての社会保障法 ～前編～
- 鹿大法文学部同窓会便り
- 刑法改正について -第1回-
- リーガルクリニックBを実施

● 応用行政法としての社会保障法 ～前編～

苦手意識をもつ人の多い行政法

筆者は、社会保障法を専攻する研究者教員ですが、法科大学院では、社会保障法（3年次選択科目）のほか、公法総合問題演習A／B（3年次選択必修科目）、行政法問題演習

[事例問題]

・Xは、1977年5月に厚生年金保険法に基づいて障害年金の支給裁定を受け、年金を支給されていた。Xは、老齢年金の受給年齢（当時60歳）に近づいたため、障害年金が老齢年金に変更された方が有利と考え、社会保障事務所に相談したところ、上記の裁定（24年前）が誤っており、法律が定めるものより多く障害年金が支給されていたことが判明した。そこで、2001年9月、社会保障庁長官（現在は日本年金機構長官）Yは、最初の裁定を職権で取消す処分を行い、あわせて支給開始時に

科目になってしまった、学習方法がよくわからないという話を学生からよく聞きます。

筆者は、かつて旧労働省（現在は厚生労働省）の雇用保険課企画法令係で仕事をしてきた実務経験から、具体的な問題事例に当たること、基本知識や判例法理（具体的な問題を解決するためのツールといえます）が定着し使いこなせるようになるかと考えています。そこで、学生には、行政法の基礎知識や条文・重要判例をひととおりカバーした後は、具体的な問題（短答式問題や事例問題）にできるだけ当たり、不確かであった基本知識や判例法理（具体的な問題を解決するためのツールといえます）をもう一度、教科書で確認するという学習方法を、アドバイスしています。

応用行政法としての社会保障法

そして、行政法の具体的な問題の格好の素材を提供してくれるのが、社会保障関連訴訟ではないかと考えます。もともと、社会保障分野は、給付行政の一環として、応用行政法というべき領域をなしており、現実の社会保障裁判は、ほとんどが、給付決定など処分・裁決を行った行政庁が所属する国・公共団体を被告として、取消訴訟など行政訴訟の形で提起されます。年金や医療など、生活に身近な分野でもあり、学生としてもイメージしやすい事例が多く、「行政法研究に当たつての素材の宝庫」（確井光明『社会保障法精義』信山社、2009年、ししがきiii頁）とまでいわれています。

前期の法律学総合特別演習（行政法）、および学部での演習で取り上げた事例問題のひとつを紹介しましょう。題材とした判例は、東京高裁の2004年9月7日判決（判例時報1905号68頁）です（社会保障判例百選（第4版）47事件）。行政行為の取消制限の法理の問題ですが、この事例で、この法理をそのまま適用すべきなのか問題となります。各自で考えてみてください。（次号で解説）

伊藤 周平（社会保障法）

● 鹿大法文学部同窓会便り

第59回定期総会が、11月12日（土）、ホテルパレスイン鹿児島で開催されました。

江口会長からは、日本経済・地域経済の動きのなかで鹿大の卒業生が進取の気風でもってがんばり抜いてほしいとの挨拶がありました。坪地宏晶関東支部会長からは、法科大学院修了生への期待と激励がありました。懇親会の場でも、卒業生から、地域に根ざした法曹養成への期待の言葉がありました。法科大学院生も修了時には、法文学部同窓会の会員となります。多様な年齢層と職種の方々の集まりの場となりますから、修了生の参加が増えることを期待しています。



（同窓会総会にて挨拶される、江口正純会長）

● 刑法改正について -第1回-

はじめに

先の国会（第177回通常国会）において、情報処理の高度化に伴う犯罪および悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対応するため、刑法・刑事訴訟法等が改正された（平成23年6月17日可決成立）。刑法関係については、具体的には、わいせつ物頒布等罪、封印等破壊・強制執行妨害罪が改正され、また、いわゆるウィルス作成罪等が新設されている。いずれの内容も法科大学院修了生および



(相談直前の院生、本木順也弁護士)

た」といえるかが問題となった最決H18.5.16刑60.5413は、その限りではバックアップ用の画像を加工して販売用の画像を作成する場合には、加工前の画像が化体された光磁気ディスクの所持についても犯罪の成立を認めており、この点についてはなお改正後も意義を有する。

行為

旧法で規定されていた販売が削除されている点が重要である。これは、販売自体を処罰の対象からはずすという意味ではなく、旧法で他人に交付する行為を頒布と販売とに規定していたものを、改正法では頒布に統一したものである。レンタル(有償貸与)の場合、旧法下では頒布にあたるか販売にあたるか、また、販売目的所持が認められるか争われていたところ、改正法により、頒布、有償頒布目的所持が肯定されることになる。

また、先にも述べたように、改正法2項では電磁的記録の「保管」が処罰の対象となつた。

罰則

改正法により、罰金刑の併科が可能となつた。

南 由介 (刑法)

リーガルクリニックBを実施

11月12日、13日、本学の学園祭の日に合わせて、市内における法律相談実習であるリーガルクリニックBが実施され、実務家教員である松下教授、本木准教授の指導の下、5名の学生が10件の法律相談に対応しました。

学生達は「実際に相談者の方と対面して相談を受けることで、法曹を目指すにあたってのリーガルマインドや、倫理観についても実践的に体感できる良い機会になる」などの期待を持つて、この科目に臨みました。事前の準備では「普

時164.1.58参照。もっとも最高裁は従来からハードディスク等の物を客体としていた。最決H13.7.16刑55.5.317参照。わいせつ情報が化体したハードディスクあるいはCD-ROM等は、従来はわいせつ画像あるいはわいせつ物にあたる(前出最決H13.7.16はわいせつ物とする)と解されてきたが、本改正により、電磁的記録に係る記録媒体ということになる。

他方、改正法1項後段では電磁的記録その他の記録が、2項では電磁的記録自体が客体となっていることに注意が必要である。1項後段により、従来処罰が困難であった電子メールによるわいせつな内容の電磁的記録の送信やFAXによる送信が処罰の対象となる。2項については、旧法が「これらの物」を客体としていたのに対し、改正法がそれに加え電磁的記録それ自体の保管を処罰の対象としたことから、例えば、わいせつ情報が化体された販売用のCD-ROMその物ではない、バックアップ用のわいせつな電磁的記録それ自体の保管も処罰の対象となった。それ故、バックアップ用の光磁気ディスクの所持について、「販売の目的でこれらの物を所持し

司法試験受験生が当然理解していなければならぬ事柄であることから、刑法に関する改正点につき、本号から数回にわたり解説をしたい(なお、改正法の刑法に関する箇所についてはすでに本年7月14日から施行されている)。初回はわいせつ物頒布等罪について取り上げる(本改正について、詳しくは、ジュリスト1431号参照。また、改正法に対応した教科書として、山口厚『刑法・第2版』があり、西田典之『刑法各論・第5版』は、巻末に改正案に対応した補足を掲載している[ただし、改正法は改正案と異なっている箇所が若干あることに注意])。

わいせつ物頒布等罪の客体

改正法1項前段では、本罪の行為客体に電磁的記録に係る記録媒体が加わった(電磁的記録については7条の2参照)。電磁的記録に係る記録媒体とは、画像データ等が化体された記録媒体のことであり、情報それ自体ではないことに注意が必要である。それ故、情報そのものを客体とする下級審裁判例は意味を失う(例えば、岡山地判H9.12.15判

【新旧対照表】(法務省ホームページより抜粋)

新	旧
(わいせつ物頒布等) 第七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは料金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。	(わいせつ物頒布等) 第七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは料金を併科する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。
2. 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。	(新設)

平成23年度 FDキャンパーン ロゴマーク

FDキャンパーン 平成23年度 第23年度 FDキャンパーン

授業と学修の協働改善

KULS ニューズレター No. 32

INDEX

- 平成23年度前期重要判例紹介 一商法分野一、一民法分野(前編)一
- 鹿児島市立玉龍中学との連携授業を実施
- リーガルクリニックAの開催について
- キャンパスライフ

●平成23年度前期重要判例紹介 一商法分野一

・最決平成23年4月26日判時2120号126頁
 (最決平成23年4月19日判時2119号18頁)

■決定要旨

「吸収合併等により企業価値が増加しない場合に消滅株式会社等の反対株主がした株式買取請求に係る「公正な価格」(会社785条1項)は、原則として、株式買取請求がされた日における、吸収合併契約等の承認決議がなければその株式が有したであろう価格という。」

■参考文献

「事例20：公正な価格」事例で考える会社法380頁(7階資料室配架)

■論点

*買取価格の決定方法
 「公正な価格」の意義：「シナジー適正配分価格」と「なかりせば価格」
 「なかりせば価格」

・選定基準時の問題→「株式買取請求時」

■事案

(株式買取価格決定申立事件の最高裁判決)「YとZとの間のZを株式交換完全親会社、Yを株式交換完全子会社とする株式交換(Yの株主総会における承認決議)に反対したYの株主であるXらが、Yに対し、自らの保有するY社株式を会社法785条1項所定の「公正な価格」で買い取ることを請求したが、協議が整わなかったために、XらがYに対し、会社法786条2項に基づき、裁判所に株式の買取価格を申し立てた事件である。」

■決定の内容

「①本件は、吸収合併等により企業価値が増加しない場合であり「なかりせば価格(株式交換がなければ本件株式が有していたであろう客観的価格)が「公正な価格」である。
 ②破棄された原決定(原々決定も)は、株式の買取価格につき、その算定の基準日を株式交換の効力発生日としていた。③算定方法については、「裁判所の合理的裁量に委ねられている。」と判示している(参考文献をよく参照のこと)。

■決定の背景

「2つの最高裁決定まで、算定の基準時に關しては、効力発生日または買取請求期間の末日とするのが多くの裁判所(本件原決定、4月19日決定の原決定を含む)の立場であった。最高裁は、なぜ「株式買取請求時」を採ったのか、考えるところである。

司法試験との関係(悩みをみせろ)「本件事案では、Y社の株価が日々下落していた。比較的早い時期に買取請求したX1と買取請求期間の末日に請求したX5とでは、(4530.00円と4325.00円)で2050.00円の差額があった。この場合に、「買取価格は一律に決定されることが望ましいから、算定基準日は効力発生日または買取請求期間の末日である」とする判例・学説から導かれる結論は

●鹿児島市立玉龍中学との連携授業を実施

1月28日(土)、鹿児島市立玉龍中学校の3年生120人を対象とした連携授業を実施しました。この授業は、中高一貫教育を行っている同中学校が将来の進路として様々な職業について学ぶために行っているプロジェクトの一貫であり、国立大学法人鹿児島大学による地域貢献活動として、司法政策研究科が全面的に協力したものです。

当日は、まず、法廷教室を利用して、中学生に刑事裁判の冒頭手続の様子を即興で実演してもらったあと、本学の研究者教員が、司法制度における法書の役割と現在の法曹養成制度について解説を行いました。さらに、特別講師として、本法科大学院の修生でもある本田貴志弁護士(鹿児島中央法律事務所)と林宏嗣弁護士(いづろ法律事務所)から、実際に弁護士として仕事をしてきた経験を踏まえ、そのやりがい、難しさ、日常の様子、弁護士となるまでの道のりなどについて、生徒

妥当であろうか。

この点について、自分なりの判断・理由を示せというのが、(ややない物ねだりと思えるが)採点者実感の「悩みをみせろ」ということではないか。事例において解決すべき問題(結論の妥当性)を認識して、みずから判断する、これが法律実務家に求められる(試験で採点者が問うていると言っている)能力であろう(結論は効力発生日でも良いのである)。まあ、それまでの進程も遙かではあるけれども(まず「株式買取請求の手続」を理解)。

志田 惣一 (商法)

●平成23年度前期重要判例紹介 一民法分野(前編)一

最判平成23年7月21日裁時1536号1頁

■【事実の概要】

Aは、昭和63年10月、Yとの間で所有する土地上に本件建物(9階建て賃貸用マンション



玉龍中学生徒の質問に答える林宏嗣弁護士

からの質問も受けながら、詳しくお話をいただきました。

本学は、地域に学び、地域を支える法科大学院として、本来の機能である教育・研究の間に、様々な地域貢献活動を実施しており、その経験を教育・研究にもフィードバックしています。院生のみならずには、法曹となつたのち、ぜひとも本学と共にこうした活動に関わっていただけたらと思います。

(中島 宏)

ん)を建築する旨の請負契約を締結した。Aは、完成間際になって、本件土地および建物を売却することにし、完成後の平成2年5月にこれをXに売却した。平成6年6月頃、XはYに対し、本件建物に亀裂、水漏れ、排水管のつまり等の瑕疵があることを指摘し、建て替えるか購入資金を返還するよう申し入れを行ったが、Yはこれを拒絶したため、平成8年7月、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起した。

第1次控訴審は、本件は瑕疵担保責任の領域で処理されるべき問題であり、不行為責任が成立するためには、強度の違法性が必要であるとし、Xの請求を棄却した。これに対し、第1次上告審(最判平19年7月6日民集61巻5号1769頁)は、「設計・施工等は、建物の建築に当たり、契約関係のない居住者等との関係でも、当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務を負うと解するのが相当である。そして、設計・施工者等がこの義務を怠つた

ために建築された建物に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、設計・施工者等は、不法行為の成立を主張する者が上記瑕疵の存在を知りながらこれを前提として当該建物を買収していたなど特段の事情がない限り、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負うというべきである」とし、原審を破棄した。

■【判決要旨】

「第1次上告審判決にいう『建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵』とは、居住者等

の生命、身体又は財産を危険にさらすような瑕疵をいい、建物の瑕疵が、居住者等の生命、身体又は財産に対する現実的な危険をもたらしている場合に限らず、当該瑕疵の性質に鑑み、これを放置するといずれは居住者等の生命、身体又は財産に対する危険が現実化することになる場合には、当該瑕疵は、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵に該当すると解するのが相当である。

■【コメント】

購入した建物に隠れた瑕疵がある場合、買主は、売主に対し、瑕疵担保責任の追及が可能である。本判決では、さらに、買主は、直接契約関係のない建物の設計・施工者に対し、不法行為責任を追及できるかどうか争われている。設計施工者の契約関係のない居住者等に対する注意義務(第1次上告審)および右注意義務懈怠により生じる「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」の具体的内容(本判決)について確認しておくこと。

村山 洋介 (民法)

● キャンパスライフ ●

九州弁護士会連合会統 模範試験

3月4日(日)

九州運営内法科大学院を修了または今年度修了予定の方を対象とした、九州弁護士会連合会主催による模範試験が開催されます。試験後には、問題作成者による解説講義が行われます。

弁護士チューター一日程

3月14日(本)、16日(河合)、21日(本)、26日(坂井)、林弁護士(2回)

無料法律相談会開催

3月8日(木)、17日(土)、24日(土)

本法科大学院附設司法政策研究センター相談室において、無料法律相談会が開催されます。相談への出席を希望する人は、センターに申し出て下さい。同席者は、担当弁護士の指導の下、当該案件の報告書を作成します。各相談への同席者は一人が原則です。重複した場合は、初めての入席先、あとは先着順になります。

刑事模範裁判開催(一般公開)

3月17日(土)午前9時より開廷(午後5時頃判決)

本法科大学院では、今年も模範裁判を実施し、その様子を市民のみならずにも公開します。本物の裁判とまったく同じやり方で、1日のうちに刑事事件の審理をすべて行います。会場は、総合教育研究棟2階模範法廷教室(201教室)です。

修了式

3月23日(金)

リーガルクリニックA受講者エッセイ

■リーガルクリニックAの実習を終えて

リーガルクリニックAの法律相談を行うにあたり、相談会場である徳之島へ行く前は、不安でいっぱいでした。法律を本格的に学ぶようになって2年が経過したとはいえ、相談者の相談に適切な回答ができるのだろうかという不安の理由である。また、事前に相談内容を把握した上で法律相談に望むことには、予約票の相談内容と実際の相談内容が異なることが多々あると聞いていた。臨機応変にどれだけ対応できるのか、といった点に不安を抱えていた。

また、事前の検討会において、予約票の相談内容から、どのような相談が考えられるか、いくつかパターンを検討し、その点について調べて頭に入れた上で、どのような質問をしようか、どのようないいアドバイスをすればよいのかを考えたので、不安はだいぶ解消され、落ち着いた法律相談に望むことができた。また、実際の相談の場では、弁護士の先生に十分なフォローをいただいたので、なんとか乗り切ることができた。

弁護士の先生方から、法律相談ではまずどれだけの情報を相談者から聞き出せるか、というのが重要である。そして、法律相談に来られる方は、とにかく聞いて貰いたい、という気持ちでいらさうとするので、まずは相談者の話を聞く、というスタンスを取ること、という助言をいただいた。今回の法律相談は1時間と十分に設定されているので、落ち着いて相談者から情報を聞くことができると感じた。しかし、やはりどうしても必要となる場面であった。しかし、事前に用意した質問とを聞きたいという気持ちで強く、事前に用意した質問を矢張り早急にしてしまい、相談者を萎縮させてしまったところがあり、その点について反省をしている。

今回の法律相談を通して、法律相談は、司法試験と全く無関係ではないことを理解させられた。相談内容から「契約内容が何か」「証拠物は何か?」「をまず考え、それから適用条文を探す、この流れは司法試験の答案と全く同じである」と指摘を受けた。これは、法律相談の初日の午前中にいただいたアドバイスをあたる。その後、翌日の法律相談の事前検討の段階になった時、「この相談でまず検討すべきことは何か」と弁護士の先生に質問をされた時、真つ先に「契約内容が何か、証拠物は何か、という点について考えることができた」ということでもできていなかった。頭では理解している、それを実際に活用する場になると、十分に使い切れていない、というのを自覚した。常日頃から意識して取り組むべきであることを理解した。この反省を今後の学習に生かしていきたいと思う。

法科大学院2年 姥 裕子

する鈴木徳人弁護士、出水で活動する米田圭吾弁護士、京都産業大学の卓鹿晋一教授、愛媛大学の小佐井良太准教授、弘前大学の飯倉行准教授、本学の中島教授、紺屋准教授が参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言をいただきました。



法律相談会場の模様(写真は、模範相談)

今回のリーガルクリニックAは、徳之島で行われた。徳之島は、弁護士がおらず、法務局もなく、簡易裁判所があるだけである。そのためか、法律相談会には多くの人が予約したようである。

私は、2日間の法律相談で3件の事案を担当し、法律相談の際、相談者に協力していただいているアンケート調査も4件担当した。そうした中で感じたのは、弁護士の必要性、さらには言えば、法律相談等の機会提供の必要性である。というのも、相談者は、給して、無料だけでなく、島には他の法律職の人があられ申し込んでいた。話を聞きたいという方が多かったからである。

また、徳之島は司法へのアクセスが困難である。弁護士の居ないのもその一つであるが、裁判所の位置も坂の上で、車がなければ訪れるのは大変であるし、登壇、等を揃えたくも、法務局は奄美の島民等は、徳之島の裁判所です。2月3日の日程で来なければならぬ。

そのため、今回のような法科大学院主催の法律相談だけでなく、弁護士事務所主催や、行政機関主催の法律相談の機会をもっと作るべきだと感じたのである。他方、自身の法律相談の経験について、改めて、生身の人間を相手にすることの難しさを実感した。事前調査や弁護士の先生の助言を十分に頂き、緊張しつつも、できると意気込んでいたものの、相談者の説明を理解できなかつたり、誠に助言できなかつたり、結局、先生にフォローされなければならぬ。

しかし、各々の先生の相談法を間近で体験できたことは、大変勉強になった。また、相談法は異なっても、相談者に納得してもらおうという姿勢は共通しており、相談者に対するサービス精神の重要性を学ぶことが出来た。今回の実習は大変有意義なものであったと感じている。

法科大学院2年 粕谷 偉

徳之島まで、鹿児島新港からフェリーで片道15時間。学生の体力も少し心配しましたが、さほど揺れることもなく、充実したプログラムを展開できました。

今年の参加学生のエッセイを2本紹介します。

米田 憲市 (法社会学)

KULS ニュースレター No. 46

INDEX

ーリーガルクリニックA 特集号ー

●平成24年度 リーガルクリニックAの開催について

●受講者 エッセイ

●平成24年度 リーガルクリニックAの開催について

平成24年度のリーガルクリニックA(同法過疎地における法律相談実習)を、2月7日から11日の5泊6日(うち初日と最終日の2泊は船中泊)の旅程で、徳之島の徳之島町、天城町、伊仙町を相談会場として実施しました。

本学による徳之島での法律相談は昨年にも続き、1月の広報の開始以来、相談予約の問い合わせが続々と寄せられ、徳之島町役場で17件、天城町役場で19件、伊仙町で8件、合計44件の相談に対応しました。昨年は徳之島町、天城町で23件



(徳之島簡易裁判所 庁舎)

でしたが、大幅な増加と言えるでしょう。参加学生は本学より7名。この科目は九州大学法科大学院の「リーガルクリニックII」との共同開講になっており、九大大学院の学生2名と、本学のこの科目を単位互換科目とする熊本大学法科大学院より1名の学生が受講し、合計11名の学生が受講しました。教員として本学の松下良成教授、白鳥努教授、本木順也准教授、本田貴志講師、林宏嗣講師の各弁護士、米田薫市教授が、そして、九州大学法科大学院の七戸克彦教授(弁護士)が共同で指導にあたりました。プログラムの中では、徳之島町、天城町、伊仙町の各町役場の訪問や、徳之島簡易裁判所の施設を見学し、登山書記官より地域の司法事情をお話しいただきました。

また、今年度のプログラムでは、韓国の仁荷(インハ)大学校法科大学院の修了生である李宝羅さんが参加されたことは特筆すべきことでしょう。行きの船中から、本学、九大、熊大の学生達とともに、事件予約票から相談の応対についての検討を熱心に行い、その後も全てのプログラムを通じて、非常に大きな刺激を与えてくれました。

この実習は、昨年に続き司法過疎地域のサービスの実態調査の対象となり、奄美で活動する正辺健一郎弁護士、京都産業大学の草鹿晋一教授、愛媛大学の小佐井良太准教授、弘前大学の飯考行准教授、本学の



(徳之島簡易裁判所の登山書記官に、徳之島の司法事情をお話しいただきました。)

南由介准教授、本学法政政策学科の大野友也准教授が参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言、ご指導をいただきました。

徳之島まで、鹿児島新港からフェリーで片道15時間。今年はやや天候に恵まれず、多少の揺れがあった、きつい思いをした学生もいましたが、充実したプログラムを展開できました。以下、今年の参加学生のエッセイを紹介します。

● 受講者 エッセイ

吉松 恵理 さん

今回、リーガルクリニックAの徳之島での法律相談を行うにあたり、私の心の中は複雑なものであった。憧れの弁護士の仕事の一部を間近に見て、多くを学べる機会でもある一方で、これまでの自身の経験や学習が試される場面でもあり、弁護士が同席するといえ、知識の面でも、人間的にも、中途半端な自分が、法律相談というかたちで、相談者の人生に一瞬でも関与し、相談を受ける側として対応することが、正直怖くもあった。

とくに、相談の前は、不安と緊張が入り混じり、自分の中にいろんな感情が渦巻いていた。私が今回担当した相談は、2件とも、事前の予約の段階で、何も具体的な情報がなく、「OOOについて、相談したい」ということしか明らかではなかった。事前検討会においても、先生方「これは、その場で話を聞いてみるしかないから、話を聞くことを楽しんで」と言われるだけだった。私は、その場を急に対応するということが苦手であり、極度の心配性な性格もあって、事前準備ができていないことが大変苦痛だった。それでも、予約票に書かれた数少ない情報から、相談内容を予測し、下調べをして相談に臨んだ。しかしながら、結局、事前準備は何も役に立たずに終わるという始末だった。先生方には、「よくあることだ」と励まして頂いたが、当時は、心を持ち直すのが大変だった。

今にして思えば、十分に事前準備のできない相談を担当してみても良かったと思う。先生に言われたように、「楽しむ」とはできなかったが、目の前にいる人の抱える問題について、解決に向けて聞き出すべき事実は何かはその場で瞬時に要件事実を抽出する作業として、司法試験にも通ずるものであろう。実際に、相談の場で、その事実を思いついで質問できれば良かったのだが、ほとんどできなかつたことは、今回大いに反省すべき点であ



(船内個室にて、事前検討・打合せを行う)

る。現在、徳之島には弁護士はいない。しかしながら、徳之島に抱えている人は、徳之島にもいる。二、三がなにか、弁護士がいなければいけないのである。それを勘違いしてはいけないと思った。そして、今回の経験を強く実感したことは、弁護士は、どこに行っても、どんな時でも、悩みを抱えている誰かの力になれるというところである。弁護士は、悩みを抱える人の「悩み」という荷物を一緒に持ってあげられる仕事なのではないだろうか。相談を終えて、帰られる相談者の顔を見て、そう思った。たえ、わずかであるけれども、それは、とても力強いのだと思う。今回の法律相談で、そうした光景を幾度となく目にして、弁護士の先生方をより一層素敵に感じた。そして、私もそんな素敵な弁護士を目指すために、一緒に荷物を持てる程に力を蓄えなければならぬと思った。今回の実習では、とても貴重な経験ができた。これを励みにして、今後、より一層勉強に励みたいと思う。

井川原 沙希 さん

今回のリーガルクリニックAを通じて、様々な貴重な体験をすることができました。まず、徳島、中でも弁護士がおらず、まさに司法過疎地というべき徳之島で法律相談を行うことができ、この無料法律相談に対する反響が大きかったというのが衝撃的でした。2日とも各会場に設けられた飛び込み用の相談枠がほぼ全て埋まるという状況で、潜在的に法的サービスの需要があるということを感じることができました。また人間関係が密という特質上、相談に行くことや裁判所に立ち入ることすらためらう人がいること、相談会場を居住地とは取って違う場所を選んでくれる人がいること、具体的な紛争や問題が生じていることの解決策を求めようとする人や、将来起きる法的不安の解消としての助言を求めようとする人や、多岐に感じたと、はたまた単に弁護士という法律の専門家にか

KULS ニュースレター No. 54

INDEX

- リーガルクリニックA 特集号 —
- リーガルクリニックAの開催について
- 徳之島見聞録
～鹿児島法律相談クリニックに参加して～
- 受講者エッセイ

● 平成25年度 リーガルクリニックAの開催について

「地域に学び、地域に貢献する」という本学の理念を具現した科目である、リーガルクリニックA（司法過疎地における法律相談実習）を、2月7日から12日の5泊6日（うち初日と最終日の2泊は船中泊）の旅程で、徳之島の徳之島町、天城町、伊仙町を相談会場として実施しました。

本学による徳之島での法律相談は、一昨年来3回目であり、1月の広報の開始から寄せられた予約案件に加え、当日の飛び込み案件を含め、徳之島町役場で4件、天城町役場で11件、伊仙町で8件、合計23件の相談に対応しました。

参加学生は本学より6名。この科目を「リーガルクリニックII」として共同開講科目としている九大法科大学院からもの学生5名の学生が参加し、合計11名の学生が受講しました。教員として本学の松下良成教授、白鳥努教授、本木順也教授、坂本正幸准教授、本田貴志講師、下村哲也講師の各弁護士、米田憲司教授、大野友也准教授、そして、九州大学法科大学院の七戸克彦教授（弁護士）が共同で指導にあたりました。プログラムの中では、徳之島町、天城町、伊仙町の各町役場の訪問や、徳之島簡易裁判所の施設を見学し、山本秋男書記官より地域の司法事情をお話しい

いただきました。今回は、昨年8月に徳之島町に法テラスの地方事務所が設置され、その効果なども注目されましたが、相談の中で様々な影響や反応を確認することができました。

また、海上の天候に恵まれず、往復ともに船が大きく揺れ、学生たちの船酔いはもちろん、帰路は強風で7メートルに及ぶ高波のために船自体が徳之島に寄港するかどうか直前の判断とされ、空路で帰還する教員も強風のための運休が心配される状況でした。こうした事情は、離島で生活する人々が日常として経験することであり、学生たちにとって「地域」を理解する契機となったことと思います。

この実習は、司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象となっており、本学の中島宏教授、京都産業大学の草鹿晋一教授、弘前大学の飯倉行准教授（現専修大学）、西日本短期大学の宇都義和准教授、下之瀬優貴弁護士、山本太郎弁護士が参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言、ご指導をいただきました。運営については、久木野大輔、牟田部佑子両事務補佐員のサポートにより、非常にスムーズな対応ができました。

徳之島まで、鹿児島新港からフェリーで片道15時間。学生たちは非常に多く統制の取れた行動を通じて種々の困難を乗り越え、各先生方のご支援を得て、今年も充実したプログラムを展開できました。以下、草鹿先生の寄稿と受講学生のエッセイを紹介します。



（徳之島簡易裁判所で山本書記官から島の司法状況を伺いました。）

● 徳之島見聞録

～鹿児島法律相談クリニックに参加して～

今年の鹿児島大学離島法律相談クリニックは2月8日から11日までの日程（現地）で、徳之島の3つの町を対象に実施された。6回目のクリニック参加になるが、毎回新しい発見がある。今回は折からの南岸低気圧が日本列島を襲い、全国的に大荒れの天気の中、実施されたため、航空便は大幅に乱れ、時間通りに到着できない人が続出した。船便も、往路は大波で揺れまくり、復路も船が接岸できないうちでもう1泊か？という状況であった。滞在中も徳之島にしては寒く、風も強く、時折雨の降る気候であったが、そのような悪天候の中、開催された今回のクリニックで印象に残ったことが3つある。

1つ目は受講者についてである。例年いても数人であった九州大学法科大学院生が、今年は鹿児島大学法科大学院生とほぼ同数参加しており、これが滞在中どのように影響するかと見ていたが、受講者のチームワークは良く、リーダー格の学生のもと、テキパキと行動していたので非常に好感が持てた。特に受付待機中も弛むことなく、相談者に対してもスムーズかつ気持ちの良い対応をしており、感心した。また、検討会では、時系列や人間関係の整理が十分でなかつたり、法的な詰りが甘い者がいたりしたが、概ね事実関係の把握に意を注いだ詳細な報告がなされており、受講者の意識の高さを感じた。

2つ目は、相談会場ごとの受付数にばらつきがあったことである。伊仙町と天城町の会場は、そこそこの相談数であり、また、当日の飛び込み相談もあったようだが、徳之島町の会場は、例年と比べて相談数が少なかったように思う。これは、徳之島町に法テラスの地方事務所が開設し、スタッフ弁護士が常駐するようになったことの影響ではないかと思われたが、相談後のアンケートや関係者からの聞き取りによると、法テラスの評価にかなりばらつきがあるようだが、この点については引き続き調査する必要があるかもしれない。

3つ目は、相談内容についてである。2つ目と関連するが、例年と比べると、すでに他で相談した上で、セカンドオピニオンとしてクリニックに相談する者が増えたように思う。法テラススタッフ弁護士の他に、他の地域の弁護士のアクセスもあり、以前環境は改善しているものの、必ずしも丁寧な対応がなされているとはいえない事例もあった。今後も注目する必要がある。

継続は力也、10年間、実務教員の他、OBを中心とする若手弁護士のサポートを得て、恵まれた環境で実施されている当クリニックを羨ましく思う。

草鹿 晋一（京都産業大学 教授）



（会場の片隅で。六法片手に議論中？）

● 受講者 エッセイ

舞田 純子 さん

平成25年度のリーガルクリニックAの実習先は、徳之島であった。徳之島島民が島外に出るための足は、フェリーである。ということで、私たち学生も、鹿児島新港から亀徳新港間をフェリーで約15時間、49.2kmの海路を行くこととなった。天候に恵まれず、行きも帰りも高波に揺られ恐ろしい思いをした道程であったが、これが多いの島民のおかれています状況なのかと、不便を強いられる離島生活の一部を垣間みた気がした。例えば、徳之島3日目の簡易裁判所での研修で伺った、書記官のお話では、離島内事件において徳之

島簡易裁判所へ出頭する際、沖永良部島や与論島の島民はフェリーを利用してため泊3日を要することや、当事者同士が同じ船に乗り合わせざるを得ない状況が教えて頂いた。フェリーを利用する場合、約15時間の長時間の移動はただでさえ体力的に非常にきつい移動手段である。その上、精神的な負担が強いほかに、離島の司法アクセスの不便さの一部を、今回の船旅で身をもって体験することとなった。

今回の実習中、最も厳しい、しかしながら振り返ってみれば何とも贅沢で有意義であったのが、相談会2日間に行われた、事案の報告会であった。今回の法律相談では2日間、学生はそれぞれ1〜2の案件を主担当とするものが出来た。そのそれぞれの案件についての報告を行うのであるが、緊張と焦りの中臨んだ法律相談の内容を詳細に記し、また、助言内容や事案の展望、法律問題としての留意点等の報告書にまとめるとには各自大変な苦勞を要した。そして、報告の際には、研究者や弁護士による法的質問が厳しく寄せられ、それぞれが、事案の把握やまとめ不足、また、自身の知識不足等それぞれの課題に直面させられ、精神的にもきつい場面であった。しかしながら、どの指摘も、法的議論として非常に興味深いものであり、また、普段接することのない、他大学の先生から教えて頂ける減多にない機会であったと、後になりしみじみ有り難く思う体験であった。

そして今回最も勉強になったのが、同席させて頂いた松下先生の法律相談であった。法的思考力だけではない、リーガルカウンセリングとも言うべき相談を相談者と一緒に伺うことが出来、非常に感銘を受けたとともに、私自身が目指す弁護士像というものを明確に教えて頂いた。この点だけでも今回の実習に就いた甲斐があったと非常に有り難く思う。実務家の先生方が口を揃えて、実際に弁護士として働く中で、他の弁護士の法律相談に立ち会ったり、事業報告という形で検討する機会はないため、本校のリーガルクリニックは勉強になりとても有意義だとおっしゃっていたが、それを、学生のうちに体験するチャンスに恵まれ鹿児島大学の学生であることを誇らしく思った。

古賀 健矢さん (九州大学)

リーガルクリニックIIは単なる離島法律相談実習をする科目ではない。離島で法律相談をした感想は、他の方のエッセイで十分に触れられると思うので、ここでは離島で法律相談実習をする以外についての本科目の特性を述べたいと思う。

まず、本科目は他の法科大学院生と触れ合える貴重な機会である。それも、合宿という形式で行われるため、密に触れ合えることから、単純な法科大学院間の懇親会とは一線を画す(ただし、弁護士や教員が部屋に乗り込んでくるため完全に自由ではない)。また、実習においては、他の法科大学院生と同一の目的をもつて現実を共に作業を行うことができる。モニターを通して連携講義では味わえない経験である。

また、大勢の弁護士や法科大学院の教員とも触れ合うことができる。本科目に限らず、弁護士や教員と個別に触れ合う機会はあるが、本科目においては大勢の弁護士や教員が一堂に会して、互いに意見を言い合うのである。このような機会は他の科目ではほぼあり得ない。それぞれ違う考えを持つ門家と同時に触れ合うことができるというのは、いわゆる合同企業説明会みたいなものであり、エクスターンシップ等の他の科目とは違った観点で、将来自分が専門家になる上で埋めなければならぬ現実と専門家に対するイメージとのギャップのすり合わせをすることが出来る。

そして、自分が担当した法律相談に対して、専門家の意見を聴くことができる(厳密には、聴きたくなくても聴かなければならない)。ここで重要なのは、一緒に相談を担当した弁護士以外の専門家から意見を貰えるということである。弁護士と共に法律相談を受け、それに対してその弁護士から意見を貰うことは本科目だけでなく経験する機会はあるが、相談に全く関わらなかった弁護士や教員から意見を貰う機会があるのは本科目ではあり得ないのではないか(むしろ、一緒に相談を受けた弁護士は意見に答えるサポートをしてくれる)。

以上のように、単に離島で法律相談をするだけがリーガルクリニックIIの意義ではない。これらの特性が学生にとって良いものと考え

るか否かは人それぞれであるが、私自身はリーガルクリニックIIを履修して良かったと考えている。



(受付を行いつつ、相談内容を再確認)

後藤 寛さん

私は2日間の法律相談で2件の事案を担当させていただきました。ホームベースとした宿舎は島の東端の徳之島町の天城町、西私達の班は2日間とも島の南端の天城町、西端の伊仙町と、それぞれレンタカーで30〜40分ほどかかる場所を担当することになり、移動の過程でも、島の生活に触れることが出来ました。たとえば、島を走っている車のほぼ9割が軽自動車であり、それが軽トラ等の作業車に限られないのがよくある田舎の風景とは異なることや、島の一般的な住宅の建築様式は平屋造や陸屋根コンクリート造が多く、台風被害が甚大となりやすい沖繩に極めてよく似ていることなどです。

そして、肝心の法律相談ですが、私自身は不思議と事前にあまり緊張感を感じていませんでした。これは、おそらく私が前職でたくさんの方にインタビューするよりな仕事をしていたことも関係するかもしれないですが、割り振られた2件の相談内容が、幸運にも比較的多くの事前情報を含むものであり、それに準って準備出来たつもりになっていました。大きかったようにも思います。

しかし、自身の人間相手の実際の相談は、やはりそんなに簡単ではありませんでした。まず、事前で得ていた情報と実際の相談内容が異なることなど当たり前に、その場で相談内容がどんどん追加されることもまた当たり前という状態だったのです。しかも、相談者の方が話してくださる内容から、何が法的に意味のある事項かを判断してその場で抽出することがとても難しく、日頃、いかに自分

達がいかに料理して並べられた「教室事例」にばかり触れていたかを痛感させられることとなりました。

そんなこんなで冷や汗たらたら、横に座ってらっしゃる弁護士の先生方に助けられながら、何とかかの場を乗り切ったのは、プロとしての相談技術の巧みさとは異なり、先生方の豊富な経験に裏打ちされた「人間力のすこぶ」のようなものでした。相談者の方は、たしかに法律相談をして会場まで来られている。しかしながら、相談者の方が会場まで抱えてこられたのは、たまたま法律問題という切り口をもった「人生の悩み」なのだ、という、ある意味当然のこと、あらためて強く気付かされたのです。特に、徳之島のよくな人間関係が密で狭いコミュニティでは、時には法律通りに物事が運ばないケースも多々あります。でも、先生方は必ずしもそれを悪いこととはせず、当事者の立場で考え抜いてそれがベストであると判断すれば、堂々と「法律通りではない」アドバイスをされるのです。私が書いたこの字面だけみれば、そんなのよくある話だねえ、と思われれば、それこそ、実際、私もそう思っていました。しかし、実際の法律相談の現場において、先生方が当事者に共感しながら生の悩みと格闘し、その上でそのような結論に至る、という「過程」を目撃できたことが私にとって衝撃的だったのです。その意味で、今回の実習は、法律家という仕事の意味を確認することができ、私にとって大変有意義なものとなりました。今はせちがら世の中で、このような授業をローエスクールで必修とすること自体に賛否両論あるかもしれませんが、しかし、今回の実習で得た私の価値ある経験は、ローエスで学ぶことならではの醍醐味であることは間違いないと断言できます。



KULS ニュースレター No. 58

INDEX

リーガルクリニックA 特集号ー

●リーガルクリニックAの開催について

●法の支配の国民的浸透を目指して
リーガルクリニックAの意義と学生へのメッセージ

●受講者 エッセイ

●平成26年度

リーガルクリニックAの開催について

「地域に学び、地域に貢献する」という本学の理念を具現した科目である、リーガルクリニックA（司法過疎地における法律相談実習）を、2月13日から16日の3泊4日の旅程で、種子島の西之表市、中種子町、南種子町を相談会場として実施しました。

本学による種子島で法律相談は、平成23年以來4年ぶり延べ9回目となります。1月の広報の開始から寄せられた予約案件と当日の飛び込み案件を含め、西之表市で12件、中種子町で7件、南種子町で7件、合計26件の相談に対応しました。

参加学生は本学より5名。この科目を「リーガルクリニックII」として共同開講している九大法科大学院からも学生7名の学生が参加し、合計12名の学生が受講しました。教員として本学の松下良成教授、白鳥努教授、本木順也准教授、坂本正幸准教授、村山大輔講師、



【種子島簡易裁判所で島の司法状況を伺いました。】

宮路実行講師の各弁護士、米田憲市教授、南由介准教授、そして、九州大学法科大学院の七戸克彦教授（弁護士）が共同で指導にあたりました。プログラムの中には、西之表市役所、中種子町役場、南種子町役場の訪問や、種子島簡易裁判所の施設を見学し地域の司法事情をお話しいただきました。

学生達は相談の準備や相談会場の設営、相談者とのコミュニケーションを通じて、法律問題が社会生活の他の側面と強く結びついていることや、また司法制度の動態について、多くを吸収してくれました。

この実習は、司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象ともなっており、京都産業大学の草鹿晋一教授、専修大学の飯孝行准教授、愛媛大学の小佐井良本准教授、香川大学の大山准教授、清洲准教授も参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言、ご指導をいただきました。運営については、牛鼻真紀子事務補佐員のサポートにより、非常にスムーズな対応ができました。

学生たちは、よく統制の取れた行動を通じて現地で発生する種々の困難を乗り越え、各先生方のご支援を得て、今年も充実したプログラムを展開できたと思います。以下、今年の参加学生のエッセイを紹介します。

● 受講者 エッセイ

上温湯 あかねさん

法律相談の事前の先生方の説明で、「相談者の方々の中には、法的に有効な解決策が無いとしても、相談に満足して帰って行かれる方もいらっしゃると思います。」といったお話があった。私は、そのお話を聞いた段階では、「それは



【法律相談に臨む宮路実行弁護士(中央)と学生(イメージ写真)】

●法の支配の国民的浸透を目指して● リーガルクリニックAの意義と学生へのメッセージ

1 はじめに

弁護士法人あさかぜ基金法律事務所（福岡）に勤務する、弁護士西村幸太郎と申します。この度、リーガルクリニックAに参加させていただきました。

2 参加の経緯

法の支配を国民的に浸透させることは、今なお、法曹界における大きなテーマです。私が所属する事務所は、司法過疎地帯の問題に正面から取り組む事務所であり、法の支配を浸透させる上で、その存在意義は大きいと自負しております。

鹿児島大学及び九州大学のロースクールが、毎年、離島における法律相談を行っているという問題意識を覚悟する上で非常に意義のある活動であると、感銘を受けました。そこで、私も是非とも参加したいと希望し、参加させていただきました。

3 活動の内容

学生が中心になり、種子島の各役所に、法律相談を行います。弁護士が同席し、適宜、事情聴取やアドバイスをいたします。基本的には、学生の自主性に命に取り組んでいます。

島内は、郡心部とは異なり、閉鎖的な空間であり、噂が広まるのも早いです。そのため、相談者は、相談した事実すら知られたくないという要望をお持ちです。学生は、相談者が相互に顔を合わせないようにし、敢えて出入口を分りにくくするなど、法律相談に行っていることを周知から悟られないようにする配慮を行っています。島の事情をよく勉強し、配慮が行き届いており、感心しました。

法律相談の内容も、バラエティーに富んでいます。私が福岡で受ける相談は、債務整理か離婚が圧倒的に多いのですが、この2日間では、放送種、特許、相続関係、涉外、建築費、相続、債務整理、離婚、その他雑多な相談が寄せられました。過疎地に赴任する弁

言っても、有効な解決策が提示できないとなるとやはり気まずいのではないかと、思う気持ちがあった。しかし、実際に法律相談に行ったら後は、そういうことが腑に落ちたように思う。

法律相談を希望する人々を見てみると、必ずしも「法律による」問題の解決を望んでいるわけではない。「自分の頭だけで考えた時には二進も三進もいかないような問題でも、法的な視点から見れば、解決の糸口が見つかるとも思えない。」と考えていることもある。ある問題が起こった時、それがまさに法的な問題であるか、法的には対



西村 幸太郎 弁護士 (写真中央)

護士には、ゼネラリストとして、どんな案件にも一定の対応ができる能力が求められていることを痛感しました。

学生にとっても、私にとっても、非常に学ぶところの大きい企画であったと思います。

4 おわりに

「試験なんて、法律相談と同じ。相談者は、回答を求めてやってくる。弁護士は、限られた時間で、これを的確に読み、一定の回答を与えなければならない。同様に、試験では、出題者からの問いがあり、回答者は、限られた時間で、これを的確に読み、一定の回答を与えればよい。」

私のロースクール時代、大変優秀な成績で合格した先輩からのアドバイスです。

学生は、相談者が、何を求めているのか、一生懸命考えたはずですが、これに対し、自分の知識を総動員して、何らかの回答を与えようとしたはず。限られた時間で、相談者に満足して帰ってもらおうとしたはず。毎日が慌ただしく、自分のことで手一杯だと思えますが、今やっっている勉強は、相談者に満足してもらったため（試験であれば出題者に満足してもらったため）に行っているのだと発想を転換して、日々の勉強に取り組んでいけば、何かを掴むきっかけになるかもしれません。

参加した皆様、大変お疲れ様でした。学生の皆さんには、この経験を、試験にも将来の実務にも活かしながら、頑張ってくださいと思います。

処のしようのない問題であるのかは、法律に親しまない人々にとっては区別がつきにくい。だから、「もしかすると法的に解決できる問題なのかもしれない」と期待して、法律相談に行く。そういった相談者の場合、「これは法的には解決できない問題である」と分類されれば、それでは目的は達成される。法律家に相談する前には漠然として捉えどころのなかつた問題の正体が、少しはつきりするからだ。

そういった様子を目にして、私は、「なるほど法律相談とというのは総合診療科のようなものなのだ。」と考えた。

何か体におかしいものがあるときに、素人には、それを解決できるのが内科なのか外科なのか、それとも他のところなのか分からない。なんだかよく分からないものがあるんだかよく分からないまま置いてあると不安なものが無い。その不安をどうにかしてほしくて総合診療科に向かうと「内科の問題ですね。」と言われるから、「なるほど内科に行けばいいのだな。」と安心して内科に行くことができる。別にそこで完治させてもらおうとは思っていないのだ。

そう思うとよく、「法的な解決策が提示できなくともよい。」ということが腑に落ちた。法律相談とは、そういう役割も持つものなのだ。先生方から再三再四説明していた分かった気になっていたのだが、百聞は一見に如かずということだった。

宮戸 克彰 さん(九州大学)

今回、私は「リーガル・クリニク」という実習に参加して初めて難島における無料法律相談という経験をすることが出来た。この実習を選択した動機は、友人に誘われ他の選択科目より効率的に単位を取得できるかもしれないといった浅薄なものによるものでした。実習を経験した今になって振り返れば、自身の身勝手な動機が大変恥ずかしく、また、深刻な悩みを抱えて相談に来ていただいた相談者の方々に大変申し訳ない気持ち一杯です。そもそも私がこのような動機しか有せなかった理由は、この実習に参加するまで、相談に来る難島の住民の方たちの悩みを「どうせ小さい島に相応しい小さい悩み事なのだろう。」と軽く考えていたからです。

しかし、今回、種子島に相談者が抱えてきた深刻な悩みを伺っているうちに、私の考えが全く間違っていることに気が付きました。債務整理や相続問題、境界定定の争い等、難島においても多種多様な案件があり、国内法規のみならず外国の法規の適否が問題になる案件まであることが分かりました。実習後、ある弁護士の方からは「親身で言われていました。事務所のある福岡市内では借金の整理や破産手続など似かよった事例が多いのに対



【相談日前日に行われる事前検討会の模様】

して、ここ（種子島）で受けた相談は市内ではほとんど受けられないような相談事例が多く、幅広い相談に応じることが出来る能力がここには必要であることに気が付かされた、という言葉が印象的でした。種子島を含め難島でも市内と変わらない、また狭い地域社会で噂が簡単に広まり易いといった周辺事情などもあり、市内以上に住民が抱える悩みは深刻で重大であることが多いということに気が付きました。

このように、私の実習に参加した動機は情けないものではありましたが、思いもかけない発見があったことは貴重な経験でした。相談事例についても新しく発見があり相談に応じる弁護士の先生に対しても新しい発見がありました。例えば、上記のような住民の抱える相談に対して、弁護士の先生方が、緊張した面持ちでいる相談者の悩みを笑顔で受け入れ、相談者の緊張を徐々に解きほぐしながら相談者自身も混乱している事実を整理していく様子は、当初私が抱いていた、上からモノを言う偉そうなイメージの弁護士像とは異なり、大変新鮮で驚きました。

難島での実習に際して、相談者のプライバシーの確保を図るために相談室の配置や担当する相談事例の事前の準備など大変な部分もありましたが、この実習に私が受けた影響は小さくなく、学習する上で机上の問題に対する姿勢が少し変わったように思えます。実際、実習後にゼミの仲間と平成24年新司法試験の過去問（民法）を解いていたところ、これまで相談関係というと択一式の問題しか想定できず、論文では苦手意識があったのですが、（ちよっと恥ずかしいのですが）相談者の顔が浮かび、事実を読みながら、「相談人が複数いるみたいだから、ちゃんと遺産分割はしたのかな？共有のままなのか？」などと考える自分がかつていなかったことに気が付きました。今まで事実を平面的にしか読めていなかったのが、少し立体的に読めるようになったのです。これは実習前には出来なかったことでした。

この実習が司法試験合格に直結するものではないとしても、今回の実習における経験が合格に果たす役割は小さいものでないと思います。また合格後に経験すべきことを既に経験したのですから、合格後の果たす役割は、



【相談後の事後検討会の模様】

いわずもがなでしょう。実習に参加した動機は恥ずかしく大いに反省すべきものでしたが、このような実習に参加させてくださったことは大変有り難いものでした。

敷根 なつき さん

今回、初めて法律相談というものに立ち会いました。実際の相談の事案は試験問題と違い、予約段階では事実には少ないため、事前検討では自分で想像して、いろいろな選択肢を準備しておかなければならないことになりましたが、それができませんでした。

特に、解決方法について、複数の方法を思いつかなかったときは、自分は、訴訟をできるか否か、請求できるか否かについてしか、今まで考えてこなかったのだなと気づきました。

法律相談の前は、相談者を怒らせたりしたらどうしようか等、不安でいっぱいでした。しかし、相談者の方が私の質問を待っていてくれる優しい方だったので、予想していたよりも、落ち着いて質問ができました。その一方で、翌日の相談者の方は、苦労語等を失礼さ早に話されて、正直、どのように話を切り抜けばいいのか、そもそも切ついてもいいものなのか判断ができなかったもので、相談者の方によつて、対応を変えなければならぬ大変さを知りました。

法律相談では、弁護士の先生の対応を間近で見ることができたことが、とても勉強になりました。印象に残ったのが、先生方が相談者の方の人柄に注目されていたことでした。相談者に助言をするためには、どんな事実があるかが重要だから、私はそれしか見えていなかったのですが、先生方が人柄の話をすると、先生と相談者の方との距離が縮まった気がしました。それだけでなく、この時に初めて、私たちが学んでいる六法の条文の先には、人がいるということも実感できましたし、弁護士の先生方が試験問題のXさんは自分に相談してきたと仮定して解くとおっしゃっていった意味も本当の意味で分かった気がしました。

また、先生方が相談者の方に助言をするだけでなく、熱心に自分の想いを伝える姿を見て、これが弁護士という職業なのだ、改めて尊敬しました。それに、短時間、相談者の方が納得する助言を出す素晴らしい先生方に、講義やゼミ等でご指導を受けられることが、どんなに恵まれているかを再認識しました。

種子島には頼母子館があったり、同じ集落の人に信用してたからと簡単にお金を貸してしまふことに、驚くこともあったけれど、法律相談に来られた方々のように、私たち学生が、法律相談として、相談者の方があまり人には知られていくことを聞くことを承してくれられる心の広い方がいてくださり感謝しています。貴重な体験をする

ことができたと思います。協力していただいた種子島の方々に本当に感謝します。



【受付を行いつつ、相談内容を再確認】

野口 太 さん(九州大学)

ある相談者がとても不安そうな顔で会場に入ってきた。その方は、弁護士に相談することも初めてでとても不安である、と私に述べられた。相談が終わるとその方は、背筋を伸ばし、笑顔で帰っていかれた。法律相談を行った2日間で、学生はこのような場面を何度も目にしたはずである。相談中、ほぼ何もできなかった私は、弁護士の先生すげー！かっこいい！と思うと同時に、次は実務家としてこのリーガルクリニクに参加し、リベンジ（返志）をしたいと決意した。

今回のプロジェクトで私が学んだことは3つある。1つ目は、自分の個性を生かして相談者のためにベストをつくすこと。先生方はそれぞれ違うスタイルで、相談者の状況を明らかにし、ベストな処方箋を出されていた。私は相談者に合わせることで大切だと思っていたが、自分には合ったスタイルで相談者と向き合うことも大切だと感じた。

2つ目は、何事もひとりで成し遂げることにはできないこと。会場運営や運営も含めて、参加した全員が気持ちとをひとつにして取り組んでいったと思う。だからこそ一人で外ではひとりで勉強する機会が多い。だからこそ一人で完結する仕事などないということを特に意識して学修や普段の生活に取り組みしなければならぬと改めて思った。

3つ目は、難島の司法サービスを充実させる必要性が高いこと。今回の相談では、難島特有の問題というよりも、どこの地域にいても起こりそうな事案が多かったと思う。そうだとすれば、なおさら司法サービスにアクセスしにくいのは問題であるのではないだろうか。

以上の経験を踏まえ、私には今後2つの仕事があると思っている。一つは、この経験を参加しなかった他の学生にシェアすること（もちろん、守秘義務の範囲内で）。もう一つは、このイメージと問題意識を持って学修に励み、次はこのリーガルクリニクに実務家として参加することでである。最後に、このような貴重な経験の機会を与えてくださった関係各位、種子島の相談者の皆様深く感謝いたします。



社会保険労務士
履修実績関係資料

【学位取得や科目等履修生制度の活用】

- ・社会保険労務士・履修実績について

科目等履修生実績

年度	科目名	科目等履修生数
平成25年度前期	法律学総合特別演習(労働実務法)	3
平成25年度後期	法律学総合特別演習(労働法理論)	5
平成26年度前期	法律学総合特別演習(実務に架橋する雇用法理)	13
合 計		21

(※平成25年度より受け入れ開始)



法教育資料

鹿児島市立玉龍中学・鹿児島大学法科大学院連携授業

日時 12月26日(木) 午後1時から

場所 鹿児島大学郡元キャンパス 総合教育研究棟2階

スケジュール

※生徒を60名ずつ1組と2組に分けて実施。

1組

1時間目 午後1時から2時まで 201教室(法廷教室)

担当 中島 宏(鹿児島大学教授)

- ・ 法律家のしごと
- ・ 裁判のしくみ
- ・ 法科大学院について

2時間目 午後2時10分から3時10分まで 203教室

担当 林 宏嗣 弁護士(いづろ法律事務所)

- ・ 弁護士の仕事
- ・ 弁護士のやりがい
- ・ 質疑応答

2組

1時間目 午後2時20分から3時20分まで 201教室(法廷教室)

担当 中島 宏(鹿児島大学教授)

- ・ 法律家のしごと
- ・ 裁判のしくみ
- ・ 法科大学院について

2時間目 午後3時30分から4時30分まで 201教室(法廷教室)

担当 本田貴志 弁護士(鹿児島中央法律事務所)

- ・ 弁護士の仕事
- ・ 弁護士のやりがい
- ・ 質疑応答

留意点

- ・集合や点呼については中学校にお任せいたします。総合教育研究棟前に集合していただき、開始10分前ごろに建物・教室に入っていただくのが例年の方法です。
- ・建物内では飲食禁止とさせていただきます。これは、ゴミが出ることを防ぐためです。生徒が水筒等で飲み物を持参して飲むことは構いません。
- ・ゴミが出た場合にはお持ち帰りをお願いします。
- ・事前準備として、弁護士に尋ねてみたいことを生徒に考えさせておいていただくと、質疑応答が活発になってよろしいかと思えます。
- ・1時間目は、大学の研究者教員によるレクチャーです。法廷教室を使いますので、例年、裁判の真似事のようなものを生徒さんに即興でやっていただいています。ただし、このことは、事前に生徒さんに伝えないようにお願いします（これは、講義を組み立てる上での演出の都合です）。

・新聞・テレビ局等の取材を入れる可能性があります。その場合は、生徒の容ぼう等が不本意な形で映り込まないように配慮いたします。貴校の側としてマスメディアに教育実践をPRされるご予定があれば、ご遠慮なく取材を許可してください。ただし、その旨を鹿児島大学法科大学院にもお知らせください（中島宛でのメールで結構です）。

・弁護士はいずれも鹿児島県内の出身です。

・法科大学院としての公式な対応となりますので、貴校から本学法科大学院（司法政策研究科）に対して、公文書での依頼状をお出しくださいますようお願いいたします。例年どおりの書式で結構です。依頼状の宛先は以下のとおりです。

鹿児島大学大学院司法政策研究科 研究科長

米田 憲市

送付先

〒890-0065

鹿児島市郡元1-21-30 鹿児島大学法科大学院

2013年度
鹿児島五龍中学校・鹿児島大学法科大学院 連携授業

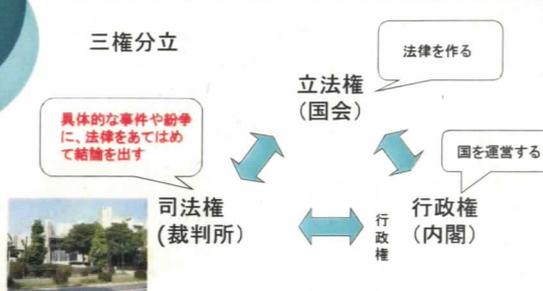
司法制度と法科大学院

中島 宏(鹿児島大学法科大学院教授)



司法って何？

三権分立



刑事裁判のしくみ



罪を犯した人に刑罰を与えるための裁判

有罪か無罪か？

刑罰の重さはどのくらいがよいのか？

民事裁判のしくみ



一般の人(原告)が、一般の人(被告)を訴える

貸したお金を返してほしい!

代金を払ったのに商品が届かないので、解約させてほしい!

事故で怪我をさせられたので、賠償金を払ってほしい!

法律家ってどんな人たち？

- 裁判官
- 検察官
- 弁護士

法曹



- 司法書士
- 行政書士



裁判官

- 裁判を進行し、結論を出す人
- 合議制と単独制
- 裁判所に勤務する公務員
- 判事補→(10年間)→判事
- 裁判官の独立
自分が担当する裁判については、誰からの干渉も受けずに判断する。



検察官

- 罪を犯した人を裁判所に起訴する
- 刑事裁判で有罪を証明する
- 警察官の捜査に間違いがないかチェック
- 検察庁に勤務する公務員

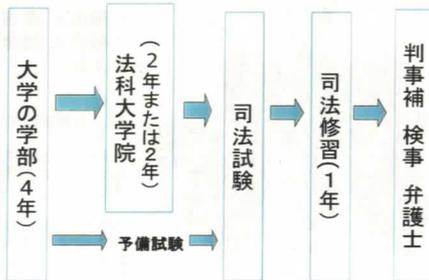


弁護士

- 民事事件で原告や被告の代理人となる
- 刑事事件で被告人の弁護を行う
- 法律相談
- 裁判以外の紛争解決
- 契約書の作成など(紛争の予防)
- 法律事務所を経営
- 法律事務所に勤務
- 企業や役所に勤務



法律家になるためには？



法科大学院ってどんなところ？

- 平成16年から始まった制度(法曹増員へ)
- いろいろな人が入学(法学部以外、社会人)
- 原則は3年間
- 法学既修者は2年間の短縮コース
- 法学の理論と実務の両方を勉強する
- 実習授業がたくさんある
- 毎日が勉強漬け 1日8時間以上
- 少人数での授業
- 制度の見直しが行われている

司法試験に挑戦！

- 法科大学院を修了した人が受験
- 法科大学院に進学しなくても、予備試験(合格率4%)に合格すれば受験可能
- 合計8科目、4日間・朝から晩まで
- マークシート方式と論文式を両方受ける
- 合格率は26.7%(2013年)
- 法科大学院を修了して5年以内
- 合格者数の見直し

司法修習

- 1年間かけて法律実務を実地に勉強する
- 国から生活費が貸与される(あとで返す)
- **実務修習**
全国の裁判所、検察庁、法律事務所先輩の仕事を見ながら修行する
- **集合修習**
埼玉県の司法研修所に集まって、判決の書き方などを勉強。
- 最後に試験がある。落第する人もいる

KULS ニュースレター No. 32

INDEX

- 平成23年度前期重要判例紹介 一 商法分野一、一民法分野(前編)一
- 鹿児島市立玉龍中学との連携授業を実施
- リーガルクリニックAの開催について
- キャンパスライフ

● 平成23年度前期重要判例紹介

一 商法分野一

・最決平成23年4月26日判時2120号126頁
 (最決平成23年4月19日判時2119号18頁)

■ 決定要旨

「吸収合併等により企業価値が増加しない場合に消滅株式会社等の反対株主がした株式買取請求に係る「公正な価格」(会社785条1項)は、原則として、株式買取請求がされた日における、吸収合併契約等の承認決議がなければその株式が有したであろう価格をいう。」

■ 参考文献

「事例20：公正な価格」事例で考える会社法380頁(7階資料室配架)

■ 論点

* 買取価格の決定方法

「公正な価格」の意義：「シナジー適正配分価格」と「なかりせげば価格」
 「なかりせげば価格」

■ 事案

・選定基準時の問題→「株式買取請求時」
 (株式買取価格決定申立事件の最高裁判決)
 定)「YとZとの間のZを株式交換完全親会社、Yを株式交換完全子会社とする株式交換(Yの株主総会における承認決議)に反対したYの株主であるXらが、Yに対し、自らの保有するY社株式を会社法785条1項所定の「公正な価格」で買い取ることを請求したが、協議が整わなかったために、XらがYに対し、会社法786条2項に基づき、裁判所に株式の買取価格を申し立てた事件である。」

■ 決定の内容

「①本件は、吸収合併等により企業価値が増加しない場合であり「なかりせげば価格(株式交換がなければ本件株式が有していたであろう客観的価格)が「公正な価格」である。
 ②破棄された原決定(原々決定も)は、株式の買取価格につき、その算定の基準日を株式交換の効力発生日としていた。③算定方法については、「裁判所の合理的裁量に委ねられている。」と判示している(参考文庫をよく参照のこと)。」

■ 決定の背景

「2つの最高裁決定まで、算定の基準時に関しては、効力発生日または買取請求期間の末日とするのが多くの裁判所(本件原決定、4月19日決定の原決定を含む)の立場であった。最高裁は、なぜ「株式買取請求時」を採ったのか、考えるところである。」

司法試験との関係(悩みをみせる)「本件事案では、Y社の株価が日々下落していた。比較的早い時期に買取請求したX1と買取請求期間の末日に請求したX5とでは、(45300円と43250円)2050円の差額があった。」この場合に、「買取価格は一律に決定されることが望ましいから、算定基準日は効力発生日または買取請求期間の末日である」とする判例・学説から導かれる結論は

● 鹿児島市立玉龍中学との連携授業を実施

1月28日(土)、鹿児島市立玉龍中学校の3年生120人を対象とした連携授業を実施しました。この授業は、中高一貫教育を行っている同中学校が将来の進路として様々な職業について学ぶために行っているプロジェクトの一貫であり、国立大学法人鹿児島大学による地域貢献活動として、司法政策研究科が全面的に協力したものです。

当日は、まず、法廷教室を利用して、中学生に刑事裁判の冒頭手続の様子を即興で実演してもらったあと、本学の研究者教員が、司法制度における法曹の役割と現在の法曹養成制度について解説を行いました。さらに、特別講師として、本法科大学院の修了生でもある本田貴志弁護士(鹿児島中央法律事務所)と林宏嗣弁護士(いづる法律事務所)から、実際に弁護士として仕事をしてきた経験を踏まえて、そのやりがい、難しさ、日常の様子、弁護士となるまでの道のりなどについて、生徒

と対話する旨の請負契約を締結した。Aは、完成間際になって、本件土地および建物を売却することにし、完成後の平成2年5月にこれをXに売却した。平成6年6月頃、XはYに対し、本件建物に亀裂、水漏れ、排水管のつまり等の瑕疵があることを指摘し、建て替えるか購入資金を返還するよう申し入れを行ったが、Yはこれを拒絶したため、平成8年7月、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を求め訴えを提起した。

第1次控訴審は、本件は瑕疵担保責任の領域で処理されるべき問題であり、不行為責任が成立する場合には、強度の違法性が必要であるとし、Xの請求を棄却した。これに対し、第1次上告審(最判平19年7月6日民集61巻5号1769頁)は、「設計・施工等は、建物の建築に当たり、契約関係にない居住者等との関係でも、当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務を負うと解するのが相当である。そして、設計・施工等がこの義務を怠った

志田 惣一 (商法)

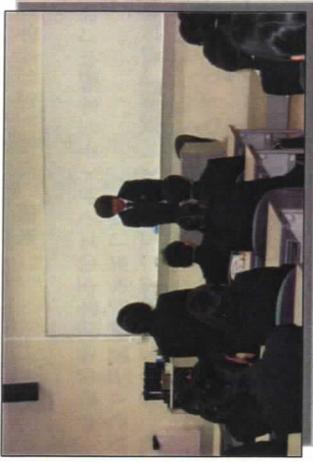
● 平成23年度前期重要判例紹介

一 民法分野(前編)一

最判平成23年7月21日裁時1536号1頁

■ 事案の概要

Aは、昭和63年10月、Yとの間で所有する土地上に本件建物(9階建て賃貸用マンション



玉龍中学生の質問に答える林宏嗣弁護士

からの質問も受けながら、詳しくお話をいただきました。

本学は、地域に学び、地域を支える法科大学院として、本来の機能である教育・研究の合間に、様々な地域貢献活動を実施しており、その経験を教育・研究にもフィードバックしています。院生のみならず、法曹となつたのち、ぜひとも本学と共にごうごうした活動に関わっていただけたらと思います。

(中島 宏)



ICT関係資料

ICTを活用した法曹養成課程の展望 —九州国立4大学法科大学院教育連携の経験から—



鹿児島大学大学院司法政策研究科

今日のメニュー

- 鹿児島大学法科大学院の特色
- 九州国立4大学法科大学院教育連携の遠隔講義システムについて
 - 導入の目的／システム構築の経緯／システム構築・保守管理費用／システムの特徴・使い勝手／システムの利点・欠点／故障した場合の対応／教員研修など
- 遠隔講義システムを用いた「授業」について
 - 対象科目とその選定／適正学生数／議論の可否／雰囲気の有無／録画の有無と活用／他のキャンパスへの配慮事項／補助教員の効用／学生同士の交流／学生の感想・満足度

鹿児島大学法科大学院の特色

- 「地域に学び、地域に貢献する」
 - 法曹養成教育と地域貢献の両立
 - 離島等司法過疎地における法律相談実習
 - 屋久島、種子島、徳之島
 - 地域を支える活力のある法曹養成
 - 法情報論：ITを活用した弁護士活動
 - 教育連携による大学の枠を超えた環境
 - 連携講義の実施
 - 九大への留学制度

鹿児島大学の遠隔教育システム

- 九州3大学遠隔講義システム
 - 遠隔講義のほか映像収録が可能
- 移動式テレビ会議システム
 - 建物内の他教室で使える2カメラ1画面の遠隔講義システム
(琉大はこれが設置されている)
- インターネットテレビ会議システム
(MeetingPlaza)
- メディア・パティオ映像配信システム
- NLSシラバス・システム
 - アカウント管理

1-1.遠隔講義システムの構築の目的

- 法科大学院の設置
 - 地域適正配置と地方国立の法学教育の基盤
 - 特色ある科目の必要性
 - 鹿児島大学と九州大学の連携での設置申請
 - 鹿児島大学の遠隔講義システムを活用した授業経験の導入を基盤
- システムの設計思想
 - ライブの重視：録画配信は軽視
 - 双方向多方向の授業の実現
 - 操作の簡易性の追求

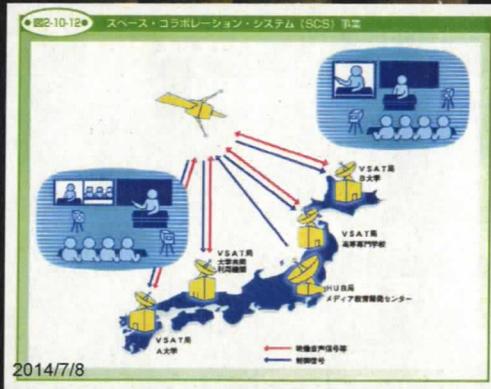
1-2-1.システム構築の経緯

- 遠隔講義システム前史
 - 1997年度から鹿児島大学・大阪大学間のSCSを活用した共同授業「法情報論」（学部）の取組
 - 松浦好治教授・指宿信助教授（当時）ほか鹿児島大学スタッフ
- インターネットの普及による発展
 - 現在は、NLSシラバス・システムを基盤に、名古屋大学、鹿児島大学、大阪大学で共同で「法情報論」（学部）を開講中

参考：

SCSを用いた遠隔講義システム

SCS=Space Collaboration System (122地点148局)
 Windows3.1 (後に95に移行)
 タッチパネル、相手先カメラの操作
 時間費用の問題、予約作業の問題、音声遅延



SCSのタッチパネル画像

Space Collaboration System

発言要求 発言取消 メニュー 運用 設定

出力選択

推奨モニター 画面 1 2 3 提示モニター TX ON 12画面E-FD 送信画像1 画面合成器 テロップバー 予備/リモート 設定/確認

静止画 動画1 動画2

画面2 講師モニター TX ON 12画面E-FD 送信画像2 録画用VTR

静止画 動画1 動画2

ソース選択

受信画像1 受信画像2 受信画像3 カメラ1 カメラ2 書画カメラ 送信VTR OFF

画面合成器 テロップバー 予備 提示モニター 送信画像1 送信画像2 録画用VTR リモート室

機器操作

OFF 設定をOFFします。

8 予備モニターは接続されていません。

詳細設定

音量

送信音声
マイク

消音

AV

消音

拡声音量

大

10
9
8
7
6
5
4
3
2
1

小

消音

1-2-2. 現在のシステム開発の契機

- 科学研究費「法科大学院における教育連携のあり方に関する研究」（研究代表・辰村吉康、2003年度～2005年度）
- 鹿児島大学・九州大学の連携協議
 - 鹿児島大学の遠隔講義活用経験
 - 米国NTTの法務部長経験者が九大准教授に
 - 熊大／琉大との連携協議（2001年春から秋）
 - 九大との連携協議（2001年秋～）
 - 熊大の受入（2003年）、琉大の参加（2005年）
- リーガル・リサーチの必修化
＝「法情報論」の必修化
- 設置審現地調査と形成支援での採択

1-2-3. 法科大学院形成支援事業など

- 平成15年3月 法科大学院設置の準備措置
 - 基本となる2カメラでの設備の設置（6百万円）
- 平成16年度から18年度

法科大学院形成支援事業

 - 九大・鹿大・熊大 総額 4億5百万
 - 各大学 毎年4千5百万円ずつ 3年間
 - 遠隔講義システムの開発に3年間で各拠点5千万円以上の投入が可能に。
- 平成19年度から20年度
 - 専門職大学院等教育推進事業（琉大を加える）
 - 2年間で、4大学に4千万円

1-2-4.構築費用と保守管理費用

- 構築費用は基本的には各大学5千万円弱。
- 中核部分の構築後、各大学ごとにカスタマイズやメンテナンス。
 - 鹿児島大学の場合、録画機能やサブのマシンを追加。
 - 鹿児島大学の場合、メンテナンス費用は200万円
 - 熊大は、操作担当者を雇用など。
- 現在ではハイビジョン画質レベルで、3千万円／1拠点、程度といわれている。

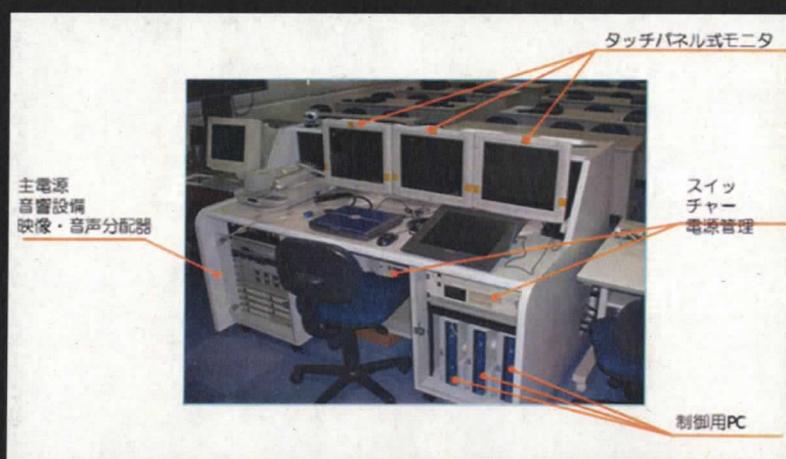
教室画像：鹿児島大学



4拠点で実施する場合



鹿児島大学の操作卓





1-2-5. ネット会議システムと 映像配信システム

- Meeting Plaza
 - 遠隔授業や研究会での活用
 - 少人数の学生で、出張時などに活用
- 映像配信システム (MediaPatio)

1-3.遠隔講義システムの長所

- 高度な操作が容易にできる。
 - 基本は3タッチで映像をスクリーンに出せる。
 - 九大・鹿大・熊大の3大学間では、相手方カメラを含め全ての映像を1拠点から自由に操作・映出できる。
- 汎用性が高く、その実現も容易。
 - 汎用性の高いH323プロトコルのテレビ会議システムがあれば、ゲスト機能でどこでも接続できる。
 - 外部入力（PC、書画カメラ、BDレコーダーなど）を容易に使える。
 - MeetingPlazaやサブマシンを併用できる。

1-4.遠隔講義システムの短所

- 導入にコストがかかる。
 - 端末が単体で1機50万を超え、その他を交えたと100万を超える。サブマシンで600万円（音響制御）
- H323規格に限られ、拠点が限られる。
 - PCさえあれば使える、MeetingPlazaでカバー
- ベンダーが再構築をいやがるほど、内部が複雑で高度。
 - ハイビジョン・バージョンは、より簡易なものが提案されている。
- 教育技術が求められる部分がある。

1-5.故障した場合の対応

- メンテナンス契約
 - 中核機器の交換保守と機能実現
 - 200万円/年
- 基本的に24時間メンテナンス可能
 - 現実には課業時間中であれば、即座に対応。
 - 授業のない日に接続試験などを含めて対応。
 - 3大学同時対応も可能。(琉大は別)
- うまくいかないときは、サブのシステムを活用。
- このほか、バージョンアップ対応や機能強化のために年間150万円くらいかけている。

1-6.教員等の研修

- 特にやっていない。
- 個別に指導：1回でだいたいマスター
- できない教員対応
 - 事務補佐員（九大はTA、熊大は雇用）によるサポート
- 教員は、興味・やる気のある人は誰でもできるが、ない人は駄目。

2-1.対象科目とその選定

- 基本：必要に応じて、どの科目でも使う。
- 例 外
 - 法律基本科目やそれに近い科目（民事訴訟実務の基礎など）で、教員と学生が一度も直接会えない場合は、オフィスアワーや学修効果の管理上の事情から回避している。
- 特にシステムに特化した科目
 - 法情報論：九大と双方向
 - 司法政策論：4大学同時実施

2-2.遠隔講義に適した形式

- 学生数
 - 合計で50名から60名は経験があり、問題なかったと思う。
 - 他拠点で50名を超えると、その拠点の緊張感の確保がむずかしい。
 - 数より教員の意識と教育技法の問題
 - 失敗の原因
 - 教員が話し続けるスタイル
 - 自拠点以外の学生への配慮ができない
- 双方向・多方向の演習形式の講義に適している。

2-3.他の教室の把握や必要な配慮

- 教員に求められる教育技術：他拠点優先
 - 複数拠点を一つの空間として認識すること。
 - 他拠点の視聴者を優先して、積極的に指名すること。
 - マイクの扱い（口からの距離、握り位置）
- シラバス・システムなどとのメディア・ミックスが効果的
 - 教室だけで終わらない授業構成
- 補助教員がいる方が望ましい。
 - 補助と言うより共同担当とした方がよい。

2-4.学生満足度

- 学生の意欲が低い場合、適切な授業管理ができないと、学級崩壊を起こす。
 - 内職や授業中に教室を出入りする。
- 学部レベルの「通常の学習意識」では、学修成果は厳しいと思う。
- サポートできる教員が身近にいる機会は大切。